

## 決算審査特別委員会議事日程（第1号）

平成26年9月5日（金）本会議終了後開会

### 議事日程（第1号）

- 第 1 委員長の選任について
- 第 2 副委員長の選任について
- 第 3 付託案件について
- 第 4 審査日程及び審査場所並びに審査方法について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席委員（17名）

|      |               |      |            |
|------|---------------|------|------------|
| 1 番  | 齊 藤 正 範 委員    | 2 番  | 藤 原 由 巳 委員 |
| 3 番  | 村 松 信 一 委員    | 4 番  | 山 崎 道 夫 委員 |
| 5 番  | 川 村 農 夫 委員    | 6 番  | 小 川 文 子 委員 |
| 7 番  | 谷 上 哲 委員      | 8 番  | 廣 田 光 男 委員 |
| 9 番  | 秋 篠 忠 夫 委員    | 10 番 | 芦 生 健 勝 委員 |
| 11 番 | 昆 秀 一 委員      | 12 番 | 村 松 輝 夫 委員 |
| 13 番 | 藤 原 梅 昭 委員    | 14 番 | 川 村 よし子 委員 |
| 15 番 | 米 倉 清 志 委員    | 16 番 | 高 橋 七 郎 委員 |
| 17 番 | 長谷川 和 男 委員    |      |            |
|      | 議長 藤 原 義 一 議員 |      |            |

### 欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 川 村 光 朗 君 副 町 長 女 鹿 春 夫 君

|                 |         |                         |          |
|-----------------|---------|-------------------------|----------|
| 総務課長            | 星川 範男 君 | 企画財政課長                  | 秋篠 孝一 君  |
| 会計管理者<br>兼 税務課長 | 中村 滋 君  | 生きがい推進<br>課長            | 川村 勝弘 君  |
| 住民課長            | 村松 康志 君 | 農林課長<br>兼 農業委員会<br>事務局長 | 高橋 和代志 君 |
| 道路都市課長          | 藤原 由徳 君 | 区画整理課長                  | 細川 賢一 君  |
| 商工観光課長          | 山本 良司 君 | 上下水道課長                  | 藤原 道明 君  |
| 教育委員長           | 松尾 光則 君 | 教育長                     | 越 秀敏 君   |
| 学務課長            | 吉田 孝 君  | 社会教育課長                  | 立花 常喜 君  |
| 代表監査委員          | 立花 純幸 君 | 農業委員会<br>会長             | 高橋 義幸 君  |

**職務のために出席した職員**

|        |          |    |        |
|--------|----------|----|--------|
| 議会事務局長 | 菊池 清美 君  | 係長 | 吉田 徹 君 |
| 主 事    | 根澤 のぞみ 君 |    |        |

---

午後 3時30分 開会

○臨時委員長（長谷川和男委員） それでは、矢巾町議会委員会条例第9条第2項の規定により、暫時の間臨時委員長の職務を行います。皆様のご協力をお願いをいたします。

---

日程第1 委員長の選任について

○臨時委員長（長谷川和男委員） 日程第1、委員長の選任についてを議題とします。

決算審査特別委員会の委員長を選任に当たり、いかなる方法で選任すればよいかお諮りをいたします。

7番、谷上哲委員。

○7番（谷上 哲委員） 平成25年度の矢巾町一般会計決算及び各特別会計決算並びに上下水道事業会計決算の決算審査特別委員会の委員長の選任に当たりましては、指名推選とし、その指名権を不肖私に与えていただきますようお願いいたします。

○臨時委員長（長谷川和男委員） お諮りします。

ただいま谷上哲委員から委員長の選任方法は指名推選とし、その指名権を谷上哲委員に与えてほしい旨発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（長谷川和男委員） ご異議なしと認めます。

よって、指名推選とすることとし、その指名権を谷上哲委員に与えます。

○7番（谷上 哲委員） ただいま指名権を与えていただきましたことを心から感謝申し上げます。

それでは、平成25年度矢巾町一般会計決算及び各特別会計決算並びに上下水道事業会計決算の決算審査特別委員会の委員長に、米倉清志委員をご指名申し上げます。

○臨時委員長（長谷川和男委員） ただいま谷上哲委員から指名推選により、決算審査特別委員会の委員長に米倉清志委員を選任されたい旨発言がありました。

よって、決算審査特別委員会の委員長は米倉清志委員と決定されました。

委員長のご登壇をお願いをいたします。

これをもちまして臨時委員長の職務が終了しました。皆様のご協力、大変ありがとうございました。

（決算審査特別委員長 米倉清志委員 登壇）

○委員長（米倉清志委員）　ただいま平成25年度の決算審査特別委員会の委員長にこの私が指名されましたが、もとよりその器ではないわけでありますが、指名を受けました以上は最善を尽くして大任を果たしてまいりたいと思いますので、委員の皆様のご協力をよろしく願いを申し上げます。

お諮りします。本会議に引き続き、傍聴希望者には委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員）　ご異議がないようでありますので、許可することにいたします。先ほど議長のほうから9月18日午後1時まで議長の手元に審査報告書を提出せよとのことですので、これについてもよろしく願いいたします。

---

#### 日程第2　副委員長の選任について

○委員長（米倉清志委員）　日程第2、副委員長の選任についてを議題とします。

いかなる方法で選任すればよろしいかお諮りします。

（「委員長一任」の声あり）

○委員長（米倉清志委員）　ただいま委員長一任の声がありましたが、当職において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員）　異議なしと認め、副委員長には山崎道夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

副委員長より挨拶をお願いします。

○副委員長（山崎道夫委員）　ただいまは委員長のご指名によりまして副委員長の任に当たることとなりますが、皆様のご賛同をいただいたものと感謝を申し上げたいと思います。もとより委員長は、経験も豊富ですし、何事に対しても真摯に物事をしっかり捉えて、その任に当たる人でございますので、私ごときが補佐する何ものもないと捉えておりますけれども、役目柄必要があった際には、補佐の任に当たっていきたくと思います。

もう一つ、特別委員会の審査に当たっては、それぞれの委員の皆さんの真摯な質疑によりましてしっかりと審査が行われるように、そして審査報告がしっかりとしたものがつくられるようによろしくお願いをしたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いをしてご挨拶にしたいと思います。よろしく願いします。

---

### 日程第3 付託案件について

○委員長（米倉清志委員） 日程第3、付託案件についてを議題とします。

付託案件については、平成25年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定についてであります。

先ほど本会議において本決算審査特別委員会に付託され、審査することに決定しておりますので、ご了承願います。

---

### 日程第4 審査日程及び審査場所並びに審査方法について

○委員長（米倉清志委員） 日程第4、審査日程及び審査場所並びに審査方法についてを議題とします。

去る8月27日の議会運営委員会において決算審査特別委員会の運営方法について協議がなされ、審査の方法については委員全員による全体審査方式により審査することに決定しております。

日程についてであります。本日は設置をもって終わることになり、この後散会いたしますが、8日から本委員会に入ります。

8日は、付託議案の詳細説明を本議場で行っていただきます。9日、10日は休会、11日は先ほど申し上げましたように全体審査方式による質疑を行いますので、本議場で議案の順に従って2日間で全議案の質疑を進めます。12日は、質疑が終了した後、各委員の皆さんから7議案に対する意見書を当職に提出してくださるようお願いいたします。13日から15日は休日休会、16日、17日は休会であります。18日は、特別委員会の最終日で午前11時から開会し、審査報告書の承認をいただき、議長に提出したいと思っております。

以上の日程で進めてまいりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議なしと認めます。

よって、そのような日程で進めてまいります。

お諮りします。審査報告書の作成に当たっては、副議長、各常任委員会の委員長、副委員長、そして決算審査特別委員会の当職と副委員長の7名による審査報告書作成委員会で作成し、来る9月18日、午前11時からの決算審査特別委員会において皆様方にお諮りし、協議の

上、成案を得て議長に提出するという手順を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) ご異議ないようでありますので、そのようにさせていただきます。

それでは、審査報告書作成委員会の方々を初め委員の皆様のご協力をお願いいたします。審査報告書作成委員会の皆様は、散会后第1委員会室にお集まりいただきたいと思ひます。

---

○委員長(米倉清志委員) それでは、本日はこれをもって散会いたしますが、8日は午前10時に本委員会を開会いたしますので、本議場にご参集くださるよう口頭をもって通知いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 3時41分 散会

## 決算審査特別委員会議事日程（第2号）

平成26年9月8日（月）午前10時開議

### 議事日程（第2号）

#### 第1 議案の詳細説明について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席委員（17名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 齊藤正範  | 委員 | 2番  | 藤原由巳  | 委員 |
| 3番  | 村松信一  | 委員 | 4番  | 山崎道夫  | 委員 |
| 5番  | 川村農夫  | 委員 | 6番  | 小川文子  | 委員 |
| 7番  | 谷上哲   | 委員 | 8番  | 廣田光男  | 委員 |
| 9番  | 秋篠忠夫  | 委員 | 10番 | 芦生健勝  | 委員 |
| 11番 | 昆秀一   | 委員 | 12番 | 村松輝夫  | 委員 |
| 13番 | 藤原梅昭  | 委員 | 14番 | 川村よし子 | 委員 |
| 15番 | 米倉清志  | 委員 | 16番 | 高橋七郎  | 委員 |
| 17番 | 長谷川和男 | 委員 |     |       |    |

#### 欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

|          |      |   |       |      |   |   |
|----------|------|---|-------|------|---|---|
| 副町長      | 女鹿春夫 | 君 | 総務課長  | 星川範男 | 君 |   |
| 企画財政課長   | 秋篠孝一 | 君 | 会計管理者 | 中村   | 滋 | 君 |
| 生きがい推進課長 | 川村勝弘 | 君 | 兼税務課長 |      |   |   |
|          |      |   | 住民課長  | 村松康志 | 君 |   |

農林課長  
兼農業委員局長  
事務局長

高橋和代志君

道路都市課長

藤原由徳君

区画整理課長

細川賢一君

商工観光課長

山本良司君

上下水道課長

藤原道明君

教 育 長

越 秀 敏 君

学 務 課 長

吉 田 孝 君

社会教育課長

立 花 常 喜 君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長

菊池清美君

係 長

吉 田 徹 君

主 事

根 澤 のぞみ 君



---

午前10時00分 開議

○委員長（米倉清志委員） お諮りします。

本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議ないようでありますので、許可することに決定いたします。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、5番、川村農夫委員が都合により、遅参する旨の通告がありました。

ただいまから本日の決算審査特別委員会を開会します。

---

#### 日程第1 議案の詳細説明について

○委員長（米倉清志委員） 直ちに決算審査特別委員会の会議に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1、議案の詳細説明についてを行います。

本日は、付託を受けました議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定、議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定、議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定の7議案について議案の順序に従い一括して詳細説明を受けたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議ないようでありますので、7議案を一括して説明を受けることにいたします。

なお、説明に当たっては、説明者をお願いいたしますが、決算書の中の重要部分を除いては、ごく簡潔に説明していただくようお願いいたします。

それでは、議案の詳細説明に入りますが、議案の説明は休憩中に行いたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) ご異議ないようでありますので、休憩中に行います。  
休憩に入ります。

午前 10時04分 休憩

—————  
午後 1時38分 再開

○委員長(米倉清志委員) それでは、再開します。

—————  
○委員長(米倉清志委員) 本日は議案の詳細説明をもって終わるわけではありますが、11日と12日は7議案に対する質疑となっております。11日は、午前10時に開会しますので、この議場に参集されますよう口頭をもって通知します。

本日はこれをもって散会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時39分 散会

決算審査特別委員会議事日程（第3号）

平成26年9月11日（木）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 全体質疑

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（17名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 齊藤正範  | 委員 | 2番  | 藤原由巳  | 委員 |
| 3番  | 村松信一  | 委員 | 4番  | 山崎道夫  | 委員 |
| 5番  | 川村農夫  | 委員 | 6番  | 小川文子  | 委員 |
| 7番  | 谷上哲   | 委員 | 8番  | 廣田光男  | 委員 |
| 9番  | 秋篠忠夫  | 委員 | 10番 | 芦生健勝  | 委員 |
| 11番 | 昆秀一   | 委員 | 12番 | 村松輝夫  | 委員 |
| 13番 | 藤原梅昭  | 委員 | 14番 | 川村よし子 | 委員 |
| 15番 | 米倉清志  | 委員 | 16番 | 高橋七郎  | 委員 |
| 17番 | 長谷川和男 | 委員 |     |       |    |

議長 藤原義一 議員

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

|       |      |   |          |      |   |
|-------|------|---|----------|------|---|
| 町長    | 川村光朗 | 君 | 副町長      | 女鹿春夫 | 君 |
| 総務課長  | 星川範男 | 君 | 企画財政課長   | 秋篠孝一 | 君 |
| 会計管理者 | 中村滋  | 君 | 生きがい推進課長 | 川村勝弘 | 君 |
| 兼税務課長 |      |   |          |      |   |

|             |           |                                     |             |
|-------------|-----------|-------------------------------------|-------------|
| 住 民 課 長     | 村 松 康 志 君 | 農 林 課 長<br>兼 農 業 委 員 會 長<br>事 務 局 長 | 高 橋 和 代 志 君 |
| 道 路 都 市 課 長 | 藤 原 由 徳 君 | 区 画 整 理 課 長                         | 細 川 賢 一 君   |
| 商 工 観 光 課 長 | 山 本 良 司 君 | 上 下 水 道 課 長                         | 藤 原 道 明 君   |
| 教 育 委 員 長   | 松 尾 光 則 君 | 教 育 長                               | 越 秀 敏 君     |
| 学 務 課 長     | 吉 田 孝 君   | 社 会 教 育 課 長                         | 立 花 常 喜 君   |
| 代 表 監 査 委 員 | 立 花 純 幸 君 | 農 業 委 員 會<br>会 長                    | 高 橋 義 幸 君   |

**職務のために出席した職員**

|             |           |     |         |
|-------------|-----------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 菊 池 清 美 君 | 係 長 | 吉 田 徹 君 |
| 主 事         | 根 澤 のぞみ 君 |     |         |

---

午前10時00分 開議

○委員長（米倉清志委員） 会議に入ります前に当職から申し述べたいことがあります。本日も上着を脱ぐことを許します。また川村町長ほか参与の方々についても同様に願います。

本日も皆さんにお諮りをします。本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議がないようでありますので、許可することに決定いたします。

ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、11番、昆秀一委員は、都合により遅参する旨の通告がありました。

ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

---

#### 日程第1 全体質疑

○委員長（米倉清志委員） 直ちに本日の日程に入ります。

日程第1、全体質疑、8日は、付託されました7議案に対して詳細説明をいただきましたが、本日及び明日の2日間は7議案に対する全体質疑及び総括質疑となっております。

質疑の方法についてお諮りします。質疑は提案された議案の順に従い、一般会計は歳入、歳出の順に1款ごとに進めてまいりたいと思います。各特別会計については、歳入全般と歳出全般に分けて質疑を行ってまいりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議ないようでありますので、そのように進めてまいります。

また、質疑のルールについて決めたいと思いますが、質問に当たっては、第1点何々、第2点目何々というように質問事項を明確にして何点かまとめてお願いします。また、一般会計は1人1款ごとに、特別会計については歳入、歳出ごとに2回までと制限したいと思いますが、答弁が不明瞭な場合はこの限りではありません。

なお、何ページの何款、何項、何目、何節あるいは何の事業かを明らかにして簡潔にお願いします。答弁側も答弁に当たっては、第何点目についてかを明確にし、わかりやすく答弁願います。

それでは、ただいま11番、昆秀一委員が出席しておりますので、お知らせいたします。

それでは、一般会計決算の歳入から入ります。

第1款町税。質疑ございませんか。

川村委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で13ページ、町民税の個人はマイナスになっているのですけれども、法人税はプラスになっているのですけれども……

○委員長（米倉清志委員） マイク、もう一回お願いします。

○14番（川村よし子委員） 町税の1款1項1目個人町民税、マイナスになっているのですけれども、どういう理由でこうなっているのか。意見書の中にも書いているのですけれども、もう少し詳しくお話をお願いします。

それから、徴収率ですけれども、税務課の職員は平成25年度は1人増員になっていると私思ったのですけれども、その増員にもかかわらず徴収率が99.29という徴収率なのですけれども、どういうところがこういう結果になったのか、詳しくお願いいたします。

それから、法人税のところはプラスになっているのですけれども、どういう企業が上向きなのかお伺いします。

○委員長（米倉清志委員） 中村会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

町民税が減ということになっていきますけれども、個人町民税、法人町民税、合わせれば減ということになりますけれども、個人町民税は伸びているというような状況でございます。この減というのは、法人町民税が去年より約9,000万円ほど落ちている関係でトータル的には減となっているというような状況でございます。減となっている部分につきましては、企業活動につきましては、それぞれ企業の努力等ありますけれども、震災等の復興需要というのが一段落してきたのかなというふうにも思っております。また、町内企業で大きいところ等につきましても設備投資等によりまして、それにより経費等が増大になったということで前年に比べると大分申告額も減っているというような状況にありますので、だからといって、減ったからといって全体的に落ち込んでいるということではなくて、24年度が通常より約1億円ぐらい1億5,000万円ほど増収であったという、その反動もあります。通常でありますと、法人町民税、大体3億5,000万円前後のところは通常ベースで今まで来ているところですが、それが24年度のところで約6億円近くにもなったというようなことで、その反動でことしは比較すると1億円近く減になっているというようなことでありますので、単純にどう

のこうのということではなくて、前年に比較すれば、そういう結果になったというようなこととでございます。

次の2点目、職員が増になったということとでございますけれども、税務課の職員は、ここ数年変わっておりません。20年ごろから人員は変わっておりません。ですので、徴収率につきましても全体では、町税全体で99.02ということと個人町民税は99.29ということとでございますけれども、これにつきましてもほぼ例年ベースということとであります。ですので、特に落ちたというふうには捉えていないところでございます。

あと企業でのどういう企業が伸びているかというようなこととでございますけれども、前年と比較いたしまして増加額が大きいというようなところにつきましても、食料品の卸し販売業とか、電機製造業、あとは医薬品卸し等が前年に比較して伸びているというような状況とございますし、また反対に減額の大きいところにつきましても、医薬品の調剤及び販売されているところ、あとは病院経営と、あとは自動車部品等の販売業というようなところがまず去年に比較して減というような状況となっております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 藤原梅昭委員。

○13番（藤原梅昭委員） まず1点目は、12ページの軽自動車税についてちょっとお伺いします。軽自動車税が25年度大分増額になったわけなのですけれども、これの回答はエコカーで軽自動車かふえたということで、非常に町税としては結構なことだと思うのですけれども、何か軽自動車あるいはエコカーに対するいわゆる町税をふやすための施策としていろんなPR等々、もしお考えがあれば、お伺いしたいなと思います。それが1点目です。

○委員長（米倉清志委員） 中村会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

軽自動車税が伸びているということにつきましても、委員お説のとおりでございます、今車等の販売については、ちょっとことしに入ってからには不振の状況等が続いておりますけれども、昨年までのところにつきましても、確かに燃費が、軽自動車であってもハイブリット並みの燃費が得られるとか、また諸経費が普通車に比べると格段に安い、また自動車税につきましても軽自動車は760cc、それと1,000ccのコンパクトカーと申しますか、普通車の車両に比べると自動車税も大分、3分の1ほどに安いというようなことで車等を買いかえる場合については、普通車から軽自動車へというシフトが大分このごろ続いてきているようでございます。そのことについて特段軽自動車に変えるようにPRというようなことはする

のかというようなご質問でございますけれども、うちのほうとしては、特に軽自動車に変えてくださいとか、軽自動車に多く乗りましょうというようなそのためにこういう軽減もありますというようなことは、特にやってもおりませんし、町が車を売るということではないので、特段そこら辺のPR活動ということについては、今のところ特段考えてはいないところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

齊藤正範委員。

○1番（齊藤正範委員） 町税の還付金に対する質問はここでいいですか。

（「歳出で」の声あり）

○1番（齊藤正範委員） いいです、わかりました。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第2款地方譲与税。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第3款利子割交付金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第4款配当割交付金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第5款株式等譲渡所得割交付金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第6款地方消費税交付金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第7款自動車取得税交付金。ございませんか。



(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第8款地方特例交付金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第9款地方交付税。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第10款交通安全対策特別交付金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第11款分担金及び負担金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第12款使用料及び手数料。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第13款国庫支出金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第14款県支出金。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

第15款財産収入。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) それでは、進めます。

16款寄附金。質疑ございませんか。

藤原委員。

○13番(藤原梅昭委員) 先ほどは失礼しました。それでこの寄附金の中の一般寄附金、これがこの前の質問事項に私も質問させていただいたわけですが、半分が一般寄附という

ことでありまして、残り半分がふるさと納税ということで25年度の実績は3件で107万円と、そういうようなご回答でした。昨今大分ふるさと納税についても全国でいろんな形で募っていると、そういうPRやらあるいはいろんな御礼についての検討した上で、岩手県も大分1億強の納税額があったというような発表があったわけですがけれども、当町としてもせっかくのいい納税機会なわけですから、何とかこれをPRして、何か御礼について、謝礼についていろいろ意見はあるようではございますけれども、当町の特産品を御礼に出すことによって特産品のPRにもなるし、あるいは特産品、農家なのか、あるいは商工業者なのか、いろいろあると思うのですが、そういうところに対する支援にもなるということでぜひ来年度と言わず今からでもどんどんPRして進めていただきたいというふうに思うのですが、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今委員さんからもご提案がありました。それから、以前議会のほうでも藤原由巳議員さんのほうからもご提案のあったことをございます。当初は、町でも余り、ほかのところではいろいろそういったお礼の品等のものがありまして、余り華美にならないようにということで国のほうからの文書、指導等もあったところではありますが、今はそういったことで地域のPRにもつながることで大分そういった方向性が出ております。ということで町といたしましても過度にならない程度のお礼等を考慮した形でのふるさと納税の制度を取り入れてまいりたいというようなことで考えております。そういったことで町のほうで要綱を定めまして、使途、寄附をいただいた寄附金の使い道等の使い方、あるいは手続、それからお礼等の内容につきまして要綱に定めましてこれからPRに努めてまいりたいと考えております。

いずれ余り過度のお礼といいますか、そういったふるさと納税の趣旨に沿うような形で町のほうでも対応してまいりたいというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第17款繰入金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第18款繰越金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第19款諸収入。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

20款町債。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 以上で歳入を終了し、歳出に入ります。

第1款議会費。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第2款総務費。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 51ページの真ん中あたり、広報紙取材編集委託料ですけれども、広報紙は、より多くの町民にわかりやすい町の情報をお知らせするものですが、見やすさを追求するためにリニューアルなどをして、常によりよい伝え方を考えていくべきだと思うのですが、広報紙はどのくらいのペースでリニューアルを行い、それをどう考えているのかお伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 広報紙につきましては、特にリニューアルというようなことはございませんが、さまざま担当部署のところでいろいろ工夫をしながら皆さんに見やすい、あるいは読んでもらえるような広報の作成に努めているところであります。いろいろ担当レベルの研修会あるいはそういった研修会あるいはコンクール等などにも応募したりして、いろいろたくさんの皆さんの広報なども参考にしながら見やすい広報に努めているところであります。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

村松委員。

○3番（村松信一委員） 59ページです。ヒマワリの栽培についてお伺いいたしますが、ヒマワリの観賞後のヒマワリの種の処理は、どのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ひまわり畑についてであります。春先には菜の花を咲かせておりますし、夏場にはヒマワリを咲かせております。今は、その種につきましては、ハイブリット製といえますか、多年生ではなく、その年で終わりということになっておりますので、種を収穫とか、そういったことではなく、そのものはすき込みにしている状態であります。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） ページ数で49ページ、豪雨災害対策事業のところの災害初期対応業務委託料7,600万円なのですけれども、今年の豪雨災害のときのことだと思っておりますが、もう少し詳しい内容、状況をお知らせください。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今委員さんがお話しされましたとおり、今年の8.9の関係でございまして、まず災害が発生して、とりあえず応急手当というか、いろいろ崩れたところ等々ありましたので、あるいは下海老沼橋あるいは岩崎川橋等々に木が詰まったりというふうなこともありましたので、とりあえず町の建設業協議会のほうにお願いをいたしまして、その作業をしていただいた、対応していただいたというふうなところでございます。

それから、各家庭に流れ込みました土砂等の搬出等の関係で土のう袋とか、あるいは消毒のための石灰とかというふうなことで、あるいは避難所に対する食料等々、いずれ発生して間もなくのところの対応に対しての費用ということでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

齊藤委員。

○1番（齊藤正範委員） 61ページ、町税還付金ですけれども、報道によると、他の自治体で還付金の金利の計算が違って、5年間にさかのぼって支払わなければならないというような

報道がありましたけれども、当町のほうはどういう部分がその対応になるのかお聞きします。

○委員長（米倉清志委員） 中村会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの件についてお答えいたします。

報道機関というか、あるテレビで報道されたようでございますけれども、私もちょっとそのテレビの中身、見なかったので、ちょっと掌握はしていませんけれども、それ以降、この間の検討会でそういう話があったということで事実関係を確認をいたしましたところ、この中身につきましては、従来確定申告というのは、3月15日までにするのが通常であるわけなのですけれども、その中でサラリーマンで年末調整だけで終わってしまう人については、特段医療費の控除とか、特段そういう特別な事情がない限りは申告する必要はないわけなのですけれども、中にそういう医療費があったとか、そういう申告することによって所得税が還付になるという方も中にはおります。そういう方の中で、期限の3月15日までに申告されていただければ、特に問題はないのですけれども、それ以降、要するに期限を過ぎてから申告をされるというのがまああるわけなのですけれども、そういうふうに申告された場合についての還付等、それに応じて町税のほうも計算されるわけなのですけれども、さかのぼって申告書を提出されたという場合については、前に計算したのと差異が出てきますので、還付が生じるということになってまいります。

その還付が生じた場合について、還付加算金といいますけれども、利息に相当する部分でございますけれども、その計算の開始する時期、始まりの時期がありますけれども、これが地方税法第17条の6、その中で還付加算金の計算の規定がされています。17条の4のところでは還付加算金の計算の方法が規定されております。

当方といたしましても、これは当町に限らず全国的な問題になっているようでございまして、当町のほうにつきましても計算の始期、始まりというものについては、所得税の更正のあった日の翌日から起算して1カ月を経過する日の翌日ということで、要するにそういう申告書を出されたことで所得税の変更があったよということを捉えて申告書を出された翌月、要するに1カ月後から計算の始期ということで取り扱っていたということがわかったということになりました。これにつきまして、本来年末調整だけで終わった場合についての還付加算金の始まりの時期というものについては、決定されて納付された翌日から計算を始まりますよというのが地方税法の規定の中の17条4項第1項第1号の中にあるわけですが。先ほど言いました申告書を提出してから1カ月後のものにつきましては、同じ条文の17条の4の第1項第3号の中にそういう規定がありまして、その解釈の誤りということで、この法律

そのものが昭和44年に制定されたものでありまして、その間四十数年間、間違った取り扱いがされてきたものというふうに考えられます。ですので、その部分につきまして時効である5年、どの程度の期限後申告されているかという部分を全部把握しなければなりませんし、期限後申告が年末調整だけで終わっている人も、本来はそれで終わる人が何ぼ出しているのかというのを全部洗い出ししなければならないということで、その部分については、相当日数、少なくとも一、二週間程度はかかるであろうと、今のところ鋭意抽出はしておりますけれども、簡単にちょっとできる中身ではないと。そして、申告されたものも本当に確定申告で年末調整だけで終わっている人なのか、全部その中身を一つ一つチェックしなければならないし、本当に還付加算金が発生するのかというところも全部精査しなければならないということでありますので、これらについて調査中でございますけれども、テレビ報道等されたように、当町に限らず、ここの管内のところでもそういう事例を持っているところもあるやに聞いておりますので、それについては、速やかにできる限り早く処理をしていきたいなというふうに考えております。

これについて、ほかの県であれば、県のほうから取り扱い注意の喚起の文書等流れていたようでございますけれども、本県におきましては、県のほうではそういう文書等については、一切流していないというような状況で私たちもちょっとそこになかなか気がつかなかったということで大変納税者については、住民の方にはご迷惑をおかけしたということになるかと思えます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

川村委員。

○14番（川村よし子委員） 1点だけ。ページ数で57ページ、2款1項6目のふるさと矢巾会運営費補助金のこの使い道というか、通信とか、いろいろあると思うのですがけれども、主なものを教えていただきたいと思えます。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

ふるさと矢巾会に対しましての補助金であります。年に1回11月にふるさと矢巾会の総会がございますが、そういった大会の資料代、あるいは会員等への郵送あるいはそういったものの経費になっております。それから、さまざまこちらの町のほうから広報なども送付したりしてございますが、そういったもろもろの経費等が含まれているものでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） 総会には、こちらから誰か担当者が行くのですか。ちょっと100万円というのは、通信費、今課長お答えしてもらったのは、通信費が主なような答えだったのですけれども、担当者とかも行く旅費とかも入っているのでしょうかお聞きします。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

こちらから職員も担当課のほうからは3名、課長を含めまして行っております。そのほかに町長あるいは各団体の長等が行っておりますが、それらは補助金の経費にはなってはございません。ちょっと今手元に詳細な資料がございませんので、内容につきましては後刻お答えをいたしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） さわやか号のことについてお聞きをしたいと思うのですが、今ちょっと探していて、57ページの上のほうです。昨年大雨被害で矢巾温泉が使えないときに、あちらのごみ焼却場のほうのふれあい館を利用したいという方が多くて、それでさわやか号の路線変更ができないかということをお願いしましたが、なかなか路線変更するには大変な許認可のこともあるので難しいということでしたが、現状では、やはりまだ新たな路線変更はなさっていないようでございますけれども、年度末とか、どこの時点で、多分年度末の時点での契約になるかと思われませんが、そういうふうな路線変更を町民の要望があったりしたときには、新たにつけ加えたり、あるいはあそこはもう使わなくなったから減らすとか、そういうふうな議論というのは、どのようになされているのか。そしてまた、大変だということではなく、せっかくのさわやか号でございますので、やはり路線変更も視野に入れた年度ごとの対応というのが必要ではないかと思うのですけれども、その点についてお願いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） さわやか号の路線変更でございますが、まず検討会のほうでも多分申し上げたと思いますが、路線変更するためには、さまざまな手続がございまして、陸運局あるいはそういったところの手続もあるようでございまして、県交通とかも協議を進

めてお聞きをしたりしておりますが、非常に大変難しい状況にあります。ただ、要望が多い場合には、こちらのほうでも町のほうでバス運営協議会等も開かれておりますので、そういったところで検討もしてまいりたいと思っております。そのルートにつきましては、大分、今定着もしてきている状況にもございますので、余りルートを変えますと、今度は所要時間もかかったりして、本数といいますか、そういった経路がふえることによりまして、所要時間等の検討もしなければならぬと思っておりますので、その辺のところはそういったところで検討はさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

3款民生費。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 75ページ、軽度生活援助事業委託料の150万円ほどですけれども、高齢者世帯の敷地内の除雪を行うという事業のようですけれども、委託先がシルバー人材センター、これはどのように決定したのかということと、あとボランティアなどの活用でできないものなのか、こういうものは。ということと、あと検討会資料では、登録者108人になっていたのですけれども、報告書では109人となっております。どちらが正しいのでしょうかというのと、次もう一問ですけれども、77ページ、子ども子育て会議ですけれども、今後の予定をお伺いします。また、大変これ興味が、すごく興味がある方がいらっしゃるのですけれども、会議の日時等をホームページ等で公表していただけないものなのかお伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

軽度生活援助事業委託、シルバー人材センターに今委託をお願いしておりますが、その経緯につきましては、雪が突発的に降った場合に、当然ながらすぐ出動していただかなければならないわけですので、基本的には今のところシルバー人材センターを介してシルバー人材センターの会員が近く申し出者のところに除雪、雪払いに行くというようなことになっております。それぞれ多分ボランティアという話もありますが、社会福祉協議会のほうでもボランティア等々ございますけれども、やはりこのような人数を一気にやるというのは、なかなかボランティアのみでは行き届かないという部分がありまして、それぞれそのような形で



シルバー人材センターのほうにお願いをいたしております。

それから、登録者ということでございますが、昨年度の除雪の依頼登録者というのは109人が正解でありまして、109人に昨年度除雪のほうに行かせていただいております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 2点目のご質問にお答えいたします。

子ども子育て会議の開催予定ですが、この後年2回、10月と3月に開催をする予定でございます。そして、ホームページ等で公表できないかということにつきましてですが、1回目に傍聴の方を受け入れたこともございまして、また昆委員がおっしゃるとおり、町民の非常に興味のあることでもございますので、ホームページに公表することを検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 除雪の件だったのですけれども、シルバー人材センターに依頼して、委託しているものというのは、ほとんどが急を要するものなのでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） お答えをいたします。

この制度そのものが先ほどから言っておりますが、高齢者等々の除雪の事業になっております。ということになりますと、ある程度の積雪があった場合に、高齢者が家の周り、基本的には道路からそれぞれの玄関あるいはその周辺の除雪ということになります。雪があることによりまして、外に出る生活ができないというようなことが寄せられるということになりますので、私たちとしては、その生活をやはり一刻も除去するという意味で、ある程度緊急性があるというように捉えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 3款の85ページ、乳幼児医療費助成事業の3,600万円のところでございますが、一般質問との絡みでちょっと確認をしたいのですけれども、今は、これは3歳から就学前までの入院が5,000円を超える分の5,000円についての半額補助2,500円。それから、通院が1,500円を超える場合は、1,500円の半額補助、750円という額でこのような数字になっ

ているかと思えます。それで小学校6年生まで無料化したときの完全無料化、一部無料化ではなくて完全無料化のときの数値を改めてちょっと示していただきたいと思うのです。後刻でいいですけども、もしできたならば、中学校卒業まで完全に無料化された場合は、幾らぐらいかかるのか、それについても後刻お知らせをいただけるのであればお願いします。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず小学校まで完全無料化、医療費を無料化した場合、これにつきましては、いろいろ試算をしてみました結果、乳幼児、小学生合わせまして7,250万円ほどかかる見込みでございます。あくまで推計値でございますが。一応参考までに中学生も含めた場合、中学生の場合には1,547万円、無料化にかかるという試算をしております。

以上、お答えとします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

村松委員。

○3番（村松信一委員） 75ページです。ひとり暮らし老人緊急通報システムにつきましてお伺いいたします。

現在は何人に設置されていますでしょうか。そして、昨年度はどれくらいの緊急通報がありましたでしょうか。もしわかれば、緊急通報の内容についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ひとり暮らし老人緊急通報システムでございますが、25年度におきましては、23世帯に緊急通報装置を設置をいたしております。緊急通報装置、昨年度につきましては通報がございませんが、例年ですと、やはり一、二件あるというようなものが通例でございます。これは、セコムという会社のほうに通報が行きまして、それからそれぞれ緊急であれば、矢巾分署のほうに救急車の依頼をするというような形になっておりますが、そういうふうなシステムで年に何回か通常であれば、救急車のほうで搬送しました。これは、矢巾分署のほうからもお知らせが来ますし、セコムのほうからも当役場のほうにお知らせが来るとような通報になっております。なお、そのほかにつきましては、1人から3人ぐらいまでのそれぞれの連絡先が登録されておりますので、それぞれの方々にも状況等報告をするというような形になっております。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） 先ほどの小川文子委員のところの子どもの医療費のことなのですが、ここ5年ぐらいで医療費の推移というか、小学校入学前までの推移というのは、調べているでしょうかお願いします。

子どもが少なくなっているのに、医療費がかからないようになってきているのかなと予測するのですけれども、どのようになっているのかお願いします。

それから、ページ数で73ページ、生きがい対応型デイサービス事業の利用人数、調べてもらったのですけれども、ここ10年間調べてもらったのですけれども、登録人数はふえているのですけれども、利用人数が少なくなっているというところの理由を来年から要支援1、2の方々が、今まで使っていた方は、そのまま使えるようになると思うのですけれども、要支援1、2程度の方々が介護保険使えなくなるのですけれども、このところに力を入れる必要があると思うのですけれども、どのように考えているでしょうかお願いします。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 1点目についてお答えいたします。

残念ながら今手元に資料は持っておりませんので、後刻お答えさせていただきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点目の生きがい対応型デイサービス事業のご質問にお答えをいたします。

検討会でも多分お話をされたと思いますが、登録者数がふえている割合には実際に利用者数が減っている。これは延べ人数なわけですが、その理由につきましては、一つはやはりこれは公民館型もあるわけですが、公民館型でやっている場合に、参加人数が少なくて回数が減ったというような、実際的に昨年度はそのような実績もあったようでございます。

それから、おでんせハウス、昨年8.9の避難所としても利用させていただきましたが、その避難所で利用したことによりまして、あそこの利用回数も若干減ったというようなことで前年度よりは減っているなどというように思っております。

それから、要支援1の方々が来年度以降デイサービス等の利用ができないので、こういうふうなデイサービスに力をとということでございますが、前々からお話をしておりますが、介

護状態にならないためには、やはり介護予防あるいはデイサービス等々、これは必要だというように認識をしております、そのためには、今年度からであります、新たに公民館型の介護予防等々の事業も展開をし始めておりますので、これにつきましては、さらに力を入れていきたいなと思っておりますし、参加者が少ない理由、これは先ほど言った経緯もありますが、そのほかの多分理由もあるのだらうなと思っておりますので、もう少し経過等々を分析してみたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） 介護予防のところで生きがい対応型のデイサービスのことで地域の公民館でやっているのですけれども、社会福祉協議会の方と、それから地域のボランティアという形でやっているわけのですけれども、そのところに補助金年間2万円ぐらいと、あと自治会から出るということなののですけれども、矢巾1区の自治会では、居住者の人数というか、世帯数が多いですから、賄うことができると思うのですけれども、ほかの自治会では困っているところもあるのではないかと思いますけれども、その辺はどのように把握されているのですか。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 公民館型のデイサービス事業、結局おでんせという形でやっておりますけれども、それぞれ基本的には委託先が社会福祉協議会に一千何がしかのお金でそれぞれ指導者等々お願いしているわけですが、それぞれの公民館で開催している場合の負担というか、助成をもう少しという話でございますが、将来的な考え方といたしましては、行政のみでは、やはりいろんな事業というのは成り立たないなど、このように考えておりますので、やはりこういうふうな事業を通じて、その地域で結局ボランティアになってしまうわけですが、お世話していただくというような方々を育成していくというよりもお願いしていかなければならないなど、このように考えております。

その段階として、やはり今今年度からさらに公民館型の介護予防をやり始めた、ここのおでんせをやっていないところの公民館ということでやり始めたわけですが、その方々にも、やはりそういうふうな体操の仕方とか、運営の仕方とか、いろいろ覚えていただきましてやっていただければなど、このように考えております。それぞれそういうふうな形ができ始めると、それぞれの方々、あるいは自治会、それから地区にある程度のお茶代にしか多分ならないと思っておりますが、それぞれ助成ができるのかなど、このように考えております。これは、

今後そういうふうな形で進めたいなということで今年度から新たに始めた部分もございますので、何年か先にそのような形ができればなど、このように考えておりますし、それぞれ不足をしているとか、どうのこうのというのは、今のところ各自治会よりお話は聞いておりませんが、委託先であります社会福祉協議会にそのような話があるか後刻聞いてみたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

高橋委員。

○16番（高橋七郎委員） 79ページの健全育成事業の児童館事業、その中のいきいきあそびタウン事業委託料というやつありますけれども、ここはどこなのか。それで何人ぐらいの児童・生徒がいるのかお知らせください。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

いきいきあそびタウン事業でございますが、場所は、丸三建設の2階でやっておりまして、人数が現在のところ44名登録になってございます。そして放課後、学校が終わってからの居場所づくりということでさまざまな事業と申しますか、子どもたちが学校では学べないようなそういった事業、特に今回の場合は、災害のことに関して学ぶというのが大きな主眼でございましたので、そこに力を入れながら事業を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

4款衛生費。質疑ございませんか。

村松委員。

○3番（村松信一委員） 91ページ、狂犬病予防につきましてお伺いいたします。

矢巾町では1,782頭の犬がいるようでありまして、予防注射をしているのが1,463頭で、これを事前の検討会でお伺いしました。それで何も対応していないのが319頭ということで伺いましたけれども、犬が死んだ場合の、予防注射の場合は、かなり追跡調査をするということで、その残として319頭がいると思いますけれども、逆に死んだ場合の調査というのですか、届け出、これを徹底しているのかどうか。そうすると、恐らく無届けの部分もあるのではな

いかと。そうしますと、もっと達成率というのですか、この残数が少なくなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 狂犬病予防接種につきましては、予防接種の際に、もし犬が死んだ場合には、届け出するようにということで記載してご案内をしているところでございますが、残念ながらその届け出をなさっていない方がやっぱり何人かといいますか、何頭かいるところでございます。そこで今回秋、10月なのですけれども、秋にまた2回目の予防接種をする予定でございますので、そのときにまた徹底して亡くなっている場合には、届け出をしていただくようにというふうにお知らせをしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

5款労働費。質疑ございませんか。

藤原委員。

○2番（藤原由巳委員） 資料の95ページになりますし、予算に対する報告書では29ページになりますが、前回の検討会でも若干お伺いしたわけですが、決算額2,300万円という数字があるわけですが、その動きがここ数年来微々たる動きで経過しておるようでございます。この間お伺いしたところ、この預託金は、労金等への預託をしておるということで歳入のほうでも年度末には、同額プラス、金利を加算した分の歳入が計上されておるわけですが、これ2,300万円、年によっては2,900万円ということもあったわけですが、こういった財政事情の厳しい中でほとんど運用されておらないこの資金が今後とも継続されていくものなのか。あるいは継続するのであれば、減額もやぶさかではないのではないかと。これは、場合によっては、何かの上部団体からの指導、指示があつて継続されておるのか。22年度のこの同じような報告書を見ましたら、同じように貸付金、それぞれゼロというふうな数字があつて、ほぼ同額が決算書の歳入にあつたということも踏まえまして、その辺のここ数年の実態と、今後の考え方がもしありましたら、お伺いしたいということでございます。

○委員長（米倉清志委員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

決算書95ページに載っております融資貸付制度事業関係の預託の関係でご質問、ご意見ございました。この中でそれぞれ実績及び預託金については、先般の勉強会、研修会で出した数字、これは相違はございません。また、委員ご指摘の貸し付け利用状況、これについてもご説明、ご報告申し上げたとおり、数字的には間違いはございませんけれども、この問題の使用頻度、利用頻度、この部分については、やはり利用度は少ない、ゼロ件というのがあります。ここの部分につきまして、今現在すぐということにはなりませんけれども、これは当然労金のほうに預託ということで1年間の預託で歳入のほうに利息、この分を一時的に戻してまた預託というふうな形で繰り返し行っている事業でございまして、額的にも過去減額してきた経緯もございます。現在につきましては、総額、預託金合わせまして2,300万円、この部分につきましては、今後利用状況を見まして検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ここで休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○委員長（米倉清志委員） 再開します。

先ほど答弁を保留しておりました件がございますので、報告します。

秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 川村委員に対しましてふるさと矢巾会の補助金の使途といたしますか、内容につきましての保留にしておりましたことにつきましてお答えをいたします。

ふるさと矢巾会の25年度の決算報告を見ますと、収入の部では221万3,538円となっております、そのうち100万円が町からの助成金となっております。

それから、支出の部といたしましては197万5,387円となっております。内容といたしましては、総会費として、これが一番大きく125万1,053円ということで総会のホテル代あるいは会場費等が主なものとなっておりますし、議案等の印刷代が大きなものとなっております。それから、事業費といたしまして27万8,000円ほどありますが、これは県連あるいは近隣のふるさと会等の出席などに対する補助金となっておりますし、会員同士の交流の一部補助金

になっております。それから、広報費といたしましてふるさと矢巾会自身で出しております会報を2回発行しております、それらの印刷費あるいは発送等の経費が25万3,000円ほどになっております。それから、運営費といたしまして14万1,000円ほどありますが、これは役員会の会場料あるいは資料等代となつてございます。あとその他約5万1,000円ほどになっております。そういった内容となっているものであります。以上、お答えといたします。

なお、企業連絡会、ふるさと矢巾会の皆さんには、広域の企業連絡会等もありまして、東京等で会議がございますが、そういったところにも出席をいただいております、情報提供などにも努めていただいているところでございます。

以上、それも含めましてお答えとさせていただきます。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 先ほど保留させていただきました川村委員のご質問にお答えいたします。

乳幼児の医療費助成、過去5年分のデータはあるのかということでございましたが、平成20年度からとつてございまして、医療費助成には、県補助と町単独の2本がございます。県補助につきましては、大体始まった平成20年度には3,200万円ほど給付しておりますが、25年度には2,800万円ほどまで減少しております。そして対象者ですけれども、20年度には1,309人いたものが25年度には1,156名ということで県単につきましては、減少傾向ということになってございます。

一方、町単独補助につきましてはですが、これにつきましても平成20年度からデータは持っているわけなのですが、平成22年度に補助の要件を緩和しましたので、ちょっと単純には比較できませんが、20年度が給付額で155万9,758円だったものが25年には555万8,852円と多くなりました。それは平成22年度に緩和されたということが影響しております。ですので、平成22年度からは、およそ550万円、500万円前後を推移しているところでございます。一方、町単独の対象人数につきましては、21年度は47名、48名程度でございましたが、制度が緩和されてからは260名、270名と、300名と、増加の方向にあります。よって、両方合わせた全体の乳幼児の医療費給付ということになりますと、およそ横ばいであるということになります。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

6款農林水産業費。質疑ございませんか。

藤原委員。



○13番（藤原梅昭委員） けさの報道によりますと、米価がまたかなり下がるということで非常に農業が苦しい状況になってきているわけなのですが、その中で農地管理機構についてちょっと確認したいのですが、農地管理中間機構ということで農地を借り上げて、さらにそれを担い手に貸し出すと、そういう農政のまた大転換が起きているわけなのですが、今の8月末現在の1カ月間の集計によりますと、2018年度までに集約する目標の約7割が今回の公募で出てきたという状況なのなのですが、今の矢巾の状況と、あとそれから中間管理機構に農地集積する場合の集積協力金、これが初め応募すれば、それなりに協力金を出すと、こういう方向にあったわけなのですが、それが政府の予算の都合で先に手を挙げた者から順番に進めるという話と、その手を挙げた順番も農地集積が進んでいないところを優先に順位づけをして行うということで矢巾町の場合、大分農地集積が進んでいるわけですので、それからいけば後のほうになるということで非常に農家は心配しているところがあるのですが、その辺の今の進行状況、それと今後どう対応しようとしているのかお伺いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

第1点目の農地中間管理機構によります事業の状況でございました。この部分につきましては、委員仰せのとおり、今年度の分につきましては、8月末で締めたわけでございまして、その状況がホームページで公表されておりますので、既にご覧になっていらっしゃると思います。ご理解していると思いますが、まずその中の矢巾町の状況ということでございましたけれども、まず本町に関係する方の受け手のほう、農地を受けたいという方の公募数が7件、7経営体ございます。そして、全体的な面積では262ヘクタールの規模面積ということでなっているようでございます。そして、その中に純然たると申しますか、矢巾町の居住者の方の部分につきましては、組織的な部分も含めて2経営体があるようでして、あとは隣の農事組合都南とか、あとは町外の方も矢巾町のほうに希望しているというふうな状況になっているようでございます。今の段階の中では、そういう状況でございまして、あとは今年度に限り再度2回目の公募ということで11月にその公募を行うことで今のスケジュールではなっているところでございます。1点目につきましては、そういう状況でございました。

そして2点目の同じく管理事業に伴います農地集積協力金の関係でございしますが、やはり委員がおっしゃいましたとおり、当初国の説明を受けた部分と7月23日に再度詳細の担当者

レベルでの説明会があったわけでしたが、その際に、今おっしゃいましたとおり優先順位的なものをつけて、なおかつ集積率の関係を考慮しながら優先順位をつけるというふうな話がなされております。となりますと、現実的には町といたしましては、既に説明会等を行いまして、全集落の説明会を行いまして、方向性については、末端までいったか別としましても代表する方々につきましては、理解をいただいて進めておったわけですが、けれども、正直言いまして、今後の動向については、今は未知数の状況になっております。

しかしながら、町あるいは農協といたしましても、この状況でいきますと、やはり紫波郡管内、紫波町そうですし、矢巾町もそうですけれども、集積率がやはり高いものですから、集落営農の関係で従来から進めてきておる関係から集積率が高い状況にありますから、優先順位は4段階までであるとした場合に、1から優先順位高いとした場合に、矢巾は3でして紫波は4なわけですが、非常に後のほうになってしまうという状況になっておりますので、実際的には今の集積協力金を利用して法人化の方向なり、あるいは集積に伴いまして大農機具、そういったふうなものを新たに購入した形の中で基盤の盤石化を図ろうという形で進めているところに対して、そういったふうな資金がなければ、そういうふうな体制もできないというふうなことも想定されますので、それで今農協のほうでは、事前に交付金が交付される前に県あるいは国のほうに対して当初の説明のとおり、その優先順位の部分については、撤廃と申しますか、その部分には十分考慮してほしい旨と、あとは予算の希望のあった、要望のあったところに対してきちんと予算措置をしてほしいというふうな部分につきまして、県あるいは国のほうに要請をするというふうな形の中で検討していると聞いておりました。そういう状況でございまして、ちょっと静観する部分でございますけれども、私どもも前段ちょっと説明しました内容を踏まえて、いずれそういうことで法人化も見据えて今動いている関係から重要な資金だということも話をしながら上のほうには、県あるいは国のほうにも話はしておりますけれども、そういう状況でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 藤原委員。

○13番（藤原梅昭委員） そういう状況の中で国とのかかわりになるわけですが、非常に当初の話と違ってきていますので、ぜひ矢巾町としても、矢巾町だけでなく、ひとつその辺のところは対応市町村、大分多いと思いますけれども、組みながら何とか当初の話どおり進んでいただけるように要望をお願いしたいなど、そう思います。

以上です。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 99ページの担い手育成事業、新規就農者に関してなのですが、これ150万円3名で5年ということでありましたけれども、お金だけではなく、新規就農者についての取り組みについて伺いたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

新規就農者の取り組みについてということなわけでございますけれども、まずこの決算額の部分につきましては、150万円掛ける3人ということで、この支出はそういう状況でございます。それで実際に新規就農者への育成、支援ということになるわけでございますが、この部分につきましては、まず県の組織的なものもまず一つございます。そしてその分につきましては、振興局農政部になるわけですが、実際の部署といたしましては、普及センターが指導と営農指導的なものも担っておりまして、これは協議会の形の中で町、農協も一体となった形でまずそういうふうに支援する状況になっておりますし、あとは実際に新規就農された方につきましても、やっぱり実施検証しなければなりませんので、それで当初の計画を提出していただいておりますけれども、その計画の部分を毎年実績報告を出していただき、なおかつ現地のほうに赴きながらその計画と乖離していることがあるとすれば、そういったふうな指導をしながら進めている部分がございます。まず事業関連では、そういったふうな流れの形の中で推進支援を図っているということでございますし、そして新たな、あるいはもっと向上させるための部分といたしましては、さきのご質問でもちょっとやりとりがあった分があったのですが、町の農業対策会議の部分の中で、この中には県、農協、そして行政はもちろんですけれども、あとは改良区なり、農業共済、関係する農業機関、団体が入っているわけでございますけれども、そちらのほうで現状を見ながらどのようにして育成したらいいかというテーマでもって、それら事業計画を組みながら、そして時代に合った形の中で講演会なり、研修会をしながら推進している状況にはございます。

ただ、この分につきましては、正直回数なり、内容なりという部分につきましては、多種多様な分があると思っておりますけれども、それはそういったふうなことで取り組んでおりますし、また実際に参加されている方からの部分につきましては、往々にして行政なりにありますと、一般的な農業経営の分野になってしまうのですけれども、それを専門的に水稻、野菜、そういったふうな部署のそういったふうな個別的な専門的なものも欲しいということもあ

て、そういったふうなこともくみ入れながら対応しているところでございます。

以上、お答えとします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

川村委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で99ページ、農業振興の中の有害鳥獣駆除委託料のところをちょっと説明をしていただきたいと思います。カラスとか、熊とか、カモシカとかタヌキとか、いろいろあると思うのですけれども、そういう状況とか、まだまだいると思いますので、そういうところをちょっと詳しくお願いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

有害鳥獣駆除の委託料の関係でございしますが、この部分につきましては、駆除をするための部分の中で、矢巾町の猟友会のほうに駆除をお願いするために、そちらのほうへの委託料の経費となっております。それで委員がおっしゃいましたように、その駆除部分につきましては、当然ながら熊なりハクビシン、そしてそういったふうな、あとは鳥もございします。カラスから、特に農作物に、この辺の判断の定義は難しさはありますけれども、いずれ業としているものに対して被害があった場合に、何とかそういったふうな保護をするために駆除をお願いするといったことでそういったふうな要望、要請があった場合には、駆除隊のほうの事務局のほうに連絡をしながら、そしてその班体制がございします。組織では班体制がございしますので、それを下部のほうに周知しながらお互いに日程を決めながら対応していただいているという状況でございします。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） 今説明していただいたのですけれども、個人が被害を受けた、これからも被害が予測されるというときに、わなとか、そういうのを買うときの補助とかはどこに当たるのでしょうかお伺いします。どこというか、何に当たる、どういう援助があるのでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） まずそういったふうなわな等の備品購入の関係につきましては、農林サイドのほうでそういったふうな要請があって、实际的に駆除していただいている猟友会とも相談して、必要だなということがあれば、そういった対応は

しますが、しかし既に25年に組織しました矢巾町の農産物の有害鳥獣の協議会を昨年組織したわけでございまして、その際に、1回限りなのですけれども、国を通して県のほうから助成がございました。それで、その部分につきまして約200万円ほどの助成がありまして、ただこれにつきましては、協議会のほうに直接交付されるものでございまして、町の会計は通らなくて決算には出てきておらないのですけれども、その協議会の中で協議いたしまして、熊用のわな、あとは日本鹿の箱わな、あとはくくりわな、いわゆるハクビシン用のわな、そういったふうな必要とされるものにつきまして現場を見ている方々と協議しまして、事前に購入させていただいている状況にはございます。それでそれを活用しながら瞬時に対応できるような体制には、今のところはなっていると思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

村松委員。

○3番（村松信一委員） 2点お伺いいたします。

まず101ページです、キノコ栽培について。キノコ栽培の原発事故のことなのでありますけれども、風評被害などによりまして、東電に対し被害を請求している金額があると思っておりますが、実際その被害の請求額と実際に支払われた、入金いただいた金額はどれくらいになっているかお伺いいたします。これが1点目であります。

それから、2点目であります、109ページの松くい虫対策であります。松くい虫対策は、きのうの検討会で伺いましたところ、増加傾向にあるということでありました。この松くい虫の対策で枯れる、食われる本数は増加傾向にあるということをお伺いいたしました。そうしますと、このままいくと数年で絶滅の恐れがあるわけですが、今後のその対策はどう考えているのかお伺いしたいと思います。

以上、2点であります。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

1点目のシイタケ等の賠償請求の関係でございまして、この部分につきましては、さきに議会等のほうでもいろいろご質問があった経緯があったわけでございまして、この分につきましては、JAグループで組織している農産物の賠償対策の岩手県協議会というところでやっておるわけでございまして、それで情報的な部分、ちょっと確認させていただいた部分がございますので、それをちょっと紹介させていただきます。しかしながら、前置きしますけ

れども、この部分につきましては、JA系統の関係のものでございますので、シイタケの関係にいきますと、あとはそれぞれと申しますか、任意で盛岡地方のシイタケ栽培協議会の部分の組織している部分もございまして、そちらのほうは、今私がお話する分には入っておりませんので、あらかじめ申し上げたいと思いますが、まず今までの累計額でございますけれども、シイタケの部分につきましては、請求額につきましては、約8,262万2,000円、そして支払額、ただこれは仮払いという形になっているようでございますが、その額につきましては7,720万円、率でいきますと93.4%にこの部分はなります。

次に、畜産関係でございますが、この部分につきましては、請求額が1億8,160万円、仮払額が1億5,000万円ほどなようでございます。率にしますと、82.6%でございます。これを合わせますと、請求額が2億6,422万2,000円、仮払額が2億2,720万円、率にしますと、約86%ほどの状況になっているようでございます。ただ、この部分につきましては、岩手中央管内ということになりますので、そのうち矢巾町ということになりますと、ちょっと詳細な部分は聞きかねましたけれども、傾向的にはそういう状況になっております。

次に、2点目でございますが、松くい虫対策の関係でございますけれども、確かにこの状況の中で頻繁に発生していくとなりますと、委員おっしゃるようなことも危惧されるわけでございますが、特にも先般も八幡平市、岩手町のほうも新たに出て19自治体のほうでトータルでは発生している状況になっております。それで本町といたしましては、この分につきましては、いずれ事前に病害、罹患したものにつきましては、倒伐なり、伐採を進めてはおりますけれども、あわせて予防策といたしまして、町の単独になりますけれども、松くい虫の防除のための補助金を薬剤注入補助金をやっておるわけでございますけれども、その分につきましても継続しながらPRをしながらやっていただくように進めてまいりたいと思っております。

ただ100%補助ではないので、2分の1なわけでございますけれども、いずれ利用されている方の部分につきましては、やはり思い入れがあると申しますか、そういうふうな区分もちょっと失礼かと思っておりますけれども、それは絶対守らなければならないという部分につきましては、積極的にやっていただいているわけでございますので、まずそういったふうな形の中でぜひ個々の部分につきましてこういう制度を利用しながら防除に努めていただければということでPRしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

川村委員。

○5番（川村農夫委員） 産業まつりに関してお伺いたします。

実は、この事業は、商工振興も関係ありますし、また健康福祉まつりとも一緒に行われているわけですが、実は今年の産業まつりの最中に産業技術センターの駐車場が遠くて困ると、農業者からの声であります。結局生産、出品者の方が、これも家族単位でそういう出品しているわけでありまして、しかも高齢の方が多いということで物が品薄になってきたときに、家からまた持ってきたいけれども、駐車場が遠くて持っていけないと、持っていくのが大変だという声があったわけです。商工関係の企業さんですと、社員とか若手の方々が連携して物をそろえるということもできるでしょうけれども、高齢者の農業者にとっては、大変な不便だという声がありました。それで何とか矢巾中学校のグラウンドの例えば周囲の道路とか、中学校のグラウンドとしての機能を破壊しない程度のスペース部分を産業まつりの駐車場として使用できないだろうかという声が多くありました。これはむしろ駐車場とすべきという批判的な意見まであったわけです。こういう点について、農林課さんが秋の収穫祭の分野の関係者が多いわけですので、あえて農林課長さんにお伺いしたいと思います、そういう苦情というか、意見は今年の産業まつりでは、当局のほうになかったかどうかという点をまずお伺いします。

それから、次は要望になりますが、そういった声があるということ踏まえた上で何かしらの対応策をことしの産業まつりに講ずることができないだろうか、これは要望にもなりますけれども、ご所見をお伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず駐車場問題につきましてでございますが、来場者と、あとは実際に出店、出品者の方に2区分されると思いますけれども、苦情的な部分につきましては、絶対的な部分の駐車スペースのことでは毎年のように確かにございます。それであとの説明は不要かと思っておりますけれども、そういうふうな苦肉の策の形の部分もあって、現在の体制にしておりました。それで、今のお話の中で、特にもいい意味での商品を追加するための動きということなわけでございますけれども、そういったふうな部分につきましては、今年度の分については、まだ関係する部署とは協議は正式にはしておりませんが、次の要望のほうにもございましたように、天気にもよると思いますけれども、中学校のほうのグラウンドのほうは、これはもうグラウンド用として整備しておりましたので、そこには入るわけにはいきませんので、校

舎跡地の部分、もし盤がかたくて、そこに利用できるのであれば、出品者、関係者の駐車場なりにしながら、その方々は、そんなに頻繁に動きがございませんので、そちらのほうにして、あとは一般来場者の方につきましては、隣接するところをすみ分けができればいいのかなというふうには考えておるところでございます。いずれにしてもみんなで知恵を出しながら何とか対応したいというふうに思っておりましたので、もしこれだということももしございましたら、ご意見を賜ればなというふうにこう思っておりました。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 6次産業化ということで具体的な予算ではない、決算ではないのですけれども、以前から室岡のゆうゆう広場を将来的には6次産業化の施設建設というようなお話もありましたけれども、現実的に今の市街化調整区域の中でそれが可能なのかどうかということと。

それから、今農業情勢が大変厳しい中でこれがいい方向性かどうかは私はちょっとわかりませんが、やはり農産物を6次化していくというのは、一つの方向性だとは思いますが、私もちょっといろいろ見てきましたけれども、結構町で6次産業化の施設を備えているところは、とりあえず第三セクターみたいな形にはしておりますけれども、こな粉室というか、粉をつくる場所とか、それから米粉等の粉とか、それから野菜の加工場とか、それからジャムとかジュースの瓶詰めとか、あるいはお菓子をつくるとか、そういうふうな加工場の関係、特に本町では、ヤマブドウをたくさんとれていて、今は葛巻のほうにジュースもジャムもお願いしているわけですが、町内に加工場があれば、もっと少し格安に販売できるのではないかという声もありますし、そういうふうな展望についてお考えをお聞きいたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

6次化の将来の見通し、計画的なお話だったわけでございますけれども、まずこの分につきましては、まさに新聞紙上でも報道はされておりますけれども、本当に重要な部門だなどというふうには認識はしております。それで加工施設の、まず第1点目の不動地区にある3ヘクタール用地の活用に関係につきましては、この分につきましては、法的な分につきましては



後ほど道路都市課長さんのほうからお答えいただくことといたしまして、この施設の関係につきましては、町長自身も地域活性化の部分があった場合に、その部分につきましては、そういう活用ということは話はしておるわけでございますけれども、まず何よりも地元の方の意気込みと申しますか、考え方の分が非常に左右する分がございます。当然ながら行政主導型でつくりますから、当然ながら現状を把握しながら将来方向を見据えて今方向性を出したとしても、やっぱり地域の方々のよしやるぞと、そういったふうなものの、方々のある程度のスタッフの部分があれば、なかなか現実的にはならない部分も正直あるかなというふう  
に思っておりました。

その意味で6次化の関係のソフト的なこととなりますけれども、いろいろ講演会なり、研修会をやりながら、まずは入り口の部分の形で今後の対応ということで、まずはそういったふうな知識なり、考え方を理解していただいて、小さなことからまずやっていただいて、その部分をやろうということで6次化事業の関係、セミナー等やっておるわけでございまして、ただこれハード事業にはすぐには結びつかないわけでございますけれども、まずそういう形の中で進めているのが実態でございます。

あともう一点でございますけれども、若干ハード的な部分といたしましては、ことしに要綱をつくりまして、6次化に対します補助金要綱をつくらせてもらったわけでございますけれども、その部分の中では、若干地域の加工施設なり、あるいは研修会、PR活動、そういったふうなもののソフトメニューもできるような要綱としておりましたので、そういったふうなものも活用していただければなという思いはございます。ただ、こちらのほうにつきましても、町といたしましても各集落なり、関係者のほうにはPR、周知しながらその活用につきましては周知したいとは思っておりますけれども、そういう考えで進めております。

いずれ基本的にこれからの部分につきましては、まだまだこの部分につきましては周知しながら推進しなければならぬという考えにつきましては、持っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、2点目の農産物の加工関係につきましてですけれども、これ市街化調整区域でも、その市街化調整区域内で生産するものの加工、これについては、許可をいただければできることとなります。それで今例といたしましては、今室岡の

ほうでみそ加工場、小さいですけれども、それは県の許可をいただいて実施しているものでございます。一応県の許可という形になります。それと、ではそこで販売するためにはとなると、産直関係になろうかと思えますけれども、これについても市街化調整区域内で農業等を営む者がそれら生産物を販売するという形になろうかと思えますけれども、ただこれについては、敷地面積が限られてきます。敷地面積が500平方メートル、建物が200平方メートル、これ駐車場も全部含んででございます。ですから、大きなものということではございません。ただ、そういう産直関係も一応許可対象となっていると。あと加工場関係もそのとおり許可対象になっているということでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第7款商工費。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

8款土木費。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 123ページになると思うのですがけれども、北前野住宅跡地のグラウンドにしたわけですがけれども、今後の管理が総務課ということでしたけれども、今度高田の自治協議会のほうに委託になっているという話も聞いたわけですがけれども、今後の利用について促進等は町のほうで行っているのか。例えば敷き砂利みたいな感じですごく使いづらいというお話を聞いて、今まで誰もほとんど使っていなかったかと思うのですがけれども、せっかくしていただいたので、もうちょっと使いやすいように幾らか土を盛るなどのことを町のほうでしていただければということではできないのかお伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 昨年度住宅がなくなった跡のところを整備させていただきました。その後地元住民の方々からそういったお話は特には聞いておりませんでしたので、今のような対応は、特にしておりませんでした。そういったことのいろいろご意見があるというの

であれば、また地元の方々の意見を聞きながら改良できるところは対応していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） ページ数で119ページ、河川改修の部分でございますけれども、昨年度の河川の雑物除去が400万円、それから水路改修費負担金300万円程度で大変少ないなと考えているのですが、これで十分に行われたのかどうか。それから、まだまだ足りなかったのかどうか。特に天上川の分については、やはり高い部分の底を掘削しないと、なかなか厳しい面がもう現状でもあるわけですので、ただ予算がなくて、なかなかそれが進まないのか。今の段階でこれでまずよしとしてこのままになっているのかとか、そこら辺のところをお知らせ願います。

○委員長（米倉清志委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず河川の雑物除去というのは、これにつきましては、町河川は、逆堰、新川堰ですけれども、1級河川、見前川、芋沢川、岩崎川、大白沢川、太田川の結局草刈り、堤防の草刈り、これについて452万5,800円で27行政区に委託しているものでございます。

それと水路維持補修負担金でよろしいかと思っておりますけれども、これについては、改良区の負担金でございます。毎年度現地調査、改良区と一緒に現地調査をいたしまして、そして道路都市課のほうで負担すべきものは道路都市課のほうの負担、農林課のほうで負担すべきものは農林課の負担という形の中で水路維持補修負担金を支払っておりますし、あと河川の中州除去につきましては、去年逆堰をちょっとやっておりますけれども、やはりだんだん町管理河川、中州がふえてきております。ですから、ここについては、年次計画でいろいろ路線を決めてやっている状況でございます。予算的にどうかというと、やはりある予算の中で工夫を凝らしてやっていくというような形をとっている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 小川委員。

○6番（小川文子委員） 確かに逆堰は去年あふれるかと思いましたがけれども、あふれなかつ

たというのは、この効果があったのかなというふうにも思いますし、1級河川の岩崎川に関しては、県の担当ということになりますけれども、これ町で追加的にここ分の中州の除去と  
いいますか、そこのしゅんせつということは可能なのでしょうか。あるいはやっていたのでは  
ないかなと思っていましたけれども、その分についてお聞かせください。

○委員長（米倉清志委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県管理河川については、中州等がひどい場合は、県のほうに要望しております。それでや  
っていただくというような形をとっております。それで町のほうでは県管理河川までは手を  
かけていない状況でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

9款消防費。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 126ページですけれども、自主防災組織が32までになったということ  
でありますけれども、今後はつくるだけではなく、しっかりと活動していただくために、そ  
ういう指導については、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

自主防災組織の関係でございまして、今お話がありましたとおり41行政区のうち今32まで  
まいりました。ということでこの前8月19日、行政区長会議の前に一応協議会を組織、設立  
をいたしまして、今後は協議会を中心に活動していこうというふうなことで思っております。  
区長会議の前でございましたので、当然組織されていない9組織がございますが、その区  
長さんにも一応入っていただいたと。行政区長会議はその後でしたので、まだお見えになっ  
ていない区長さんもおりましたが、来ておりました区長さんには、席に入っていて、  
一応お話も聞いていただいたというふうなこともございますので、意識は高まったのかなと  
いうふうに思いますが、それで今後は協議会を中心にさまざまな研修会を行ったり、あるい

は団体等の相互のいろいろつくったけれども、果たして何をしたらいいのかというふうなところで悩んでいるところもあるようでございますので、そういったところの横の連携等もこれから図っていきながら充実をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、ここで昼食のために休憩に入ります。

再開を1時といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（米倉清志委員） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般会計の質疑を行います。

10款教育費。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 133ページの認定こども園に関してなのですが、一昨年からは始まったのですが、この効果は、今のところどのようにあらわれているのかお伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

認定こども園ということで矢巾中央幼稚園が保育所とあわせて幼稚園と保育園をやるということですが、始まったばかりということでございまして、効果というところにつきましても、まだ周知されていないというか、完全な周知もできていないような状態であると思われませんが、幼稚園については、そのとおり継続でございまして、それなりに入園しておりますし、保育園につきましても現在入園している子どもたちもおりますので、お互い保育園のいいところ、幼稚園のいいところをとり合って効果的に運営しているものと考えております。実際に運営の状況を行ってみたということはまだやっておりませんが、恐らくうまく運営しているものと考えております。

以上お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

川村委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で139ページ、10款の2項2目、要保護就学援助費、それから準要保護就学援助費のところなのですけれども、生活保護基準が下がっているのですけれども、政府の国との関係がありますけれども、今後の矢巾町として生活保護費の1.2倍を変えて1.3とか上げる必要があると思うのですけれども、その辺はどのように考えているかお伺いします。

○委員長（米倉清志委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町としましては、生活保護費の引き下げというか改定がありましたけれども、従前の、改定前の形のもので対応しております。ですので、改定の前の基準額等々を勘案して対応しておるところでございまして、今後につきましても周りの動向等を見ながら、できる限り不利にならないように、変わらないような形でやれたらいいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） 平成26年度について、何人ぐらい対応を、今まで受けていた方で受けられなくなったかという質問をいつかしたと思って、そのときに5名ほどだということだったので、その5名ほどの方は、今までどおり受けることができるようになるのですか。

○委員長（米倉清志委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 要保護のほうから外れた方につきましては、準要保護のほうでカバーしているということにもなっておりまして、そちらのほうで対応しております。すべてそちらのほうに入っておりますので、対応にはなっております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

藤原梅昭委員。

○13番（藤原梅昭委員） 153ページの総合グラウンドの運営事業、その中で以前このグラウンドについては、少年野球から大人、老人までずっと使わせていただいているわけなのですが、グリーンハイツの外のトイレは大分改修されて使いよくなっているわけなのですが、ここの総合グラウンドのトイレの改修についても以前お願いした経緯があるのですけれども、いつごろどのような形で対応していただけるのかお願いしたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 総合グラウンドのトイレにつきましては、水洗化がまだなされておられません。総合計画の中でも計画の中には入っていないという状況でございますので、今後次期総合計画等での検討ということになると思われま。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 藤原委員。

○13番（藤原梅昭委員） 幅広く、あそこのグラウンドには、それこそ野球人だけではなく応援の婦女子も来ていますので、ひとつ矢巾町の印象として、外部からも来たときに、非常に汚れているトイレというのは、我々町民としても非常に心苦しいところがありますので、ひとつ7次の総合計画と言わないで、ぜひ来年あたりでも計画していただけるように働きかけをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 財政状況等も勘案いたしまして検討させていただきたいと思

います。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

齊藤委員。

○1番（齊藤正範委員） 埋蔵文化財の発掘調査ですけれども、勉強会で質問しましたら、予算的には900万円程度でやるのが一番効率的であるという回答を得たわけなのですけれども、その予算内でやれば、あと何年くらいで徳丹城の調査が終われる見込みなのかお聞きしたいと思

います。

○委員長（米倉清志委員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 現在徳丹城の発掘調査につきましては、国のほうの補助2分の1をいただきまして毎年実施させていただいております。1人の調査員で見れる人夫さん方の数もありますので、そういった面から今の調査内容が適正ではないかなというふうな形で毎年実施しているところがございますけれども、大体未調査というか、そちらのほうはまだ4分の3ほどございます。ただこれ全てが調査できるかという、そこの中には国道とか、学校等も入ってきますので、今現在大体1,500平米がいいところかなというふうな形で捉えられますので、やはりそれでもまだまだ50年とかという単位でなると思

います。

ただ全てが全て指定地内全部調査しなければならないかという、そうではないというふ

うに捉えてもいますので、ある程度の徳丹城の全貌が明らかになってくれば、ある程度の調査面積は限定されるというふうにも考えますので、そこら辺よろしくご理解をいただければというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 私も徳丹城のことでございます。すばらしい施設なわけで、矢巾町のシンボリックな場所であるかと思いますが、やっぱり看板等がちょっと小さ過ぎて、国道を通過する人がよくわからないということがあります。入り口もよくどこから入っていいのかわからない、そのうちに道路が過ぎていってしまうというようなこともあって、この間も、去年もお願いした経緯がありますが、もう少し大きな看板を立てて、わかりやすいような工夫が必要ではないかということと。

それから、資料館ですけれども、勉強会でもお話ししましたように、検討会でもお願いをしましたけれども、徳田倉庫のグラフィックCGで記録保存されている資料等を館内で見られるように、そういうふうな工夫とか、やはり古代史だけでなく近代史に至るような工夫がちょっと必要ではないかなと思いますので、そこら辺の考え方を伺いたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 小川委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の徳丹城の看板ということで非常に見づらいということでご指摘をいただいたわけですが、国道4号が通っておりますので、皆さんに周知するには、非常にいい場所というふうには考えております。という観点からも今後看板につきましては、設置することで検討していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

2点目の徳田倉庫のCGを活用した特別展示ということでご質問がありましたけれども、今回の一般質問でもお答えいたしましたとおり、CGもそうですし、写真とか、そういった目に訴えるもので徳田倉庫の内容については、皆さんにお知らせをしていきたいという考えでございますので、資料館のほうでもそういった展示を企画して、皆さんにご覧いただくようにしたいと思っております。どうしても徳丹城のすぐそばにあるということで徳丹城の中身の紹介のほうの主になっている部分がございますけれども、近代もそうですし、近世等の内容についても、いろいろ皆さんにお知らせできるように企画展示の中身については、今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。



以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

村松委員。

○3番（村松信一委員） 給食の代金回収に関してお伺いいたします。

現在の集金方法ですと、行政区内に班編成を行いまして、そして担当人数分を担当者が集金をして農協口座に持参するという方法がとられておりますけれども、現在の家庭環境ですと、保護者のほとんどが仕事を持っていたりいたしますので、この集金方法から各個人の振り込み、もしくは引き落とし方法にする考えはないかお伺いしたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） 現在矢巾町の給食費の集金は、今委員がおっしゃったとおり各地区の担当者が班の皆さんから集金して集めているという形を行っております。給食費につきましては、今現在皆さんから集まる給食費については、年間約1億3,000万円ぐらいの大きな金額になっております。そのほとんどが食材のほうに充てられるということになっておりまして、これが未納がたくさん出てきますと、食材のほうの中身あるいは内容等々が非常に厳しい状態になってくるということにもなってきます。納めないからといってその子に食べさせないわけにもいきませんので、そういうことにもなってまいります。この給食費につきましては、給食運営委員会で各学校の代表の方々等にご理解をいただいているところでございますし、決定していただいておりますのでございます。そのほかにも集金の担当者の方々を各学校で学校ごとに集まってもらいまして、調理場の担当者が行って説明をしてご理解をいただいているところでございます。

この給食をそれぞれ集めて、集金して歩くということの目的的には、お互いの顔が見られるということもございますし、そのときにコミュニケーション等々も行えるということもございます。そういうことで矢巾町では皆さんご協力していただいて、100%そういうことになっております。ただ、口座振替をなぜできないのだという意見も多々出ておりますが、口座振替にした場合に100%というのはほとんど、まずそういう100%の収納率の自治体は全くございません。1%だめでも130万円というふうな大きな金額が未納になるというか、食材に充てられないという状況になってまいります。そういうことを考えまして、矢巾町は皆さん協力していただいておりますので、ご理解をいただきながら今後もこの形で何とか子どもたちにおいしい給食を提供していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

11款災害復旧費。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第12款公債費。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第13款諸支出金。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、進めます。

第14款予備費。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 以上をもって一般会計決算を終わります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 進めます。

歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原委員。

○2番（藤原由巳委員） 歳入でも関連する部分がありますが、歳出部分が主ですので、ここで質問させていただきます。

決算額が25億3,800万円余ということになってございまして、ここ数年、毎年1億円ほどが増加できておるわけでございます。この中で先般教育民生常任委員会におきましては、国保事業のことにつきましての検討会を開催いたしました。その中で提出されました資料、24年度分の資料だったわけでございますが、若干触れまして、その後の考え方をお伺いしたいと。

これを見ますと、町内の被保険者が全町民中5,386人、21.9%と、この割合は県内自治体では最低の割合だと。その中で1人当たりの療養諸費が34万1,000円余りで県内9位、1人当たりの保険料が8万8,000円余りで県内3位、収納率はことしは25年度は1位なようですが、この

時点では2位というふうな数字が示されてございました。将来的には、運営主体も広域化するというお話も聞いたわけですが、これらを踏まえた中で今年度の決算を踏まえた中で今後の国保事業をどのように運営していくことが望ましいと考えられておるのか、その所感をお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに毎年1億円ぐらいつ会計規模が膨らんでいっております。保険給付費が決算でいきますと9,600万円ほどふえているような状況でございます。本当に危機的な状況ではあると、大変厳しい状況であるとは思っております。そういう中で今後どのように取り組んでいくかということでございますけれども、まず医療費を抑制することが一番大事ではないかというふうに思っております。そのためには、疾病の早期の発見あるいは早期治療による医療費の高額化にならないようにする対策、これがまず一番かなというふうに思っております。

ちなみに矢巾町では、25年度件数の多い疾病の状況でございますけれども、第1位が高血圧性疾患820件、そして第2位が歯周炎及び歯周疾患616件、第3位が糖尿病ということで1位と3位がいわゆる生活習慣病なのです。ということでございまして、やはり検診を受けていただきまして、あとは保健指導を受けていただいて、生活習慣病を少しでも治してもらっていい生活習慣になり、医者要らなくなるようになれば、非常にいいかなと、医療費の削減にもつながってくるのかなというふうに思っておりますし、また昨年県でつくりました口腔の条例がございましたけれども、やはりここで2位であるように、口腔のケアの大切さも非常に重要であると思っております。そこら辺も広く呼びかけていきたいというふうに考えております。

また、こういった情報につきまして今後広報等、インターネット等も含めまして、現在こういうふうな危機的とまではいきませんが、かなり厳しい状況にあるというような状況をお知らせしながら、それを改善するためにはこういうふうにしていただきたいというようなことを広くPRして、何とかこのまま29年度県所管の保険者になりますまでに健全財政を維持してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えとします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） これでは国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

引き続き、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 進めます。歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 51ページの地域密着型介護予防サービス費給付事業ですけれども、報告書のほうで25年度地域密着型対前年比290.2%となっておりますけれども、この要因と、その今後の推移はどのように考えているのかお伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

地域密着型介護予防サービス給付費、それぞれふえている部分というのは、一つの要因といたしましては、昨年度新たにケアセンター南昌が開所をして本格運営いたしておりますので、そういう部分の利用がふえているなというように考えております。当然ながら新しい施設が開設されれば、それなりに利用がふえるということになっておりますので、そういうふうな形でご理解を願いたいと思います。

それから、今後の方向性ですが、今のところ次期計画になりますが、それぞれ新たに施設等の開所というのは、今のところ予定をされておりませんので、今後は今の状況で推移していくのかなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

川村委員。

○14番（川村よし子委員） ページ数で54ページ、3款1項1目の介護予防高齢者事業なのですけれども、その中の高齢者筋力向上トレーニング事業、おでんせ広場と書かれていますのですけれども、機械も見させていただいたのですけれども、この予算執行の報告書の中で延べ人数とかが書いてあるのですけれども、その筋力トレーニングやって、延べ576人参加なのですけれども、筋力を向上させた方もいると思うのですけれども、ちょっと病気になって医療機関にかかったとか、そういう報告もあるように聞くのですけれども、どのような状況なのかお伺いします。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

介護予防事業につきましては、いろいろと今事業を展開しているわけですが、ここでいう筋力向上トレーニング事業、これは名称上は筋力向上トレーニングという名称を使っておりますが、基本的には高齢者に対して負荷をかけて筋力を逆に壊すというようなトレーニングはさせておりません。基本的には、今の筋肉をできるだけ維持するということでその人に合わせた負荷のかけ方で療法士さんをお招きしてやっていただいているところです。このトレーニングをしたことによって病院に入るといふか、そういうのは今まで私の耳には入っておりませんので、原因は違うものと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） これで介護保険事業特別会計歳入歳出決算を終わります。

引き続き、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 進めます。

歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） これで後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を終わります。

引き続き、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の質疑に入ります。

歳入全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 進めます。

歳出全般の質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） これで矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を終わります。

引き続き、水道事業会計決算の質疑に入りますが、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を一括して質疑したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) ご異議ないようでありますので、そのように進めてまいります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) これで水道事業会計決算を終わります。

引き続き、下水道事業会計決算の質疑に入りますが、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出を一括して質疑したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) ご異議ないようでありますので、そのように進めてまいります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) これで下水道事業会計決算を終わります。

本日の質疑はここまでといたします。

---

○委員長(米倉清志委員) 本日はこれをもって決算審査特別委員会を散会します。

なお、明日は総括質疑を行います。皆様のお手元に決算の審査報告書に添える意見書の用紙を配付しましたので、明日の決算審査特別委員会が終わりましたならば、当職の元に提出くださるようお願いいたします。

明日は午前10時に開会しますので、本議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。大変ご苦勞さまでございました。

午後 1時30分 散会

## 決算審査特別委員会議事日程（第4号）

平成26年9月12日（金）午前10時開議

### 議事日程（第4号）

- 第 1 総括質疑
- 第 2 審査報告書の作成について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席委員（17名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 齊 藤 正 範 委員 | 2 番  | 藤 原 由 巳 委員 |
| 3 番  | 村 松 信 一 委員 | 4 番  | 山 崎 道 夫 委員 |
| 5 番  | 川 村 農 夫 委員 | 6 番  | 小 川 文 子 委員 |
| 7 番  | 谷 上 哲 委員   | 8 番  | 廣 田 光 男 委員 |
| 9 番  | 秋 篠 忠 夫 委員 | 10 番 | 芦 生 健 勝 委員 |
| 11 番 | 昆 秀 一 委員   | 12 番 | 村 松 輝 夫 委員 |
| 13 番 | 藤 原 梅 昭 委員 | 14 番 | 川 村 よし子 委員 |
| 15 番 | 米 倉 清 志 委員 | 16 番 | 高 橋 七 郎 委員 |
| 17 番 | 長谷川 和 男 委員 |      |            |

議長 藤 原 義 一 議員

### 欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

|         |           |        |           |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 町 長     | 川 村 光 朗 君 | 副 町 長  | 女 鹿 春 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 星 川 範 男 君 | 企画財政課長 | 秋 篠 孝 一 君 |

|                 |           |                                     |             |
|-----------------|-----------|-------------------------------------|-------------|
| 会計管理者<br>兼 税務課長 | 中 村 滋 君   | 生きがい推進<br>課 長                       | 川 村 勝 弘 君   |
| 住 民 課 長         | 村 松 康 志 君 | 農 林 課 長<br>兼 農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 高 橋 和 代 志 君 |
| 道路都市課長          | 藤 原 由 徳 君 | 区画整理課長                              | 細 川 賢 一 君   |
| 商工観光課長          | 山 本 良 司 君 | 上下水道課長                              | 藤 原 道 明 君   |
| 教育委員長           | 松 尾 光 則 君 | 教 育 長                               | 越 秀 敏 君     |
| 学 務 課 長         | 吉 田 孝 君   | 社会教育課長                              | 立 花 常 喜 君   |
| 代表監査委員          | 立 花 純 幸 君 | 農 業 委 員 会<br>会 長                    | 高 橋 義 幸 君   |

**職務のために出席した職員**

|        |           |     |         |
|--------|-----------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 菊 池 清 美 君 | 係 長 | 吉 田 徹 君 |
| 主 事    | 根 澤 のぞみ 君 |     |         |



---

午前10時00分 開議

○委員長（米倉清志委員） 会議に入ります前に当職から申し述べたいことがございます。本日も上着を脱ぐことを許します。また、川村町長ほか参与の方々についても同様に願います。

本日も皆さんにお諮りします。本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議ないようでありますので、許可することに決定いたしました。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

---

#### 日程第1 総括質疑

○委員長（米倉清志委員） 直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1、総括質疑。

昨日は、下水道事業会計決算までの全会計について全体質疑を終了しておりますので、改めて各議案についての総括質疑を行います。

質疑のルールは、今までどおり各会計ごとに1人2回までとします。質問に当たっては、何点かまとめてお願いします。答弁が不明瞭な場合は、この限りではありません。

それでは、平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算の総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

谷上委員。

○7番（谷上 哲委員） 公用車の買いかえに関してです。公用車といいましても、作業用の自動車からバスまで種類が多いわけですが、ここではマイクロバスのある事例に限定した話でございます。ことしの7月6日だったと思いますが、矢巾町子ども会育成会で八幡平トレッキングツアーという行事を行いました。その際、子どもさんたちと役員の一部が前のマイクロバスに乗って、残りの役員、その他後続車に乗ったわけです。私もたまたま後ろに乗って、その前のマイクロバスを見たのですが、八幡平のアスピーテラインに登り始めてから頂上に至るまで黒煙、非常に黒い煙が多く出ていまして、どのくらいかということの目

安ですけれども、ひどいときは、前のバスがかすんで見えないうらいまで出ていました。そういうことで頂上にたどり着いてから、中の乗っている人に聞いてみたのですけれども、冷房も余りきいていなくてぐあい悪かったと、そういう状況でした。それで、使用の年数あるいは走行距離等々買いかえにはある種基準もあろうかと思えますし、それから経費節減という視点もあろうかと思えますが、ここではあえて公害を出さない、あるいは使用に耐え得る限界ということもありますので、ぜひこれは検証していただいて、そして買いかえが必要ではないかというお話をさせていただきます。

以上です。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

マイクロバスの関係ということで、前のマイクロバスということでございますので、教育委員会で持っているというか、所有しているマイクロバスかなというふうにも思いますが、いろいろ今お話がありました。そういったことがあったということでございますが、一応公用車につきましては、前にもお答えした経緯はございますが、何年たったら変えるというふうな、そういった方針は特にはございませんが、ちゃんとした法定の点検等も受けておりますので、そういったその整備の業者等の話からいろいろ判断して、総合的に判断して、もうこれは使用に耐えられないというふうな状況になれば変えるというふうな、そういったことで今までやってまいりました。それで、今の時代は、公害を出さないというふうなこともいろいろありますので、そういったこともこれからは視野に入れながら更新するときは、そういったマイクロバスを購入というふうなことで、これはそういったことでは考えておりますが、特に何年たってからというふうなことは考えて、そういったことは特に決め事はございません。

ということで、今お話がありました、非常にそういった急な登りのところをそういったことで黒煙を出して登っているというふうなこともあるのであれば、そういったところは総合的に判断して、今後の更新時期等は考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

高橋委員。

○16番（高橋七郎委員） 3点についてお尋ねしたいと思います。

1点目は、自治公民館の固定資産税の通知が来まして、それ以降減免措置の申請を出すわけでございますけれども、事務量の削減のためにも自治公民館の固定資産税通知もらって、減免の措置の手續等について、もう少し簡素化してもいいのかなと思いますので、ぜひそういった対応をしてほしいと、そのように思います。

2点目として、保養センターがオープンに向けて、今着々と工事を今進めているわけでございますけれども、今まで休業した関係で寝具等についてどういう管理になっているかわかりませんが、備品とか、寝具類は、今度新しく購入、済みません、寝具は別でございます。備品等については、今何が必要なかを調査しながら準備するという話をお聞きしましたけれども、ぜひ綿入り寝具が重くて大変だという使用客の話もありますので、今どこの施設も羽毛になっていますので、なかなか金の問題で大変かもわかりませんが、年次計画しながら更新していてもいいのかなと、そのように思っていますので、ぜひ検討してほしいというのが2点目でございます。

3点目でございますけれども、駅前の区画整理事業について、シンセラが移転、今の場所から隣の場所にちょっと移転計画があるような話を聞いておりますけれども、果たしてあそこの場所がいいのかというふうなことについては、いろんな議論があると思いますけれども、たまたま中央農協支所付近が今度今市街化調整区域になるということで編入の今手續最中でございます。見通しとしては、間違いなくなるというふうなことだと思いますので、できればぜひ今の支所付近にシンセラを移転してもらったほうが使い勝手がすごくよくなるのではないかなと。うわさを聞けば、ホテルも建てたいというような人もあるような話も聞いていますので、駅前に。そういったことでできれば、そういう話をトップ同士で相談してもらえないのかなと思っていますのでございます。

以上、3点でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米倉清志委員） 中村会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの1点目の自治公民館の固定資産税の関係でございますけれども、固定資産税、自治公民館の部分、町が所有していて各自治会に委託をしている、そういう公民館的利用している施設等もございまして、それ以外に地元が建てたものというものについては、自治会所有ということになりますので、これにつきましては、町の所有であれば、最初から課税にならないという部分もありますし、また固定資

産税の課税上、自治公民館等については、課税しなければならない物件ということになっております。課税しなければならない物件について、最初から課税をしないということについては、やはりこちらのほうとすれば、面倒であったとしても、それは課税は課税、減免は減免というふうな手続上が必要になってまいりますので、毎年1年に1回ではありますけれども、大変ご苦勞等かけているかもしれませんけれども、その部分については、自治公民館の代表者の氏名等、印をついて提出していただけるような格好にある程度簡略化して出してはおりますけれども、そこについては、簡素化ということで全て省略するというものについては、ちょっとできかねるというような状況でありますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点目の保養センターの備品、特に寝具の更新というお話について、ご質問についてお答えをいたしますが、基本的に寝具につきましては、昨年ほぼ更新を終わっております。ですので、そのとおり、今綿の布団というのは、なかなか普通の旅館で使っているところがございますので、この部分につきましては、委員お説のとおり羽毛布団に変えさせていただいております。ただし、かなりの月日、使っていない月日たっておりますので、再開に向けましては、その辺、ちゃんと乾燥しながら使っていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 3点目のシンセラの関係のご質問でございます。

まず農協さんとシンセラさん、先日契約のほうを済ませていただきました。移転に向けてこれから進むこととなります。まず矢巾支所のところの市街化区域への編入につきまして、そういった事前に情報もありましたものですから、組合長と町長とは情報交換は行ったということをご報告いたします。その後、私どもも事務レベルで専務さんも含めましていろいろ意見交換をいたしました。あそこにシンセラが入るときに、いずれ区画整理事業がありますので、その際にはぜひご協力をお願いしたいということをお互いに確認をしておいたものですから、実際に事業に入った際に、おおよそ減歩が500平米ぐらい減歩になったものですから、実際あの場所にシンセラを継続して、残った面積でやれるかということでもかなり農協、シンセラのほうでも検討をいたしました。それで町内含めましてどこかいいところがないかなという

こともシンセラさんのほうでは、協力的に動き回ったのですが、なかなかやっぱり面積要件もありまして、いい場所が見つからないということがあったのですが、この市街化区域になる場所はどうかということで、非常にいいなということになりましたが、時期的な問題がございまして、私たちの事業完了が27年度、シンセラはやっぱり一旦休むということになると、組合員にも非常にご迷惑をかけるということで継続をしなければならないということもありまして、非常に時期的にも微妙だなということもありますし、では駐車場の問題もということもあって、何か周りのほうから駐車場を貸してもいいということがあったということで、それもまずクリアできるなということでいろいろ検討した結果、今私どもが確認しているところでは、現在のところにシンセラをまたやりたいと。

今の組織、全てあそこに置くとなると、ちょっと面積的に不足するものがありますので、一部事務的なものについては、今度の矢巾支所のほうに移転も検討したいなというようなお話を伺ってございます。いずれ私たちもお話もしましたし、シンセラさんのほうも心を開いて検討した結果の方向性ではないかなと思ってございますので、お知らせをいたしたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋委員。

○16番（高橋七郎委員） 1番目の自治公民館の固定資産税の件でございますけれども、これは建前上はそうかもわかりませんが、毎年同じようなことを続けてやるようでは、ちょっと、では公民館寄附したらどうなのですか、受けてくれるのですか。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

建物につきましては、町のほうから補助金を出して地元の方々の所有ということで今は来ているわけでございます。それをこちらでということになりますと、今度は町で管理するわけにはいきませんので、町のものになりますと、今度は管理委託とかというふうなことでまた出てくるようなことになるかというふうに思います。そういった契約もしていかなければならないということもございますし、ちょっと話が違いますが、土地に関しては、例えば土地に関しては、町のほうに寄附をしていただければ、それはその後は町のものということになりますので、特に土地に関しては管理は必要はないわけですが、ただ建物に関してとなれば、そういったことがまた発生してくるというふうなことになります。ということで税の関係ですが、年に1回ということでもありますので、税法上のことでありますので、先ほど税

務課長がお答えしたとおりではあります、年に1回のことでもありますので、法律に従ってやっていただければというふうには思っております。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） 3点について質問したいと思います。

まず1点目でございますが、ここ二、三日の報道でも毎日のように報道されておりますが、1時間に70ミリあるいは100ミリのいわゆるゲリラ豪雨という集中豪雨が全国各地であるわけですが、けさも北海道の登別あるいは白老町の避難の話も出ておりましたけれども、こうしたいつ起きるかわからない、そういう災害に備えて、本町もさまざまな昨年の災害もかなりの見直すきっかけになったわけでございますけれども、防災に向けての取り組みをしているわけですが、自治体によっては、防災ラジオを配備をして、そして避難勧告あるいは避難指示、そういうものに生かしているというところが特にここ二、三年ふえているわけですが、私ども総務常任委員会で福岡県の飯塚市に行ってきたわけですが、災害が起きたときの、いわゆる町民、市民に知らせる手段として防災行政無線を使っていたわけですが、もう98%ぐらいをカバーをしていると。カバーできないところについては、ファクスを全部配備をして、いわゆる市役所から1枚ファクスを送れば、全、そのカバーできない世帯に送られていくというふうな、そういう取り組みをしているというのも研修で私たち視察をしてきたわけですが、そこまでいけばこれは完璧なのですが、おかげさまで公民館にある防災無線といますか、スピーカーについては、使えるようになったというふうなこともありますけれども、しかしまだまだやっぱりそれでも万全ではないわけです。特に町場は聞こえないとか、あるいは村部にいっても、なかなかスピーカーの音が全体に響き渡らないというのがありますので、特にも避難のときにいち早くその活動をしてくれる、いわゆる行政区長とか、自治会の会長とか、あるいは民生委員とか、さらには自主防災の会長といますか、代表とか、そういう人たちに配備をするというようなことも今後は検討する課題ではないかというふうに私もいろいろな情報を聞きながら思っているわけです。

私自身、防災ラジオ、しっかりどういうものかというのもまだしっかりとした知識がないわけですが、やっぱり町としてもそういったものも活用して、今後やっぱりそういう体制の中で配備が必要なのかというふうなことも研究する必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして。どの程度の費用がかかって、当然費用対効果の話も出てくるわけですが、

町全体9,000世帯に配備するという事は難しいとしても、先ほど私が言ったようなそういうふうな一生懸命活動してくれるような方たちにやっぱり配備することも一つのこれからのそういう防災上の取り組みとしては必要ではないかということで私自身そういうふうな思いでおりましたので、きょう質問いたしましたので、その点の見解をお伺いしたいと。それが1点でございます。

それから、2点目でございますが、きのうもお話があったのですが、9月10日に県内産米の米の概算金、これが発表になったわけですが、全農の県本部から出ているわけですが、2010年の過去最低であった概算金をさらに下回ったと。たしか2010年は8,700円ぐらいだったと思いますが、ひとめぼれの1等米、60キロで。きのうの発表によれば、ひとめぼれの1等米で8,400円という概算金の発表があったわけです。けさ私ども営農組合の初めてのキャベツの収穫で26人ぐらい集まったのですが、その中でもさっそくこの話で持ち切りといえますか、大変な状況だなという話になったわけでありましてけれども、たしか2010年には農家の資金繰りの状況も厳しいと。それから、下手をすれば、当然生産費を下回る可能性もあるということで大きな問題になったわけですし、農協を初め各自治体もいろいろな支援策をやったわけでありましてけれども、今回もこのような状況の中でいわゆる生産者の生産意欲といえますか、持続させる農業を、そういう意欲を削ぐような状況は、決してあってはならないと。したがって、やっぱりこうした状況の中で行政も支援をする必要があるだろうというふうに思っておりますので、そういった観点からその支援策をどのように考えていくのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、3点目でございますが、以前にも質問したことがあります、矢巾斎苑の関係でございます。おかげさまで同僚議員の長い間の一般質問なんかでも取り上げておりましたけれども、駐車場については、かなりめどがついてきているわけですが、もう一つ、いわゆる休憩室といえますか、控室、私も年間十五、六回行っているわけですが、その中でも控室でいわゆる長い時間待っているときもありますが、特に10時と11時の火葬のときは、遺族の控室が非常に混み合うわけです。それから、一般客の会葬の方たちの控室も同じです。特に問題なのは、遺族の控室です。特に、ある程度飲食もするわけですが、プライバシーが全く守られていないと、それで狭いわけです。全くわからない人たちが集まりますので、まぎったりして、ありやりにやという話にもなったりしているわけです。そういうふうな状況というのは、決して解消するという事を考えていけば、解消できないわけではないわけですが、今の状況では、やっぱり非常に不満が出ていますし、何でこんな状況なのかというよう

な話も出ているわけです。

したがって、そういうこと、以前にも話をしておりましたけれども、間仕切りができるような、いわゆるプライバシーが守られるような状況をやっぱり早急に考えていくべきだと。新しく建てるというのは大変なことです、ある用地の中で増築するといいますか、そういうことを考えていく時期に来ているのではないかというふうに思っておりますので、その辺の所見もお伺いしたいというふうに思います。

以上、3点、よろしくお願いします。

○委員長（米倉清志委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 私のほうから第2点目のいわゆる米の26年産米の概算金、大幅に低下したわけでごさいます、きのうも新聞報道等がなされたわけでごさいます、それについての支援策は考えておるかどうかというようなご質問だったわけでごさいますが、きのうたまたまそうした報道がありまして、県の農林水産部長も、いわゆる生産者の当面の資金繰りとか、いわゆる生産意欲の減退につながりかねないといったような大変苦慮されておるようでごさいます、今後そういう県の部長もそういう考え方でおるようでごさいますので、県なり、あるいは農業団体とよく連携をいたしまして、そうした支援策も講じていかなければならないであろうというように思っております。いずれ現実はそのような状況でごさいますので、まずはコストの縮減なり、いろいろみんなでやっぱり考えていかなければならない。そしてまた、行政、農業団体のいわゆる支援策等もそれとあわせてやはり検討していく必要があるというように今のところ思っておるところでごさいます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） それでは、1点目の災害の関係につきましてお答えをしたいと思います。

ここ最近広島あるいは北海道、きのうは北海道、それから東京等でも記録的短時間大雨情報ということでそういった情報が出ていまして、かなり雨が降って、災害等も起きている場所がかなりごさいます。そういったことを踏まえてのご質問ということになるかと思いますが、昨年の8.9を踏まえまして、町のほうでもいろいろ対策は練ってまいりました。それにつきましては、説明するまでもなく、さまざまスピーカーとかわたまるメール等、町のほうでもやってまいりました。

この災害というのは、幾らハード的に整備したとしてもそれ以上の災害が来れば、当然そ



れは防ぐことはできません。というふうなことで、まずは一つしかない命を守ることがまず第一優先というふうに考えます。そういう面では、早くさまざまな情報を知らせるということは、非常に大切だというふうなことで山崎委員さんがおっしゃるようなことも、それも一つの方法だというふうに思います。そういった面では、今後も検討していかなければならないというふうには思っています。

町としましても一応外のスピーカー、有線放送の協力を得まして整備させていただきましたし、それからこの前防災訓練の際に、さらに大型スピーカーのデモもやったりして、どうしたらいいかというのをいろいろ試行錯誤したところでもございます。先ほどありました各世帯にそのスピーカーを備えつけるというのもこれも一つの方法だと思いますので、検討してまいります。矢巾町には有線放送も室内に放送できる有線放送もございますので、あるいはその拡張というふうなこともこれからは視野に入れていかなければならないのかなというふうにも思っておりました。さまざま方法はあると思いますので、この地球温暖化で非常に災害が起こりやすくなっておりますので、そういったところを踏まえて今後検討していかなければならないなというふうには思っています。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 3点目の矢巾斎苑についてお答えいたします。

確かに休憩室狭いというのは、私もそのとおりに感じてございまして、矢巾斎苑、大変古いものでございますので、現在のようなプライバシーの問題は当時想定は多分されていなかったものと思っております。しかし、現在では住民の方々の不満も非常に多いということでございますので、間仕切りにつきましては、財政的な面もありますけれども、ここは今後考えてまいりたいというふうに考えてございます。

また、増築という方法もあると思いますけれども、これにつきましてもすぐすぐというわけにはまいりませんので、第7次の総合計画で実施するかどうか検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 廣田委員。

○8番（廣田光男委員） 財政全般についてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず歳入歳出の関係でございますけれども、歳入の計上額に対して、どうしても最終的な決算額では補正をせざるを得なくなるような状況が生まれておりますが、この補正額の大きさというのが少し気になるのです。例えば法人税でありますけれども、毎年当初予算では、大体2億7,300万円くらい計上しておるわけでありまして、そして途中で大体2億円近い補正をやるわけです。それで結果的には、この部分が実質収支で繰り越しになるというふうな形を繰り返してきているわけです。やっぱりこれは入りをもって出るを制するということはわかりますので、控え目に計上することは十分承知します。しかし、貴重な自主財源であることから、有効活用を図るためにも適正な予算計上額というのは必要なのではないのかなど。それが大体毎回同じような推移で展開、推移してきているということにちょっと問題があるのかなと思っております。

それで現実には、皆さんの執行部の考え方とすれば、やっぱり内輪に抑えて経費を繰り越し財源にすると。とてもいい運用の仕方かとも思いますけれども、私よく1%予算にこだわったりなんかして質問しておりますけれども、わずか1%の町民税に占める割合なんていうのは二、三千万円の話なのです。こうした財源をきちっと計上して回せば、これぐらいはひねり出せるのではないかとよく考えるわけでありまして。そういったことで考え方として本当にこれでいいのかなというふうに思いますので、やっぱり内輪に見積もることも大事ですが、適正な見積もりをし、そしてやはり収支均衡をとれるようなやり方をしてほしいなということが1点。

それから、もう一点ですが、歳出のほうでせっかく計上しているのに当初予算を計上しているのに足りないと、例えば道路維持費なんかは、当初7,000万円の当初予算に対して、途中で6,800万円の補正をやっておいて、不用額で2,000万円出ると。こういうやっぱり仕組みも本来は、補正がそれで正しかったかどうか。あるいは当初に不足がなかったのか、こういったこともしっかり検証するのが決算議会だと考えておりますし、この決算というのは、すなわち次の当初予算に編成していくわけですから、やっぱりこういった検証をこの際、きちっとやるべきだと思いますので、私は不用額が全体で2億6,200万円出ているということについて、皆さんどう考えているのかちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。

○委員長（米倉清志委員） 中村会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまの質問の歳入の部分ということのほうについてお答えしたいと思います。

歳入等につきましては、それぞれの状況等勘案しながら見積もり等立てているわけでござ

います。はっきりしているある程度固定資産税等については、土地、家屋等がなくなるわけではございませんので、それらについての土地であれば、土地の下落している場合は、下落率を補正したり、建物が多く建ってきていけば、そこら辺の伸びている状況等を勘案しながら固定資産税はやっていますし、住民税等につきましても今の納税義務者数と、そして所得の伸び等、ある程度勘案しながら、どの程度であればいいかというところで推計して当初予算等に掲げております。

確かに法人税につきましては、なかなかその年の景気動向というより、町に入ってくる場合については、1年おくれというような状況もあります。ですので、企業の決算が終わった後という格好になりますので、企業の決算状況、どこがどのように伸びているとか、景気が悪いというようなところをなかなかつかむというのは、大変困難な部分がございます。ですので、どうしても法人の場合につきましては、ある程度経済動向等を見ながら、推計しながら予算等を計上しておりますけれども、毎年同じ額というのがたまたまそういう格好にありますけれども、去年が例えば2億円だからことしも2億円というようなことではなく、去年が例えば4億歳入があったと。だけれども、今の状況からすると、恐らくは4億円は難しいだろうと。同じように4億円計上してもいいのですけれども、途中で不足になったと、1億円足りなくなって3億円だといった場合に、特に歳出のほうに絡んできますけれども、1億円も自主財源が減ることになると、今度は歳出のほうにいった大きな足かせになるという部分も出てまいりますので、歳出のほうに大きな足かせをしないということも踏まえながら、この程度であれば大体適正に何とか少なくとも歳入確保はできるだろうというような予測の中で当初予算等組み入れております。ですので、前年踏襲ということでは一切やっているつもりはございませんし、それなりの動向等を見ながら勘案しているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 全般的な財政のやりくりのことでございましたので、まずは考え方につきまして私のほうからご説明申し上げまして、そして不足分につきましては、担当課長のほうからご説明を申し上げさせていただきます。

まず今廣田委員おっしゃるとおりでございます、いわゆる歳入もある程度正確さと申しますか、そういうのに近づけて見積もりますと、歳出も余裕が出てくるわけでございます。そのとおりでございます。私もそのとおりだと思っております。ただ、いろいろ編成上のや

りくり、例えば今ありました道路の維持補修費、これは総計予算主義をとっておるわけでございまして、たまたま当初で財源がなかったということで、いずれ年度内には何とかしてこの補正でつけるといったような約束の中でまず内部的にはやっておるわけでございまして、そういうことになりますと、やっぱり繰越金というのも非常に大事な財源になるわけでございまして、委員おっしゃることから申し上げますと、繰越金でそれを歳出のほうに回すということになりますと、事業の成果というのは1年おくれになるわけです、確かに。当初予算で組んでおれば、ばつといけるわけでございますけれども、そういう委員の考え方も私も同じでございますので、ただやりくりの中で、やっぱり繰越金を出して、そして今言った総計予算主義の中で留保していた分をこの補正で見てやるといったような、今予算編成もやっておるわけでございまして、できるだけそうした面も委員おっしゃるとおり、ある程度歳入につきましても最後の結末を見ながら、当初予算等々につきましても見ていかなければなどというように思っております。いずれこれは努力ということになるわけでございますので、できるだけ近づけてまいりたいというように思っておりますし、ただ今年度残念ながら繰越金が2億数千万円出たわけでございますが、この財源が乏しくて、それを今までであれば、財調に積み立てておったわけでございますが、残念ながら今年度は財調に積み立てることができなかったわけでございまして、そういうこともありますので、今後予算編成、やりくりの中でいろいろ努力をさせていただきたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 廣田委員。

○8番（廣田光男委員） 確かにお話の趣旨もわかりますし、私も理解するところでございしますが、せっかく通年議会も取り入れたことでございますので、足の速い予算執行ということで見通しの速い判断をなされた上で補正も組みながら適正な財政運営を図っていただければと思いますが、その辺については、企画財政課長、いかがでございでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 先ほど来町長の答弁にもありましたが、できるだけ適正な予算を見積もりながらこういったせっかく議会の制度もこのようになりましたので、そういった制度も活用させていただくように努力をしてまいりたいと思っております。

何せ廣田委員さんおっしゃるとおり、どうも行政マンといいますか、公務員はどうもその辺のところをちょっと適正にといいますか、細かく抑えてしまうところがさでございまして、その辺のところもひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

藤原委員。

○2番（藤原由巳委員） ただいまも財政のことで質問ありましたので、若干関係、関連する部門もございますので、ここで質問をさせていただきたいというふうに思います。

私は、この基金の関係から質問をさせていただきたいというふうに思います。昨年も質問した経過がございますし、先般の検討会でも若干確認した部分がございますけれども、改めて今回の資料の基金残高35億6,800万円余の基金運用の一部を再確認したいというふうに思うところでございます。基金は、さまざまな目的を持って運用されているわけがございますけれども、現在の基金残高総額35億円余りは、当局としてはどう捉えておられますでしょうか、それが第1点。

また、その中の肉用牛貸付譲渡基金、肥育牛貸付譲渡基金、土地開発基金、奨学金開発基金のこの数年間の運用実態と、それに伴う担当部署の所感をお伺いするものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 基金についてであります。どの程度が適正であるかというのは、ちょっとなかなか判断が難しいところでありますが、いずれある程度のそういった財源を確保しておくことが私たちといいますか、町にとりまして突発的なこと、あるいはそういったこともありますので、予算の平準化をするためには、このぐらいのまず基金残高は必要であろうかなということでは捉えているところであります。

そうした中で、特に財政調整基金につきましては、特にその目的といいますか、あらゆる予算に対応できる財調で、基金でありますので、今の水準といいますか、20億円程度、そういったところ、もう少しちょっとその辺のところを確保しておきたいというふうな部分は持っているところでございます。実際どこが適正な基準かというところは、ちょっと今どこの市町村もあれだと思いますが、その辺はご了承いただきたいと思います。そういったことで平準化ということで若干持つておきたいということでご理解をいただきたいと思います。

それぞれの基金の活用方法についてでございますが、まず一つは土地開発基金でございますが、ここしばらくちょっと活用の事例はございませんが、何年か前には突発的といいます

か、どうしても土地の購入を予算がなかなか確保できないときに、どうしても今土地を確保しておきたいというふうな事情があったときに活用させていただいた例がございますが、そういうことでここ数年はございませんけれども、どうしても必要なものということで考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

基金の細項目の中での残高なり、考え方についてのご質問だったわけでございますけれども、まず肉用牛貸付譲渡基金の関係でございますが、この決算書の部分の中では動き的な部分は見受けられない分がありますが、しかしながら今企画課長が答弁いたしましたように、この基金の動きの部分につきましては、現実的には肥育をしている農家の方、専業にしている方の部分が2戸なり、あるいは兼務している、繁殖と肥育の部分も兼務している方も4戸ぐらいあるわけでございまして、その辺の動きも考慮した格好の中では、一応基金の部分につきましては、そのまま残している部分がございます。当然ながら肥育牛貸付譲渡基金につきましても同様でございますが、この部分につきましては、大体年平均といたしましては、大体4頭から5頭ぐらいの動きではあるわけでございますが、時代変遷と申しますか、流れ的なものを見た場合には、過去よりはそういったふうな動きにつきましては、委員お説のとおり動きの部分は低迷ないししないような状況にもなっているのは事実でございます。その意味からいたしますと、全体的な部分の中で予算の運用上の観点からもこの基金のあり方の部分については、検証することは必要かと思っておりますけれども、この部分につきましては、全庁的な課題の部分もあるでしょうけれども、ここはそれを念頭に置きながら検証しながらも必要な部分につきましては、やっぱり確保しつつ、あるいはもう一点、これを实际的に、では運用してもらうための実態の部分も、やはり活性化、各酪農農家なりの活性化の部分もやらなければ、この動きもないわけでございまして、この辺もトータルで考えていかなければならないなということを改めて肝に銘じながら検討していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） それでは、私のほうからは、奨学金の関係の基金についてお答えいたします。

奨学金につきましては、1億2,000万円の基金総額ということでございまして、その中で貸し付けしている金額といえますのが約8,500万円ぐらいでございます。こちらのほうは随時返還

ということになってきておりますが、そのほかに定期預金として2,900万円、これは運用資金として常時定期で運用しております。今回利子で乗ってくるのは、この分の利子でございまして、残り700万円ぐらい残っているのですが、その分につきましては、毎年奨学生が10人から十二、三人出てきますので、その方々への貸し付けの資金として残しておりますので、十分この基金につきましては活用させていただいておりますし、運用につきましてもそれなりにやっておりますので、ご理解のほうお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 藤原委員。

○2番（藤原由巳委員） ありがとうございます。基金総額につきましては、けさちょっと目にしたわけですが、近隣自治体の議会におきまして基金残高20億円余り、非常に将来の財政計画に問題はないかという議会での質問もあったというふうな記事もありましたけれども、本町においては35億円余というふうなことで、先ほど課長の答弁にあったとおり当分はこの体制でまず問題なからうというふうに理解をいたしました。

ただ、土地開発基金あるいは奨学金貸付金については、今お話のとおりでございましたが、この中の農業関係の肉用牛譲渡基金と肥育牛貸付基金につきましては、畜産農家の強い要望を受けまして昭和54年ごろ創設された基金なわけでございますが、事業開始当時は、抽せんをしてまでもこの牛の借り受けをしたいという、非常にすばらしく効果のある基金だったというふうに思いますし、またこの基金があることによって本町の畜産振興、特にも和牛振興には多大なる貢献を果たしてきた基金であろうと、当時携わった一人として深く感謝するものであります。今農林課長のほうからもお話ありましたが、昨今の農業事情、畜産農家、当時の4分の1程度になってきてございますし、飼育頭数もう5分の1程度というふうな時代になってきてございます。そして、昨今の基金の運用状況を踏まえた中で、この両基金をこのまま維持、継続していくのか。あるいはこの基金の運用等々あるいは新たな視点で、これは特にも農業者の意見も確認しながらということが条件になるわけでございますけれども、別な農業振興にかかわる基金というふうなことを考えられないものか。例えば先ほど来りましたが、今回のような米価下落に対する基金あるいは今本町が非常に力を入れております園芸作物の振興にかかわる基金などというふうなものを視野に入れながら、でき得れば、来年度からでもこの基金のあり方等について、新たな方向づけができるように今後関係部署での協議検討をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

時代背景に対応した考え方ということにつきましてでございますけれども、貴重なご意見といたしまして検討させていただければと思っております。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

村松委員。

○12番（村松輝夫委員） 私は、施設の老朽化対策についてお尋ねをしたいと思います。

橋梁関係については、長寿命化修繕化計画が示されております。アセットマネジメントを導入して、今後20年、30年後にもう50年以上たった1960年から70年代に一斉につくられた橋が多いわけですが、町が管理する橋梁は44とか聞いておりますが、それに基づく計画的な修繕計画、長寿命化計画が示されておりますけれども、建物等について、やはりかなり老朽化が目立つ、そういった施設もあるわけでありまして。これらについてこれから先、7次総合計画との絡みも出てくるかと思っておりますけれども、この施設の老朽化に対する考え方をお尋ねしたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

施設の管理につきましては、いろいろ課題がこれから発生してくるものと思っております。その上で国のほうでは、いわゆるインフラ長寿命化基本計画というものが策定されてございまして、そうした中で各市町村におきましても3年以内に公共施設の総合的な計画書をつくるようにというふうなことで要請が来ているところでございます。いずれこれから人口減少あるいは少子化時代を迎えまして、なかなか税収がままならない状態で、なおかつそういった公共施設の管理が必要になってくるということでそういった要請もされているところでございますので、町といたしましても、そういったことを組織的に動いてまいりたいというふうなことで考えてございます。

いずれ公共施設の総合管理計画等につきまして策定に向けまして具体的に今後動いてまいりたいというふうなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

村松委員。



○12番（村松輝夫委員） 特にも今度土曜日、敬老会があるわけですからけれども、例えば体育館、それから田園ホール、この庁舎内もそうですけれども、トイレが和式のものほとんどなわけです。ということで敬老会などもなかなかしゃがむことができないお年寄りが多くなってきている。やはりそういったことでこのトイレ問題などは早急にやっぱり解決しなければならぬ問題ではないかと、このように思うわけですからけれども、その辺のことについてはいかがでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

施設の管理あるいは補修等につきましては、さまざまな施設等からいろいろ予算要求等もございまして、当初予算編成時には非常に苦慮しながら予算編成をしているところであります。そういったところを総合的に勘案をしながら選択をしながら対応をしてみたいと思っておりますので、今の時点でその確約をできることではございませんが、そうした総合的な観点でまいりたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 先ほど山崎委員も言われていましたけれども、昨年8月9日の大雨災害について、復旧は大変皆様の働きに敬意を表するものでございますけれども、最近に至るところで本当に自然災害が起こったり、予想がつかないところではございます。そこで自助、共助、公助というのをよく大事になってくると聞きますけれども、町としては、自分の身は自分で守るという自助が重要であると言われておりますけれども、このような自助や共助に対しての重要性の啓発や公助を本町として推し進めていく必要があります。

現状の町の体制では、なかなか防災に対して業務が煩雑、多くなってきております。そこで単独での防災課というものを立ち上げて、防災に対しての充実をお願いしたいと思うのですが、その検討をお願いできないでしょうかというのが1点。

あと2点目、平成7年に本町は福祉の町宣言をしております。それから9年が経過しております。私もこの福祉の町宣言、大変すばらしいものだと思います。私も福祉のまちづくりとして働いていきたいと思っておりますけれども、本決算においても福祉に関してのたく

さんのお金が使われております。ですが、町民から矢巾は福祉の町と宣言しているけれども、何が福祉の町なのかわからないという声を聞きます。

そこで本町としての福祉の町にふさわしいまちづくりを福祉の町宣言以来どのように行われてきたのか、その考えを伺います。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 1点目の防災の関係の質問にお答えをしたいと思います。

自助、共助ということ、あるいは最終的には公助というふうなことでいろいろお話がありました。8.9以来、町でもさまざまなことをやらせていただきました。それにつきましては、今さらお話をするまでもございませんが、先ほども言いましたように、いろいろわたまるメールとかやらせていただきました。それでいろいろやっていくうちにこれからは住民の方々にも全てこちらからの提供だけでというのではなくて、広島でも教訓にはなりましたが、やはり住民の方もどういった今警報が出ているとか、注意報が出ているかというふうなことも関心を持ってもらいたいというふうなことを思っております。

ただそのためには、町ででは何をすればいいのかということなのですが、やはりある程度、完璧ではありませんが、ある程度のことはやらせていただきましたので、これからはそういったことに注意していただきたいというふうな周知も今度は必要だろうというふうに考えております。

ということで、そういったことでこれはこの災害につきましては、いろいろやることは尽きないわけですが、そういった中で防災課の設置をというふうなことでお話がございました。これからも先ほども言いましたが、温暖化の関係で減ることはないというふうに、災害は減ることはないというふうに思っておりますので、その辺のことにつきましては、今後検討材料ということで検討させていただくということでこの時点ではお答えとしたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点目の福祉の町宣言、健康福祉の町宣言というふうな形で宣言をしているはずですが、それぞれソフト面につきましては、ご存じのとおり、日本一健康な町という一つの題目を持ちまして、それぞれ健康づくりに努めているつもりでございますし、それこそ健康こそがそれこそ町の発展につながるというような基本的なものを持ってやっているつもりでございます。また、福祉行政につきましても、全く他市町村と遜色

のない福祉のまちづくりをしているつもりでございます。ただ、それぞれ福祉というのは、委員ご存じのとおり、これぐらいやればそれでいいというものではないというように私も認識をしております。それぞれの時代におきまして、それぞれのご要望等々あると思っておりますので、その要望が全て100%かなえられるかというのは、なかなか難しい部分はあると思いますが、できるだけ皆さんのご意見をいただきながら、できる部分については、やっていきたいなど、このように考えておりますので、その中身につきましては、ソフトというのは、なかなか目に見えないものでございますので、自分たちの福祉行政といたしましては、そのような気持ちでやっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 矢巾町福祉の町宣言というもので平成7年にやっております、長寿健康町と別でつくっておるものでございますけれども、福祉とは、辞書では幸福という意味のようでございます。ぜひ幸福の町宣言として今後も福祉の町矢巾として施策を望むところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

ここで休憩に入ります。

再開を11時15分といたします。よろしくお願ひします。

午前11時04分 休憩

—————

午前11時15分 再開

○委員長（米倉清志委員） 再開します。

質疑ございませんか。

川村委員。

○14番（川村よし子委員） 3点について質問させていただきます。

平成25年度予算執行に関する報告書の中のページ数で、グラフの後なのですけれども、節の経費の状況を見まして、私がちょっと質問させていただきます。ページ書いていないのです、済みません。一般会計の各款における節の経費の状況を見まして、ちょっと質問させていただきます。

扶助費の構成比が9.2%で対前年度比、比較で4.4%ということなのですけれども、その扶助費と比較して積立金、構成比が8.3%として前年度と比較して17.6%増ということで、その

扶助費の増に比べて前年度と比較して積立金が多かったと、17.6%増ということで担当の方の方は精いっぱいこういうふうにやっているとは思いますが、その扶助費というところを見ますと、ページ数で済みません、12ページ、13ページです。ごめんなさい、縦に見ていたので、ページ数見えませんでした。その扶助費のところでは扶助費というのは、民生費と衛生費と、それから教育費にかかるわけですが、特にも学習会ときには、母子家庭がかなりふえているというような状況もありまして、100件以上あるということで就学中の子どもさんを持つ家庭も多いということなので、この扶助費の考え方をお聞きします。あと積立金がどうしてこのようにふえているのかもちょっと教えていただきたいと思えます。それが1点目です。

2点目は、農業分野のことなわけですけれども、農業振興に力を入れなければ、先ほどの質問の中にも米価が下がっているということなわけですけれども、やはり日本の食料事情とかもいろいろあると思えますけれども、農業振興に力を入れなければならないと私は思っているわけですけれども、その農業振興の中でも産直、女性たちがいっぱい働いているとか、いろいろ工夫してやっているわけですけれども、その農業振興の中の産直への支援というのがここにはないわけですけれども、チラシとか、広報では知らせていますということなわけですけれども、そういうところの産直への支援ができない理由を明らかにしていただきたいと思えます。そして農業分野で振興のための新規就農者、矢巾町では3人いらっしゃるということなわけですけれども、県とか国とかの予算もあると思うわけですけれども、これからふやす必要があると思うわけですけれども、その辺の考え方を伺います。全国的には新規就農者は減っているような、人数的には減っているようなわけですけれども、やっぱり国と対抗するためにも、それから矢巾町の農業を守るためにも必要だと思えますが、その辺の考え方を伺います。それが2点目。

それから、3点目は、商業のことなわけですけれども、新しく法律ができる予定です。中小企業を守る法律ということで矢巾町でも中小企業、社長以下使用人で5人以下の企業とか、中小の商売をやっている方もたくさんいると思うわけですけれども、そういうところの支援をどのように考えているか伺います。

3点です。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 1点目のご質問にお答えをいたします。

扶助費の考え方ということでございますが、それぞれ予算書に、決算書にございますとお

り、例えばどうしても法律でそういった社会福祉とか、児童福祉とか、そういったものに定められている部分がございます、必ずそういったものには支出しなければならないのだというふうなものについてほとんどがまず扶助費というような形になっております。これは、自治体の考え方というそのものの裁量権もひとつありますし、それから法律上でそういった歳出が定められているもの等もございますので、そういったものにつきまして、いずれ町民の福祉の向上のために使われているものでございますというような考えでおります。

それから、積立金につきましてですが、これにつきましては、いずれできるだけ先ほど廣田委員さんからもございましたとおり、ある財源については、効率的に使うべきだというお話がありました、そのとおりまず適正に使わせていただいております。その中で余力があった場合には、そういった財政調整基金とか、各種基金に積み立てをさせていただいたりしてございますが、大きなものは財政調整基金であります。これは、最終的に3月末をもって締めたときに余った分といいますか、そういったものが最終的に積立金に回っているものでございますので、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 2点目の質問にお答えいたします。

まず産直への支援の考え方の部分でございますけれども、直接的に産直の部分につきましては、まず任意組織の部分ではございますし、そういったふうな産直支援の部分の直接的な経費としては、特に支出はしておらない部分につきましては、委員お説のとおり、決算書を見ておわかりのとおりでございます。

しかしながら、間接的あるいは一部直接的になる部分があるわけですが、まず町内のほうの産直の方々の協議会を組織していただいております。当然ながらこれは町のほうでお願いした部分があるわけでございますが、基本的に任意組織の形の中で組織していただいております、その中でいろんな町に対する要望なり、あるいは内部の連携、いろんな情動的なものをこちらのほうで提供したり、そういったふうな中から、人的あるいは資金的な部分を直接的には、後ほど説明しますけれども、資金的な部分も支援しているという状況でございます。

次、具体的にになりますけれども、6次産業化のセミナーなり、そういったふうな部分の中でもいろんな実施するに当たりまして、産直さんのほうの意見も聞きながら、今何を欲しているのかというふうなものを聞きながら、そしてまたさきにもお話ししましたけれども、集

落営農にも当然ながら今後長い目で見ていった場合に、そちらのほうの育成も必要ですので、そういったふうなもろもろの部分も聞きながら、カリキュラムを組みながら設定している部分はございます。そういったふうな面では、間接的あるいは直接的な部分になろうかと思えますけれども、そういったふうな形の中で支援しているところでございます。

2点目でございますけれども、新規就農者の育成の関係ですけれども、この部分につきましては、委員お説のとおり重要なことと認識しておりますし、国は国で当然ながらそれは提唱はしておりますけれども、それとは別に当然ながら町といたしましても本当に大切な部分だとは認識しておりますし、そのようにしていかなければならないと考えております。

特にも新たな政策的なものとおあわせまして人・農地プラン等の説明会の部分につきましても若い方々、新たな就農者等の部分につきましても皆さんにはお話ししながら理解していただくという形でお話ししている部分がございます。まずは、その前段といたしましては、認定農業者、この認定農業者制度につきましては、今さら説明するまでもないわけでございますけれども、その方々の部分につきましても育成とおあわせながら一緒にお話をしながら進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） 3点目の町内中小企業者への支援関係につきましてお答えいたします。

まず前段にございました中小企業等産業振興条例、こちらにつきましては、新聞報道等で周知のとおりでございます。県のほうで今年度制定に向けまして取り組むということで方針が示されてございます。中身につきましては、これもご承知だと思いますけれども、地域資源活用しました新商品の開発を含めまして、雇用やサービスを生み出すというような観点を含め、経営基盤の強化、人材育成などにつきまして県が取り組む内容を具体的に制定するという内容が示されてございますので、こちらについては、町のほうでは以前の一般質問にお答えした内容でございますけれども、現在中小企業のニーズに対応した具体的な実効性のある施策につきましては、総合計画の中である程度入れ込んでいるというような形で、その時点ではこのような条例制定、振興策につきましては、具体的制定は、今のところは考えてございませぬというような形で総合計画の中で対応してまいりたいというふうにお答えしているところではございますが、県でこのような具体的な条例制定に向けて動いているということで今後できます制定、こちらは注視しながら、これは連携して取り組む必要性がありま

すので、こちら辺につきましては、今後連携と申しますか、注視しながら取り組ませていただきたいというふうに考えてございます。

それから、現在の矢巾町内の支援の状況という形でご質問がございましたけれども、具体的には、矢巾町商工会と連携を図りまして、いろんな中小企業者への振興策、図っているわけでございますけれども、町としまして具体的なものといたしましては、融資策、利子補給等を含めました融資策、それから企業連絡会と町内で組織してございます組織を使いまして、活用を使いまして研修会、情報交換会含めまして振興策を図っているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかに。

村松委員。

○3番（村松信一委員） 数点お伺いいたします。

まず学校教育につきまして、それから農地・水・環境保全事業につきまして、それから確定申告につきまして、それから農地中間管理機構につきまして、以上お伺いしたいと思います。

まず初めに、さきの私の一般質問をさせていただきましたいじめについて伺いますが、教師が児童・生徒をいじめるケース、それから生徒・児童が教師をいじめるケースはあるのかお伺いします。

それから、このたび全国の学力調査が各県別の状況が公表されましたけれども、矢巾町の児童・生徒の成績はどのレベルなのかお伺いしたいと思います。以上が学校教育についてであります。

それから、農地・水・環境保全事業であります。今年も農地・水・環境保全事業の必須項目であります生き物調査を実施いたしました。それで去年も同じ質問させていただきましたけれども、絶滅危惧種のギバチがことしも捕獲できたわけですが、昨年保護対策といたしまして、看板設置などの検討を依頼いたしました。この扱いはその後どのようなふうな状況でしょうか。

それから、確定申告につきましてお伺いしたいと思います。9月8日の検討会におきまして、確定申告のe-Taxにつきましての質問をいたしました。全申告者5,501人に対しまして、e-Taxの利用者が2,369名で43%が利用されているということで、これは行政の申告担当者のかかなりの軽減になっていると思いますが、さらなる軽減策として今後何をすべきと

考えていますでしょうか。

それから、最後の質問であります。農地中間管理機構であります。岩手中央農協管内におきまして現在長期の利用権を設定、10年とかの長期の利用権を設定、借り、貸すの権です。それで耕作している農地につきまして、今度の新しい制度を導入する場合、現在の利用権設定を解約して、新たな制度を利用する場合、これで今現在ですと、国では予算があつたら今後考えますということで大変今困っているとのことではありますが、この辺についての情報があれば、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（米倉清志委員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） それでは、学校教育についてのご質問にお答えいたします。

いじめについてでございますが、教師が子ども、子どもが教師ということでございます。教師によるいじめ、児童・生徒に対することにつきましては、指導する中での不適切な言動、教師から児童・生徒への不適切な言動は、ほんのまれですが見られることがございます。こういうことにつきましては、すぐ情報をいただいたり、学校内で解決、その対応をして指導して対応しておりますし、毎月開かれます学校長会等で毎回教師による非違行為ゼロというのを目指しましょうということを啓発しております、それにつきまして校長先生のほうから学校に戻りましたならば、指導していただくように推進をしております。

それから、子どもというか、先生たちにつきましては、子どもも大人と同じ人格を持った一人の人間でありますよということで、そういうことを尊重して対等に考えて指導するよという話をしております。そういうことで若干教師のほうにつきましては、言動的なことがございます。

それから、児童・生徒による教師へのということでございます。こちらのほうは、先生が好きだとか嫌いだとかというのが当然出てくると思いますので、周りで悪口を言ったり、先生をからかったりというその程度のことはあると認識しておるものでございます。先生と児童・生徒がお互い信頼し合っているというふうを考えて、そういう言動とか、行動が出るものと思いますが、なかなかその信頼関係というのも片方だけというのも結構見られますので、その辺は注意しながら指導していくよということ委員会としては、各学校のほうに指導しております。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 越教育長。



○教育長（越 秀敏君） 学校教育の2つ目の質問についてお答えいたします。

4月22日に行われました全国学力学習状況調査につきましては、受けた児童・生徒が成果を見て、自分の弱点を補強すると。指導した教師は、未定着な部分あるいは指導が至らなかった部分を反省して、今後の指導に生かすということで学校でその活用策を練っているところがございます。したがって、町全体あるいは学校別の平均正答率というものは、町教委としては今のところ発表する考えは持っていないところがございます。

しかしながら、公教育でありますので、どれくらいの成果があって、どのレベルかということは、当然ある程度のことは知らなければならないのではないかなというふうに私も思っております。今公表されておりますのは、全国と都道府県の平均正答率でありますので、矢巾町がどういうレベルにあるのかというのをぎりぎり言えるところまで言わせていただきたいと思っております。

小学校の国語A、国語B、国語、失礼しました。まず全国平均より小学校、中学校とも全て上回っております。次に、県との比較でございますが、小学校では国語A、国語B、算数A、算数Bの都道府県の順位をつけたとしたならば、岩手県は16位、9位、18位、13位という位置づけになっております。矢巾町は、大体スポーツでいう入賞範囲以内の平均正答率ということになるかと思っております。中学校の国語A、国語Bは、岩手県は11位、17位というふうになっておりますが、矢巾町はトップクラスに相当する平均正答率であります。次に、数学A、数学Bは、数学Aは、岩手県が44位ということになっておりますが、矢巾町はその半分より上、それから数学Bは38位という岩手県の状況ですが、3分の1より上というふうなところでおおむね良好な成績を維持しているというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。全4点あった部分の2点目と4点目の部分につきまして私のほうから答えさせていただきます。

まず2点目のその当時の農地・水・環境の関係でございますが、新たな制度では資源向上の事業になるわけでございますけれども、この分につきましては、絶滅危惧種ということのお話もあったわけでございますけれども、いろんな法的な観点からした場合には、その辺の制約的なものは、ちょっと承知しかねますけれども、この事業で地域のほうで取り組む際に、この事業の趣旨に沿うような形の中でいずれ農村景観、農村に限らず地域の景観を保全しようという観点からの取り組みの部分につきましてやっただいていただいているわけですが、

それを皆さんに周知しようとする観点からの看板の部分につきましては、当該事業の部分の設置も可能でございます。ただ、委員さんおっしゃる部分につきましては、行政的な観点からということだと思えますけれども、この分につきましては、特に考えてはおらないわけでございまして、それでもしも前段言いましたように、地域のほうにやっぱりこれは地元で取り組んだ部分を皆さんに周知しながら、なお後世にもやりながら保全を図っていくのだという観点からオリジナルの看板なりの事業として取り組んでいただいでやっていただければ、なお身近なものとして浸透するのかなというふうに考えるものでございます。いずれ経費としては、この事業、当該事業の支出は可能でございますので、もしご検討いただければ助かるなという部分がございます。

次に、4点目になりますが、本年度からスタートしました農地中間管理機構事業の関係でございますが、この部分につきましては、きのうの委員会のほうでも藤原梅昭委員さんの質問の中にも関連するわけでございますけれども、状況につきましては、ちょっと重複して済みませんけれども、いずれ当初の部分につきましては、出し手の農地の部分につきまして中間管理機構のほうに預けると、長期に預ける。おおむね最低限10年以上となるわけでございますけれども、その行為でもって集積協力金を集落あるいは集落内で話し合いをした関係する団体のほう、支払うというふうな流れの形で進めてきたことは、ご説明したとおりでございます。その後につきましては優先順位ということで出てきたわけでございますが、国のほうの要綱でも、確かに優先順位をつけて交付するというように書いてはありますが、その優先という捉え方の部分が定義が明確になっておらなかったわけでございまして、それでこれは県のほうに委ねられた事項としまして1から4段階の形の中できのうお話ししたとおりになっていったわけでございます。当然ながら紫波郡管内といたしますと、3なり4番目ということで最後のほうになっておりまして、そこでこの部分につきましては、今新たな情報ということでございますけれども、県のほうでも優先順位的に下位の部分につきましてはの支払いはしないということのものにはなっておらないです。ただその分については、そこまでの明確な話はもちろんないですし、状況については、まだ把握しかねる分があります。そこできのうも話しましたが、とにかく要望があった部分につきまして何とか予算確保した形の中で、その中の部分の優先順位をつけたとしても、トータル的には全員が申請があった組織に対して、支払いをするという部分につきまして農協を通して要望することで今動いている部分がございますので、その辺の状況をちょっと見きわめる状況になるのかなと思っております。

特にもこの優先順位の部分で皆さんが心配されている部分は、委員さんご案内のとおり、特にも2年間、3区分で26、27年の2年間の部分が協力金の部分につきまして非常に優位性が高いわけでごさいます、そして3段階になっておりますから、どうせ集積をして、みんな集積をしながら法人化等やろうというのであれば、そういう考えがあるのであれば、早いうちに資金を得ながら、きのうも話したとおりそれでもって準備をしようというのが通常の考えなわけでごさいます。その辺のところ非常に未知数になっているという部分がございますが、いずれその当初の国あるいは県が話した部分を履行してもらうような形の中で、それぞれ関係する部署とも歩調を合わせながら要請していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 中村会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） それでは、私のほうから確定申告のさらなる軽減策というようなことでごさいましたけれども、この確定申告につきましては、ご存じのとおり昔はそろばんで計算して、手で申告書を書くというような時代もごさいました。それが長らく続きまして、当町では平成10年ころ税務LANということでパソコンで確定申告等処理できるようなシステム等を入れまして、さらに平成23年ころから税務署の協力をいただきまして、税務署のパソコン、8台ほどお借りいたしまして、そこでそのパソコンを使って申告した場合については、e-Taxで申告したものとみなすというふうに税務署の協力をいただきました。この盛岡税務署管内でそういうのをやっているのは矢巾だけでごさいます、それ以外のところは税務LAN等、一昔というか、従来のやり方でやっているのがほとんどでごさいます。そのおかげで昨年では全部で2,400件弱のe-Tax利用ということになっておりますけれども、そのうちの1,400件ほどがこの4階の大会議室で申告相談をやったものの取り扱いがそのようにe-Taxということで処理されております。

これにつきましては、ご案内のとおり、本来e-Taxやる場合については、住基カードをとって個人の認証をとらなければe-Taxというものはできないわけなのですけれども、ここでやった場合については、そういうカードがなくてもまず要するに税務署の承認ということで税務署さんの職員が来てもらって、そちらの承認番号を使ってやるという方法でやっています。そのほかには、税理士さんがそういう認証をとっておりまして、税理士を通して申告する場合についてもe-Taxで申告するという制度もごさいます。それぞれe-Taxでやる部分、そういう制度もありますし、また自分で全て計算できるというような方々に

については、その申告期間、12月15日から3月15日までの間については、24時間いつでも申告を受けられるというような現在状況となっております。

そういうことで税務署を中心としまして税務署、県、そして市町村、それぞれの税務機関で構成しております地区税務協議会というものがございます。盛岡であれば、盛岡地区税務協議会、そのほかに県では上部として岩手県の地区税務協議会、さらにその上では東北地区税務協議会ということで、それぞれの関係機関のところでもそういう組織をされておまして、その中では、I C Tを利用した申告の推進というようなことで先ほど申し上げましたように、住基カード等を使って、さらに計算できるように自分で24時間いつでも申告できますというようなものを推奨しているわけがございます。それに主に歩調を合わせながら推進を図っていけば、なおここで申告するというのではなく、個人がそれぞれが24時間自分の好きな時間に自宅のパソコンを使って申告できるということになると、申告される方も自分の時間でやれるということになりますので、軽減されるものと思いますし、また当方としても、それらの部分については、軽減される可能性もあるというようなことでそういう協議会と歩調を合わせながらこういう I C Tを利用した申告制度というものに P R 等行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

藤原委員。

○13番（藤原梅昭委員） 先日一般質問させていただきましたけれども、非常に時間が足りなくて途中尻切れトンボで終わってしまったので、何点か質問させていただきます。

ちなみに先日の一般質問の時間は質問時間が18分44秒と、答弁時間が残り時間というような状況でしたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで1つは、きのうが9.11ということで3年半ということで各地でやはり東日本大震災の対応行事がいろいろあったようなのですけれども、その中で前回確認したかったのは、1つは漏れたのは、防災マップをつくるということで進めているわけなのですけれども、何か協議会に委ねるような、そんなような答弁内容だったかなというふうに感じましたけれども、そうでなく、きちっとそれはいつまでにこういう形をつくるというのがあるのであれば、ひとつお示しいただきたいなと思ひます。それが1つと。

それから、岩手山の火山の対応についてということで県としては、滝沢中心にいろいろ防災対応をこの前、訓練等々やったわけなのですけれども、矢巾町はほとんど関係ないというか、被害は少ないだろうというような状況なのですけれども、一つだけ聞いたかったのは、町民が登山の最中に、矢巾町も登山愛好家大分多いのですけれども、その際にそういう事態が起きたと、そのときにどのような対応が本町としてはとられるのかと、向こうとの連携、現地との、その辺のところを、もしまだ具体的な考えがなければ、これから検討ということになると思うのですけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。防災関係については、その2点です。

それから、人口減少、少子高齢化と、これが最後全然再質問できなくて終わってしまったわけなのですけれども、この中で一つは、それこそ先ほどもあったように、長寿社会と日本一健康長寿の町ということであっているわけなのですけれども、一番大事なのは、健康を、最期まで元気で暮らすと。いわゆる皆さんご存じの健康寿命です。今平均寿命と健康寿命の差が男子で10歳と、女子で13歳と、これもご存じだと思います。では、その10年なり、13年なり、どのような生活をするかということ、結局医療にかかるか、介護にかかるかというような、非常にそれこそ本人だけではなく、周りも大変な状況で過ごさなければいけない期間があるということで、この健康寿命と平均寿命のこの差をいかに縮めるかというのが大変大きな課題かなというふうに考えています。

これに対してのいろんな取り組みあると思うのですけれども、これがまず本町の人口というか、定住化を図る上でも非常に重要な今後のキーポイントになるのではないかなと、そういう町にぜひ住みたいというふうに思えるようなまちづくりにつながるのではないかなと、その辺のところをひとつ提案したいのは、いろんな対応はあると思うのですけれども、各課ばらばらで動くということではなく、いろんなつながりありますので、ひとつ横の連携を密にするために何かプロジェクト組織で人口減少に対する取り組みと、それをどうするかというのを横串で農業の問題もあるでしょうし、それこそ介護あるいは医療の問題もあるでしょうし、あるいは子育て、あるいは産みやすくする対応と、いろんな対応を横串でやる必要があるのではないかと、まさに今必要ではないかと、そういうふうに思うのですが、その辺に対する所見を伺いたいなと、そういうふうに思います。

それから、町がにぎわうことがひとつ定住化につながる策の大きな考え方の一つなわけなのですけれども、その中で先日議会報告会というか、懇談会の中で、不動地区の方から、自分たちのところは限界集落に近いようなところがあるというような、やっぱり発言が出てい

るのです。確かに駅周辺含めて都市部、都市部というか、町場については、非常ににぎわいは出てきています。ただ一方で、やはりそういう不動小学校中心とか、煙山小学校中心地区とか、そういうところが逆にそういうようななかなか人口がふえないというか、減っている状況が起きているということで、今まさにそここのところを活性化することによって、その周辺にまた人が住みやすくなると。あるいは2世、3世が住みやすくなると、そういうようなまちづくりが必要なのではないかなというふうに思っております。ですから、そここのところのいろいろ規制緩和の話もありましたけれども、そういう規制緩和そのものがもともとは人のつくった規制ですので、それをどう撃ち破っていくかということも、やっぱり大きく考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その辺のにぎわいづくりに対する所見も伺いたいなというふうに思います。

それから、あと二、三、ついでにお話しておきますと、さっき公用車の件ありましたけれども、公用車の買いかえというか、変更時期が別に規定されているわけではないというふうに答弁されているわけですがけれども、それはそれで結構なわけですけれども、今の時代、かなり、先ほど公害の話もありましたけれども、要は省エネと、そういうような観点からも、古いのを大事に乗るということも非常に大事なわけですけれども、この前の検討会でもお願いはしましたけれども、要は燃費も含めた、そういう燃費から計算して経費的にどうなのかと、5年もかかってペイできるのであれば変えたほうがいいのか、あるいは先ほどのような公害というか、そういうのに対する対応も考慮しながらひとつ古いものを長く使うということも結構ですけれども、そういう観点からも省エネあるいは自然環境と、そういう観点からも、やはり全体を見直す必要があるのではないかと。これは、私もそう思いますので、ひとつ先ほどの排気ガスが黒くなっているマイクロバスと一緒に検討をしていただければなというふうに思います。

あと最期になりますが、さっきの地方というか、にぎわいのまちづくりの中で以前廣田議員からも自分たちが自由に裁量権のある補助金が必要ではないかと、全体の1%ぐらい何とかならないかというお話ありましたけれども、私も非常にそれについては賛成であります。これはいろいろひも付で補助金は出ますけれども、そのひも付というのは、非常に今国でも論議されていますけれども、ありがたいという一方で非常に使いにくいという部分もあるので、その場所、場所でそれぞれ事情が違くと、地域事情があるということで、ぜひ全体の補助金をふやすのではなく、補助金の中を精査して、それをそういう部分も設けるということでぜひ補助金に対する行政区というか、地域に対する補助金に対する考え方というか、観点

も見直ししていただきながら、自由裁量に使える部分をぜひ設けていただきたいなということは、私も賛成ですので、ひとつその辺の検討もお願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） それでは、私の関係につきまして1点目、2点目と5点目だと思いますが、お答えをしたいと思います。

まず防災マップでございますが、いつごろできるのかということでございますが、これについては、今作成中でございますが、年明け、1月末から2月にかけてぐらいを想定してございます。その辺でつくるということになっております。

なお、何か委員会というお話がございましたが、そういったことは全くございません。

それから、岩手山の噴火の関係でございますが、この前、八幡平市と滝沢市と雫石町で行われました。県の防災訓練でございますが、県のほうでは市を中心に防災訓練をやっております。ことしは八幡平市が中心にということで、この3つの団体で行われたものでございます。それで玉山とか、いわゆる盛岡市も近くにあるわけですが、それについては盛岡市は盛岡市でやるというふうなちょっと情報は聞いております。

矢巾町への影響については、県のほうの想定では、火砕流とか、大噴火になって火砕流とか発生すれば、盛岡インターよりちょっと北側ぐらいまでかなというふうな想定をしているようでございまして、直接そういったものは矢巾町のほうには降りかかってはこないというふうには思っておりますが、たまたま北風が強いようなときには、火山灰は多少は来るとは思いますが、まず矢巾町では大きな災害にはならないというふうに思っております。

それで町民の方が登山中ということでございましたが、これについては、県のほう、あるいは防災へりになるかあれですが、噴火になれば、それも近づけないと思いますが、いずれ連携をとりながら町民の方の命といいますか、町でできるものはこれはやっつけていかなければならないというふうに思いますので、詳細については、今何とも申し上げられませんが、当然対応しなければならぬと思っております。

それから、公用車の件でございますが、先ほどもお話したとおりではございますが、確かに燃費あるいは省エネの関係で当然お金をかけて地球環境を守るということもこれからは必要だというふうに思いますので、車に限らず、あるいは電気の関係とか蛍光灯をLEDに変えとか、そういったことも含めながら省エネのことも考えていかなければならないと思いますので、当然そういったところも判断材料にしながら公用車の更新には努めていきたいと

思っております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○委員長（米倉清志委員） 女鹿副町長。

○副町長（女鹿春夫君） 2点目の人口減少問題を含めた各課のつながり、横の連携の取り組みについてということで私のほうからお答えをさせていただきます。

この人口減少対策につきましては、国でも今度の臨時国会になるか、地方創生法案がまず報道されておりますし、それからまち・ひと・しごと創生本部も立ち上げられました。それから、岩手県においても県人口問題対策本部が設置されております。それに伴いまして7月28日に開かれた市町村の連携推進会議というのがあります。これは、県内の市町村の副市町村長たちが年に2回集まりまして、県の状況なりなんりの報告なりがあります。その中で市町村人口問題連絡会議を立ち上げることにいたしました。それでこれから県と連携をとりながら、市町村でもそういった本部を設置して、それぞれ県にも連絡しながら市町村の対応も考えようということでの立ち上げが整ったところでございます。今後は、その情報等してもらいながら、それぞれ各市町村で立ち上げて、先ほどの藤原委員のお話等含め、さらには結婚、子育て問題、それから集落への若者定住問題、それから若者の職場確保の問題等を含めていろいろ町内のプロジェクトといいますか、そういった組織でもって議論しながら進めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） にぎわいのあるまちづくりということの観点からのことにつきましてお答えをしたいと思います。

まず初めに、不動地区ということのお話でしたが、こういったものにつきましては、いろいろ一般質問等でも出されてきておりまして、その都度答弁も町長から答弁させていただいておりますが、いずれ町といたしましては、農商工連携といいますか、均衡ある発展をしようということで、そういった中で土地利用等も定めてきております。そうした中で大きく分けると市街化区域と調整区域がありまして、どうしてもそういったところにぎわいの差が出てきていることもこれまでの答弁のとおり認識をしてきてございます。

ただ、どこも例えば矢幅駅周辺のような開発というわけにもいかないと思ひますし、盛岡駅周辺のようなところが矢巾町内全部なるというわけにもいかないと思ひます。やっぱりそこは均衡ある発展のためには、そういった農業地域も残してといいますか、そういった活用



もしていかなければならないと思っておりますので、その辺のところでは何とか活性化につなげていけばいいのかなと思っております。そうした中で規制緩和というお話もございましたが、広域的なこともございますし、法的なこともございますので、その中でも緩和できること等につきましては、今後検討する余地があるかと思っておりますのでございます。

それから、にぎわいのまちづくりに関して裁量のある補助金が必要ではないかということでひも付ではない補助金というふうなお話もございました。これにつきましては、廣田委員さんからもいろいろ提案あったりして、それぞれ例えば各自治会長で組織しますコミュニティ会長連絡協議会とか、あるいは矢巾町のコミュニティ委員会がございます。そういったところでも多少議論をしたりしてございますが、一応議論はしておりますが、大きな声としてまだそういったまず一定枠の補助金までということまでは大きな声にはなっておりません。ただ、そういったことも議論になっていることもありますので、今後さまざまな形で検討できればいいのかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、ここで昼食のため休憩といたします。

再開を1時とします。

午後 0時03分 休憩

—————

午後 1時00分 再開

○委員長（米倉清志委員） 再開します。

高橋七郎委員が都合により退席しております。

休憩前に引き続き一般会計の総括質疑を行います。質疑ございませんか。

川村委員。

○5番（川村農夫委員） それでは、3点質問いたしますが、まず予算の歳入歳出についていろいろ質問がありましたけれども、私、一般会計の予算執行に関する報告書の表の中で一般会計の予算現額に対する決算額の比率91.2%と。それでこの91.2%となった要因は何だったのかという点についてまず1問目お聞きします。簡単に回答をいただきたいと思っております。

それから、2点目でございますが、実は、災害に関連するわけなのですが、その中でも特に介護施設に関係して、今町内では約500床の施設のベッド500床があって、大体その

中で80人規模の施設が4カ所ほど、立派な鉄筋コンクリートあるいは立派な施設に入っている方が300人を超えると。ただ、残り200人ほどの小規模な施設、それからグループホームとか介護、在宅介護等々の要介護者の避難場所に関して、一般人の例えば公民館に避難しなさいとかということでは、その人たちの要介護の観点からも場所として好ましくないというか、介助できないところに避難せざるを得なくなってしまうと、そういうことを考えますと、大規模な介護施設に非常時、災害時には、避難場所としてあらかじめ協定といたしますか、決めておくというのが望ましいのではないかと思います。そういったことについて既に検討されているのか、どういう状況なのかという点についてお伺いしたいと思います。まずこの2点についてお願いします。

○委員長（米倉清志委員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 1点目についてお答えをいたしますが、歳出におきましては91.2%の執行率ということでございますが、それに対しての要因はということでございますが、これが何%がいいのかちょっとあれですが、予算の積算に当たりましては、多少歳出におきましても丸々100%というわけにもいかないでしょうから、100%ではとりますが、さまざま例えば工事だとかそういったものには入札とかあつたりしますと、どうしても入札減とか、そういった差額も生じてくると思います。そういったものは、そのまままず使い切りではなく、使われなくて残った分については、できるだけ保留をしまして、次年度以降といたしますか、そういったところにも有効に使いましょうということもありますので、そういった観点でいったところから有効に活用させた中で多少余裕があった分については残しましょうということでそういうことということで捉えておりますので、以上、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 2点目の介護施設あるいはグループホーム、在宅介護の方々の避難所というご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

3月11日の東日本大震災以来、それぞれ一時避難としては、やはりそれぞれの公民館等々に多分行くのだらうなというふうと考えておりますが、やはり共同で避難所にいるというのは、非常に無理があるというのは、それはそのとおりだと思います。そこで介護の必要な方、あるいは障がいのある方もいらっしゃるわけですが、それぞれの方々、町内にかなり福祉施設があるというのは事実であります。それで、本来であればもう少し前にいろいろと福祉避

難所についていろいろお願いをするということにしておったわけですが、昨年のちょっと矢巾町でも災害があった関係で、その部分、ちょっとおくれておりますが、昨年度それぞれの施設の方々にいらしていただいて、福祉避難所とはどういうふうなものかというのを県の担当の職員の方いらしていただいて説明をいたしております。それぞれ施設の方々の意見としては、福祉避難所、協力しましょうというような流れになっておりますので、この部分は、ことし中あるいは遅くても今年度中に災害担当課と協議いたしまして、福祉避難所の締結をいたしまして、万が一災害のあった場合には、そちらのほうにそれぞれ避難していただくというような形態をとりたいなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○5番（川村農夫委員） わかりました。福祉避難所、これある程度そういう施設というのは、介護が必要な方ばかりではなく、その地域での避難所としての機能も期待される面もあるわけです。ですから、その辺を地域住民に周知させるためにも、まず早くというか、進めていただきたい。そしてやっぱり地域コミュニティの方にも周知いただきながら、地域としての避難所としての認識を早く持ってもらおうというような区別、色分けをするためにも順次進めていただくようお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目なのですが、これは実は商工観光と教育委員会にも関連するかと思ひますが、実は徳丹城史跡についてであります。徳丹城は、文室綿麻呂でしたか、810年代に築城されたということですが、律令制度の崩壊とともに徳丹城の意味がというか、存在感が薄れていって、それで平泉文化というか、平泉の時代、藤原清衡の時代になると、もうほとんど徳丹城の存在意義が薄れてきているというふうに、矢巾町史を見ても、もうその文室綿麻呂後については、ほとんど徳丹城というものが出てこないわけです、矢巾町史の中でも、その徳丹城の意義が続いていないような感じがするわけです。

それで今我々の暮らしにその徳丹城がどういう意義を持っていたかという、我々世代の人間に徳丹城の今に引き継がれるものというか、そういった認識がもうちょっとつながっていけば、徳丹城に対する、史跡に対する理解あるいは関心、そして愛着へと深まっていくものと思ひますが、何かその辺のつながりが無いのが非常に残念なような気がします。私余り歴史には詳しくないのであれですが、例えば私ことしの春先、米沢市の上杉鷹山の記念館に行ってきましたけれども、やっぱり鷹山記念館は、しっかりした立派な建物にもなっていますけれども、訪れる観光客もすごく多くて、そしてその上杉鷹山がやった藩政といいますか、

政治的姿勢が、今の米沢市にもしっかり息づいているというやっぱり歴史、近い歴史なのですけれども、そういった米沢市の誇りにもなっているというのをつくづく感じてきたわけです。そうした魅力、位置づけがなければ、やはりこれから先、徳丹城の魅力というものを観光にも結びつけていくことが難しいというよりも伸びが期待できないのではないかという思いがありまして、それでできれば商工観光予算と、それから教育委員会の史跡調査、埋蔵文化財云々のほうの連携、その歴史を探索していく上で、研究して深めていく上で何か徳丹城からその後どういう歴史があって、そして今のこの地にそれがつながっているのだと、今のこの地域につながって、地域ではこうだったのだというところまで何か続けるストーリーができないものかなというのをつくづく感じております。

昔お城がありました。今は桜が咲いていますといっても、ちょっとつながりがもう一つ欲しいなど。観光振興という観点で徳丹城史跡は常に取り上げられ、話題になるわけですが、そういった視点からの取り組み、こういった検討はなされたことがあるのか。あるいはやってもそれは無理だとか、そういった視点なのか、これからの夢を描いていけるのか、将来に向けて描いていくためのお考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） それでは、今のご質問にお答えをしたいと思います。

徳丹城につきましては、国の指定史跡ということになっておりますので、日本の歴史を理解する上で重要な遺跡という位置づけのもとで国の史跡になっているわけでございます。施設的には、平安時代初期に朝廷によってつくられた施設ということで東北、特に陸奥の国の行政、それから治安等の維持ということでつくられた施設なわけですがすけれども、ただもう1,200年も前の時代のものですので、京都のように古い建物が残っているということではなくて、もう既に建物等については、その痕跡もないと。ただ唯一残っているのが地中に建物があつた、いろんな施設があつた、そういう痕跡が残っているということでそれを探して今発掘調査を継続的に実施しているところでございます。そういった観点でなかなか皆さんの目には徳丹城がどういったものだったのかということがわからないというような現実はありませんが、50年代に一応町のほうで徳丹城の公有化した一部を公園化しておりますが、その時代は、建物の復元とか、そういったものは許可されておらない時代だったので、平面的なここに門の柱がありましたよ、柵列の柱がありましたよというところを平面的に表現した内容でした。これはどこの地域でも同じような、そういった部分しか許可されなかったという時代背景があります。

ただ年々そういった状況だと、遺跡の性格が全然どういったものなのかわからないということで、今は国のほうでも建物の復元等については許可しております、志波城等については、南門、外郭、それから政庁付近につきましても建物等を建てて、当時はこういったものがありましたというところを目で見られるように表示をしてきております。当時とすれば、この地域の行政を仕切る場所だったわけで、水沢の胆沢城が802年、志波城が803年、そして徳丹城が812年ごろということで志波城の廃止に伴って徳丹城がつけられたという時代背景があって、それなりに当地としては、当時の朝廷の蝦夷というか、陸奥の国の平定をしていく拠点になっていたわけでございますけれども、そういった時代背景でつけられたものがだんだんにこちらのほうの地域の反抗というか、住民についても朝廷に従順になってきたというようなこともあると思います。そういった部分で徳丹城の役割というのがなくなって、水沢にある胆沢城が安倍氏の時代までずっと続くわけですが、そういったことで徳丹城については、そんなに長く使われていなかったということもわかってきました。これは、やはり発掘調査でそういった性格づけがわかってきておりますし、やはり志波城とのかかわりというもの、この発掘調査の中でわかってきています。別将というような、造営する責任者の墨書土器が出てきたりという、そういうこともわかってきているわけで、こういったものの成果を今後活用して、以前から一般質問等でも答弁しておりますけれども、第7次の中でそういった何か目に見えるもの等がつけられればいいなというふうに考えているところです。

なお、一昨年、徳丹城の造営1200年ということで正殿の電飾で建物の復元等を行いましたけれども、ああいった形でやはり皆さんに目に触れていただくということがこれからは大事になるのかなと思います。ただのべつ幕なく全部やるということは、それは財政的には無理ですので、何か一つでも代表できるような、そういった建物の復元が行われれば、観光的にもいいのかなというふうに思いますし、それを目指して教育委員会のほうでもボランティアの方々、ガイドの方々の養成もしております。そういった外から来る方々への対応、そして1200年以降、やはり団体の方々の来跡ということも非常に多くなってきておりましたので、そういった方々にもご協力いただいております。それに向けて教育委員会としては、今努力をしているという最中でございますので、もうしばらく時間をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） ただいまのご質問、観光分野、観光部門ということでご質問ございましたので、お答えいたします。

徳丹城の史跡公園につきましては、ご案内のとおり矢巾町の観光資源ということで観光パンフレット及び観光情報発信の部分については、取り組ませていただいております。具体的に県内広域連携での観光というのがベースになってございまして、そちらへの情報発信、提供ということで観光パンフレットを通じながら情報の提供は行っているところでございます。また、さらに現在でございますけれども、矢巾町、観光のほうで取り組んでございます観光ボランティアガイド、ここの議員さんの中にもボランティアいただいている方もいらっしゃるわけですが、現地に行きまして、徳丹城のほう行きまして研修を受けながら古代の史跡、歴史を勉強するというのが研修、実施しているところでございまして、徳丹城公園につきましては、観光分野といたしましても教育委員会と連携を図りながら今後推進には努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○5番（川村農夫委員） わかりました。ただ、ボランティアの方々に頑張ってもらいたいということは、これは感謝しなければならない部分でありますけれども、何か映像で資料館に行った場合に、アニメーションになるかとは思いますが、そういった形で800年代築城からの歴史を映像で学びながら、そしてその後の徳田の地域あるいはこの矢巾の現在に至るまでの歴史まで含めて、そして今こういう状態だということまでの一連のストーリーになった形がやっぱり必要ではないかなというふうに思う面があります。ですから、今後そういった映像についてもご検討いただければというふうに希望いたします。

例えば鷹山記念館では、まさにこれはアニメではなくて、真野あずささんでしたか、女優の、ああいう方々が出演した映画のような形でスクリーン映像で歴史を説明しているというところまでやっているわけです。お金がかかることですから、そこまでは今要求するわけはありませんが、何かしらの形で徳丹城があった時代のみならず、今の徳田、矢巾までに至るそのつながりを結びつけて説明、普及していただければというふうに思いますので、今後ご検討いただきたいと思います。これは要望です。

○委員長（米倉清志委員） ほかに質疑ございませんか。

齊藤委員。

○1番（齊藤正範委員） 2点質問したいと思います。

1つは、今の委員会でも話が出ていましたけれども、米価の関係で米余り状況で減反率が来年は4割を超えるということが地域では問題にはなっていて、半分近い水田が畑作物を作

付なければならない状況に陥るわけなのですけれども、そこで水田については、農地中間機構などを活用した中でいろんな活用が図られるとは思いますが、畑地とか耕作放棄地については、やはり畑作物がそちらに作付されるとすれば、利便の悪いところとか、構造的な問題のあるところは、反対に作付されなくなってくるのではないかなというように思いますけれども、それらの農地の活用方法について、どのようにお考えがあるのかお聞きしたいと思いますし、こういう状況下を踏まえた中で矢巾町にはどの程度の農地が必要なかなという部分も検討していかなければ、農地があっただけで活用ができないという、うまく活用ができないという状況下に陥ってくるのではないかなと思いますので、所見をお伺いしたいと思います。

もう一点、人口減少にかかわる話の中で空き家問題について私質問させてもらいまして、統計のとり方はあるけれども、矢巾町も1割程度の空き家があるということを知っておりますけれども、いろんな自治体の取り組みとして人口減少対策として空き家を活用するという動きが盛んになってきているような気がします。移住者の受け入れとか、若者の部分、改造して使うとかという部分等の活動がされておりますけれども、そういう空き家を登録制にして有効に使うということも大切ではないかなというふうに思いますけれども、その辺の取り組みについてお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○委員長（米倉清志委員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず来年度の今までの言葉を借りますと、減反率の関係、生産調整の関係の部分の中では、あくまでもシミュレーション的には、今の米余りの部分を踏まえた形の中で農協のほうの進めております集落営農懇談会の中では、たしか40.1何がしぐらいの減反率の話では示されたと思います。

いずれ委員がお説のとおり、今の米政策の関係につきましては、いずれ既にご案内のとおり29年度まで国のほうでは、今の政策の分進めると、そして30年からは情報提供のみになって、あとは生産者の判断でもって作付を米に関しては判断してくださいという流れがあるわけですが、以前に、その前に品目横断なり、経営所得安定の部分につきましては、この部分につきましては作付の関係については、従来からこれは自由裁量あったわけがございます。現実的にはあったわけございまして、何を言いたいかと言いますのは、水稻のみに限らず農作物の関係につきましては、根本的には、農家の判断で作付状況については判断

してくださいというのはあったということは、多分ご理解していると思いますけれども、そういう状況であります。しかしながら、実際的には矢巾町の部分は水稲が主になっておりましたから、過去の話をしては仕方ないわけでございますけれども、これからの話とした場合ですけれども、このことによりまして、今担い手の関係やら含めまして耕作放棄地のことも懸念されるということになるわけでございます、それで何をやればいいのかということにつきましては、私はこの場では明確な部分につきましては、言いかねるわけでございますけれども、ただ言えることは、今の政策の形の中で、きのうもちょっと話があったわけですが、中間管理機構、事業の関係の部分の中での今回第1回目の希望の部分の中では、受け手の希望面積は262ヘクタール、矢巾町のエリアとした場合に欲しいのだと、集積をかけたいのだと、私は欲しいのだということで出されている分がございます。となりますと、それはその一つのデータといたしますけれども、しかしながらこれが集落営農なり、あるいは地元の担い手、認定農業者の方の集積なりの部分を考えて場合に、地区外から来たとした場合には、非常に現実的な、本来地域の方々がそこにずっと住んできた部分のコミュニティも含めてそういったふうな流れが崩壊してしまうことが懸念されるわけでございます。ですから、そういう事態にならないためにも、人・農地プランの今見直し分はあったわけですが、ぜひ全体の方を含めて将来あるべき部分につきましては、やっぱりいま一度皆さんでご議論いただければというのが本音でございます。

この部分につきましては、説明会の際には、話はしておりますけれども、しかしながらどうもなかなか具体的にわからないなという方もあるのですけれども、ですが、繰り返しになりますけれども、やはりここは避けて通れない話になりますので、そうした場合に、これをやるために行政として、あるいは農協としての支援の仕方なりの部分である程度明確なものが、明確と申しますか、各集落なり希望の部分があるとすれば、行政としても取り組みやすいよさがあります。ちょっと何をすればいいかということに対しての明確な答弁にはなっておりませんが、やっぱり今まさに地域で再度話し合っていていただくというのが根底のかなというふうには思っておりますので、この分につきましては、何とぞご理解いただきたいと思っております。

実際に今の矢巾町における耕作放棄地の関係につきましては、これは委員会のほうで毎年実施しております、農地パトロール等で実施しております、これが全てではないかもしれませんが、全体的には1.8ヘクタールくらいの耕作放棄地としてはあるのですが、ただその捉え方の部分につきましては、実際に見ますと、ちょっと荒らしている田もあるよな



ということがあるわけでございますけれども、その辺も見れば、もっとあるかもしれませんけれども、でもそのような数値になっておりまして、そんなに今現在は放棄地的にはないわけでございますが、ただ懸念事項は今後は想定はされます。いずれこの部分につきましては、皆さんとともにいかにやったらいいかという部分につきましては、行政もそうですけれども、皆さんの声を聞きながら課題解決に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の空き家の関係でございます。これにつきましては、統計で10%を超えているというふうな統計が出ておりますが、矢巾町では、実際どのくらいあるのかというふうなことで一応区長さんを通じて調査をしたいなというふうに思っております。盛岡市では、苦情等も来ているということで、たしか今回の議会、条例化に至ったというふうな新聞報道等も見ておりますが、矢巾町の場合は、苦情等は全くとございますか、今来ていない状況、ない状況でございます。ただそういった中でも、やはり今全国的に問題になっておりますので、それで一応どのくらいあるのか、実際にどのくらいあるのかというのを区長さんを通じて調査をしたいというふうに考えております。

その後立ち入るにしても、あるいは委員さんがおっしゃるように、あるいは登録制にするとしても、条例等も必要だと、それに基づいてやらなければならないというふうに思っておりますので、その辺まで進みたいとは思っておりますが、とりあえずはどのくらいあるか調査をしたいというふうには考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

小川委員。

○6番（小川文子委員） 私は、2点についてお伺いをしたいと思います。

1点目は、子どもの医療費の拡充ということで、これは一般質問とも関係もいたしますし、今定例会の決算委員会の中でもかなりいろいろ議論も出たところでございます。全体像からいきまして、乳幼児の医療費助成は、今の乳幼児の就学前までを完全無料にすると約3,300万円かかると。小学校6年生まで無料にすれば約4,000万円かかると。そしてさらに中学校卒業まで無料にすれば1,500万円かかるとというような現時点で全体像も明らかになりました。総額でいきますと約8,800万円ぐらいあれば、年間8,800万円あれば、中学校卒業まで無料化が実

現できるというような現時点の数値が出されました。少子高齢化の少子化対策というのに抜本的といいますか、大胆といいますか、かなり重点政策として取り組んでいかなければならないという認識が今議会の中では、かなり大きな比重を占めたかと思います。今後子ども子育て会議の中で12月、3月と議論されるということでございますけれども、議会の中でも今回の少子化対策という点から、これらの金額を高いと見るか、低いと見るか、その評価はあるかと思いますが、一步でも前進するような、重ねてそういうふうな要望といいますか、意見を聞きたいと思います。

2点目は、町営住宅政策でございます。町内には雇用促進住宅がございましたが、廃止になって、この10年くらいの間公の住宅というのが半減をしております。町営住宅も数年前は252戸だったと思いますけれども、現在242戸ですので、約10戸くらい減少してございます。いつも倍率が10倍を超えるということで、かなりの高倍率となっていて、なかなかたやすく入られない実態となっております。2つの問題があるかと思いますが、1つには、かなりの老朽化をしていると。既に50年を過ぎている老朽化をしている。これを長寿命化政策ということでもちこたえさせてつなげてきたわけでございますけれども、いよいよ限界にきているのではないかということが1つございます。

もう一つは、若者の定着ということも考えまして、室岡のゆうゆう広場、昨日はいわゆる6次産業化の部分に使えないかということを確認いたしましたけれども、検討会の中でゆうゆう広場に町営住宅を建設できないかということでまず検討課題とさせていただきましたけれども、室岡及び不動の地域の人が入るという条件であれば、不可能ではないと、可能であるというような答弁もございまして、少子化対策、それから不動地区での活性化の問題、不動小学校の人数の減少とかということもございしますので、ゆうゆう広場に町営住宅を新築していくという提案についてお考えを伺いたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 1点目の医療費の拡大についてのご質問にお答えいたします。

確かに医療費を拡大することは、少子化対策について重要な施策になるものとは認識はしております。ただし、先般一般質問でもお答えいたしましたとおり、今後開かれます子ども子育て会議におきまして話し合っ、そして結論をこの後出してまいりたいという考えはそのとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、2点目の町営住宅の関係でございますけれども、今長寿命化関係で主にやっているのは中高層という形で、古い住宅については一部修繕という形でやっております。長寿命化として今後、今もやっているやるべきものとしては、三堤住宅、森が丘住宅、明道住宅という形で計140戸については、長寿命化計画ということで平成22年度に町のほうで長寿命化計画を策定して、今実施しているところでございます。あとの老朽化の住宅につきましては、いろいろ思料やってストック関係、住宅の必要ストック関係等、年収300万円未満の関係とか、いろいろやった場合、適正規模とした場合が大体町営住宅の供給量としては、これは22年のデータですけれども、149戸ほどでいいのではないかというような調査結果となっております。

ただ、今先ほど委員おっしゃられましたように、三堤住宅とか森が丘は、確かに10倍とか高い率になっております。逆に農山漁村住宅、結局東徳田とか西徳田とか、高田にあります連棟した住宅関係、これについては、やはり1戸募集した場合、なかなかなくて再募集とか、そういう形もございます。ですから平均すると、そんなうんと高いという形ではございません。まず1点目としてはそれですし。

あと2点目の室岡地区に定住の関係ということで前に勉強会でもお話あったと思いますけれども、確かに大規模既存集落内には、公営住宅等は建設は可能でございます。ただ、勉強会でも多分お話しされたと思いますけれども、その周辺に居住する者が入る住宅でございます。では、退居したときどうなるのかと、また再度募集して、いない場合どうなるのかと、いろいろな要素がございます。それらを組みながら検討しなければいけないと思いますけれども、今の6次の計画ではございませんので、そのところだけはご承知願いたいと思います。

さらに、今後必要と、これらになりますと、やはり7次の計画とか、それらに盛り込むとかという形になろうかと思っておりますけれども、今うちのほうで町営住宅の長寿命化とか、いろんな検討からいきますと、これ以上、今の予定ではふやすという考え方ではないところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 小川委員。

○6番（小川文子委員） 子どもの医療費の問題では、子育て会議の中で検討していくという答えでございますけれども、その1歩でも2歩でも前進させるという、その意欲といいますか、そういう意思が感じられませんでしたので、その前向きな姿勢といいますか、そういう

ものを再度お伺いしたいと思います。

あと町営住宅のほうでは、将来は149戸ぐらいを目指すということでございますと、結局まず100戸ぐらい減らすということになります。そうすると、ある意味今の古いのは、このまま使って、廃止というふうな方向になるかと思えますけれども、到底今そういう状況ではないだろうというふうに思いますので、最低でも現在の数はまず確保していくという立場に立って、やはりいずれ町営住宅は、少子高齢化もありますし、それから安心して住み続けられる矢巾町を目指すということもございます。それで町内には生活保護の方もございますが、生活保護基準として家賃2万5,000円以下でないと入れないという基準がございます。それをクリアできるのは町営住宅だけだと思います。ですので、生活保護の方だけでも90世帯ぐらい、90人ぐらいございますので、これ140という数では圧倒的に足りないということになるかと思えます。その点も含めて再度この数については、必要な数をちゃんと担保するという姿勢が肝心ではないかと思いますので、そこら辺も再質問いたします。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの1問目の質問にお答えいたします。

医療費の拡大について、1歩でも2歩でも前進の姿勢が見られないというお話でございましたけれども、財政的な事情もございますし、ここで私が前進するというふうに申し上げることは、ちょっとできかねることでございます。ただ、子ども子育て会議におきましては、まずフラットな状態で皆様にご協議をいただきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問ですけれども、町営住宅は、まず今の状況だと低家賃でございます。ただ、建てかえとなりますと、もう家賃が3万円、4万円の時代になります。ですから、逆に今ある住宅を新規ではなく長寿命化をかける百四十何戸、そうすると、約102戸関係が老朽化になっております。やはりその中でもちこたえられる修繕関係やって、まず維持等は努めるのですけれども、どうしても維持等ができない場合は、やはり用途廃止等、またその時点での計画で建てかえが計画立案がなされるかどうかによりますけれども、今の状況ではやはり維持管理を考えた場合、新たに建築というのは、今度は入居者、先ほど生活保護という話ございましたけれども、新たに建てかえた住宅には多分生活保護世帯は新規で家賃が高くなりますので、入居がちょっと困難になると思えます。ですから、逆に今ある三堤とか森が丘とか、その辺のところを処理しながらやっていくのがベターではな

いかなど。あと先ほど言ったように、なるべく存続させるように維持管理は努めるのですけれども、やはり昭和38年あたりからもう建っているのございますので、どうしても悪ければ、一戸建ての場合は、老朽化がひどい場合は、やはり用途廃止というのも必要になってこようかなと思っております。ですから、一概に先ほど言った149戸が今のデータでは、そのとおりですけれども、それらになりながらもやはりある程度の一定基準持ちながら継続的な考え方ではいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 質疑ないものと認めます。

これで平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） きのうのこの国保会計についての今後の展望といたしますか、今の状況を踏まえて将来展望の話があったわけですが、課長は、住民課長の答弁だっと思いたいますが、やっぱり非常に厳しい状況にあると、毎年1億円ぐらいずつ増加が続いているというような話もございました。そこで健康長寿の話も先ほどございましたが、やっぱり医療費を削減をするということが大きな今後の課題になるだろうというふうに思うわけでありまして。私も一般質問の中で本町の死因別の死亡率を聞いたわけですが、これは全国どこもそうなのですが、がんの死亡率が本町も一番高いと、27.2%という答弁でございました。そこで特にがんの検診が本町非常に低い、これは全国的にどうかということでもちょっと調べましたが、国の当面の目標ということで肺、胃、大腸、このがんの検診の目標が40%ということでもございました。ほとんどこれが全国平均でいえば40%近い受診率を今は各自自治体が目標にしながら達しつつあると。それで子宮がんも乳がんについては、目標50%に置いているようですが、これも受診率が40%を超えて50%近くになっているところが多いということなようでもございます。私どもの町内の本町のがんの受診率、これを調べましたが、胃がんの受診率は23.3%、大腸がんが34.5%、肺がんが24.6%、前立腺がんに至っては13.9%という、非常に50%あるいは40%にもかなり満たない受診率なわけでありまして。中には、子宮頸がんとか乳がんについては、50%をどちらも超えていますので、そういう意味では高いわけ

でありますけれども、しかもがんは今2人に1人が罹患をするといいますが、がんになっている人がそのぐらいの率であるということも言われています。

しかし、3人に1人は死亡するということも言われていましたが、近年の医療の進歩によって早期発見はほとんど治っていると。がんイコール死亡するというのは、もうある意味昔の話だということになっているというような話も現実にあるわけですが、早期発見することによって治療もさまざまな治療を選べると、手術も比較的簡単にできると。したがって、がんによる死亡率がどんどん減っているというようなこともあります。

先ほど言いました本町の受診率を見ると、なかなかそこまで到達しない状況があるというふうなことでここにもう少し力を入れていくべきではないかというふうに思っておりますが、本町はヘルスアップ事業にもいち早く取り組んで、それから特定健診についても50%を超える受診率にはなっていますが、その中でも先ほど言ったようにがんの受診率は非常に低いわけです。今後やっぱり医療費を抑えていくという観点からいきますと、その辺が大きな本町の取り組みといえますか、今後の目指すべき部分ではないかと思うわけでありまして。したがって、検診の重要性とか、必要性とか、もっともっと広報はもちろんでございますけれども、いろんな機会を通じてキャンペーンを張るようなことをしながら取り組みを強化していくべきではないかというふうに思っておりますので、その辺の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（米倉清志委員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 国保会計ではありますが、検診等を担当しておりますので、生きがい推進課のほうからお答えを申し上げます。

今山崎委員おっしゃるとおり、全くそのとおりだと思います。それぞれ早期発見、早期治療というのがやはり重篤化を防ぐためには必要なことだということで一生懸命取り組んでおりますが、なかなか町民の皆様にご理解をいただかないといいますが、検診会場に来ていただいているというのが実情でございます。これにつきましては、それぞれいつも言っておりますとおり、医療費の削減、そのとおり重症化を防げれば、医療費、多分下がるのだろうなというふうに思っておりますので、ありとあらゆる機会を持ちながら、一応はやっているつもりではございますが、なかなか町民の方々、ご理解をいただけないということがありますので、もっともっと力を入れていきたいなと思っております。いずれやはり基本的には、自分の健康は自分で守るのだというような意識づけをもっともっと町民の皆様にご意識してもらわないと、この部分については、なかなか改善できないのだろうなというふうに思

っております。町といたしましては、それこそ検診率を高めるために一生懸命やっておるわけですが、やはりほとんど個別にも電話連絡等して、いろいろと受診勧奨をしておりますが、やはり病院に行っているとか、そういうふうなお答えでなかなか肝心の検診に来ていただけない部分もありますので、もっともっと国保の担当課ともども検診率向上についてももっともっと努めていきたいなど、このように考えておりますので、なかなか最善策というのは見出せないでおりますが、その辺ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） 大体予想した答弁なわけですが、毎回大体そういうふうなやりとりで来ているわけです。しかしながら、現実にはなかなか改善をされていないというのが実態なわけですので、日本一健康な町やはばということです。ずっとこれは叫び続けておりますし、取り組みもされているのは承知はしていますが、やっぱり本町におけるがんの死亡率とか、あるいは受診率とか、そういうのを全体を網羅して検診を受けてくださいというのは、当然やらなければならないわけですが、そういったスポット的にでもいいですから、もっと力を入れて、例えばがんならがんの受診率をもっと高めるとか、あるいは生活習慣病となれば、これは私が質問した、いわゆる脳卒中の話にもなってきますが、どこかにスポットを当てた、もっとインパクトのある取り組みができないものかということ。常に私も何が必要なのかなと、こう思うわけですが、なかなかいいこれだというのはないのが現実だかもしれませんけれども、もっと響くといいですか、町民がなるほどなど、ここをやれば、例えばことしが36万何がしの1人当たりの医療費がかかっております。5.何%伸びているわけです。去年も34万何ぼ、ずっと21年から見ると、四万五、六千円もふえているわけです、医療費、1人当たりの。したがって、そこをもっともっとPRをして、もう国保会計は大変だよと、もっともっと1人当たりのいわゆる掛金が上がるのだということをアピールをしながらやっていかないと、どこまでいってもこれが改善されないような気がしてならないのです。そこをもう少し、担当だけに任せるだけではなく、もっともっと本当に健康な町をつくるのだという強い思いを持ってやってほしいなというふうに思いますので、そこはもう一回答弁をいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど生きがい推進課長が申しましたとおり、さまざまな取り組み、例えばのぼり旗を掲

げたり、あとは公用車にステッカーを張ったり、いろいろ広報にも大きくわかりやすく掲載したりしているわけなのですが、毎年、毎年一つぐらいずつ新しい施策といいますか、方法、模索は考えているのですけれども、にもかかわらずなかなか受診率が上がってこないというのが現状でございます、ここはやっぱり国保会計を運営している我々と生きがい推進課と横の連携をもっと深めまして、先ほど委員がおっしゃいましたスポット的だというようなキーワードもございましたので、そこら辺も参考にしながら何とか受診率が上がるように取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） わかりました。それで地区で毎週日曜日、防火の、いわゆる消防自動車で回っているわけです、巡回をしながら。それで耳にたこがよるくらい防火、防火と、とにかく火の扱いには注意してくださいということできっとやっているのです。やっぱりこれは知らず知らずのうちにもうそのとおりでなと。やっぱり例えば乾燥注意報だから気をつけなければならないなという気持ちが皆醸成されてくると思うのです。だからやっぱりそういうふうなしつこくやるべきではないかなと、これは一つの案ですけれども、以上でございます。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんか。

川村委員。

○14番（川村よし子委員） 2点について質問させていただきます。

まず1点目は、国保税が高いということですが、その高い中でも安いという人もいるのですけれども、年金をもらって、ある程度の年金をもらっていて国保税を支払うのは、そんなに高くないよという話をされるのですけれども、大変な方は、特にも母子家庭で、母子というか、父子家庭、母子家庭、国保に加入している方は、農業とか、あと個人の営業している方とか、そういう方が多いわけですが、子どもを持つと人数割が入るわけです。それから、財産があれば資産割、売りたいくても売れない財産ってありますので、そういうのも含めて、その資産割とか人数割を少なくできないのかどうか、そのところをお伺いします。

それから、2点目は、矢巾町は法定内繰り入れ、国保税の引き下げのことなのですが、法定内の繰り入れはしていますけれども、法定外の繰り入れをしておりません。近辺では、雫石では毎年、もう10年ぐらい前からやっているのですけれども、できない理由が国の



制度の中に裕福だと思われるのでできないとか、ちょっとなかなか理由がはっきりしないのですけれども、子どもを育てている人たちにとっては、やはり医療機関に何回もかからなければならぬ、子どもは免役をつけるために風邪をひいたりしますので、医療機関にかからなければならぬです。そういう子育て支援のためにも、やっぱり一般会計からの繰り入れをもっとふやすべきだと私は考えるのですけれども、その国の制約のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 中村会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（中村 滋君） ただいまのご質問でございますけれども、国保税の引き下げというか、均等割、資産割等の引き下げというようなお話でございましたけれども、今現在矢巾町におきましては、平成20年に後期高齢者医療保険入った時点で見直しをしましての税率ということになっておりますけれども、実際的には、それ以前の平成17年に税率改正したときからほぼ変わっていない状況でございます。17年のときから20年に改正したときは、所得割が0.05%なり、均等割、平等割とも若干引き下がっているのが現状でございます。そして17年からですから、10年ほどそのまま現在の税率で維持しているというような状況でありますので、このまま維持等をしていきたいというふうに思います。

現在国保でいただいている分は、後期支援、そして介護納付金等を含めて年間約5億円ほど、弱のところでございますけれども、実際に医療費として支払う部分の医療費分というものについては、約4億円が国保税の歳入ということになっております。その中で毎月の医療費の療養費支払いというのは1億5,000万円、毎月支払っているわけございまして、それからすると、医療費分として納入いただいている部分の約数十倍というか、相当数の倍数で医療費等支払っているというような状況でありますので、現在のところこの状況を維持していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 2点目の法定外繰り入れにつきましてお答えいたします。

まず繰入金には、法定繰り入れと法定外繰り入れというものがございまして、法定繰り入れにつきましては、国民健康保険法で定められておりまして、毎年総務省から繰り入れ基準が通知されてございます。それで繰り入れることができるものは、7割、5割、2割で軽減した分、いわゆる軽減分と、あとは支援分と言われるもの、あとは保険税で賄うべきでない一般行政経費、それから出産育児金、少子化対策の一環として出産一時金の3分の2の額、

それから財政安定化支援のための繰入金、この5つの項目については、法定繰り入れは可能でございますが、今まで一般質問等でもお答えしてきたところではございますが、国民健康保険の運営財源は一般会計からの繰入金、さっき言いました法定繰入金は除きます。一般会計からの繰入金によることなく、保険税や法定負担の公費で賄われるべきである、本来保険税として賦課徴収すべき費用の一部に一般会計の繰入金を財源に充てることは望ましくないとされておりまして、国保会計は、あくまで特別会計でもあり、独立採算で運営すべきものでもございますので、法定外繰入金を繰り入れする予定はございません。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村委員。

○14番（川村よし子委員） 母子家庭の方で今はパートとか、それから派遣社員とかで社員になれば、社会保険になるわけですがけれども、国保に加入している方もいますので、そういう方たちのところは、特に矢巾町では何も特別な事情、特別に配慮はされていないわけですがけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。医療機関にかかるときにお金が必要になりますよね。そういうところとかも、やはり配慮した子育てにやさしい町をつくるべきだと思うのですがけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（米倉清志委員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの質問にお答えします。

税金のお話でございますよね。母子家庭においてももちろん医療、かかった場合には医療費はかかるわけでございますけれども、母子家庭であれば、やはりそれなりの収入がある程度一般の家庭よりは少な目というところもございます、一般的には。というところから所得割等、低めに算出されるわけございまして、母子家庭であっても払える範囲内の保険料が算出されているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかにございませんね。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 質疑ないものと認めます。

これで平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。  
引き続き、平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受け

ます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) 質疑ないものと認めます。

これで平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米倉清志委員) 質疑はないものと認めます。

これで平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

小川委員。

○6番(小川文子委員) それでは、来年度駅前に建設予定の複合施設についてお伺いをいたします。

複合施設は、一般質問等でも駐車場が少なくて利用しづらいと、新たな駐車場を検討しているということでしたが、実際には敷地内の範囲で特別に外のほうに計画ができていないわけではないと、民有地はもう既に換地が済んでいるというようなお話でございました。今の駐車場の台数からいきますと、月割り駐車場がまず30台、そして敷地内に新たに設定されたとしても10台、20台の段階だと思えます。50台ぐらいの敷地で100人規模の会議室があります。どんな施設でも今は駐車場がない施設というのは、本当に車社会にあって使いづらい。駅の交流の一つのためといっても、駅利用者ばかりの会議ではないわけでございます。町民を対象にした会議でございますので、やっぱり駐車場というのは、最大、一番のまず要件であろうと考えます。そういうふうなことから見ましても、使いづらい施設となり得る、そして例えば子育てセンターの場合も、まだ年間どれぐらいの経費がかかるかははっきりはしていませんけれども、子どもの医療費の助成は、小学校卒業までとすると7,300万円かかるというようなこともございまして、その子育てセンターをつくるよりも、実際的な経済的な支援をしてほしいというのがアンケートでも示されているような町民のニーズであろうかと思えます。このような中で、本当にこの施設が今必要なものかどうかということ今年度再認識、再確認をする必要な時期だと思えます。計画は計画としてございすけれども、やはり再確認というのが最も今大事な検証の時期に来ているのではないかと思います。

一つは、3月議会の予算議会の中でも複合施設については、町民のニーズをしっかりと考えて対応するよという意見書が出ております。町民のニーズ、住民懇談会等の町民のニーズが果たして複合施設を建ててほしいというよな町民のニーズがどの程度あるのか。子育てセンターをつくってほしいというよな町民のニーズがどの程度あるのか。図書センターも含めて。そのニーズをどのように捉えているかを1点目はお伺いをいたします。

2点目は、町の方針として公の公共物はもう今後つくらないと、控えると。体育館施設については、紫波町を利用するよという方向性が出ている中で、特に駅前に関してだけは別格扱いになっているかと思ひます。この公共施設は、やはり今後少子高齢化の中にあつて、20年間1億円ずつの経費を充てなければならないという大きな継続性のあるものでござひます。その中でこの課題もある、この課題もあるということがたくさん今の喫緊の課題もござひます。しかし、財政が伴う課題でなかなか進まないという現状もござひます。そのよな中で本当にこの施設、1億円ずつのものをやつていつたら、さらに今の状況が難しくなつていくのではないかと。いろんなことを改善していくのが難しくなつていくのではないかと、このことについて2つ目お聞きをいたします。

○委員長（米倉清志委員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをいたします。

まず町民ニーズというご質問でござひました。この事業は、そもそも平成14年からの矢巾町中心市街地活性化基本計画からずっと計画を積み重ねてきた結果、最終的に総合計画でこれは町民が望んでいる施設でもあるということ踏まえての建設計画に着工したものと認識をいたしております。今実施設計をやつている最中でござひまして、さらに今お話が出ました住民説明会でもお話がありました駐車場の問題も含めまして細かい点までいわゆる磨き上げ、いわゆるブラッシュアップを今現在行つております。例えば敷地の面積に対しての建物の面積と、実際に屋外の空間をどのように利用するかということもあつて、建物の面積も果たしてこの面積でいいかと、多少の微増の変更があるかもしれませんし、そういった点とか、駐車場の問題、開館時間の問題、それぞれ対応する職員の人数、これを最終段階で事務局レベルで今検討いたしているところござひます。

したがひまして、今の時期に町民ニーズどうのこうのということ、もう解決済みということで私たちはこの事業を重要施策として進めております。したがひまして、この積み重ねた計画を踏んでの計画でござひますので、これは計画どおり実施をして、つくつてよかつたなという施設になるよに運営も含めて行つていきたいと、このよに決意をいつも新たに

しているところでございます。

本会議のときに質問を受けましたが、子育て世代活動支援センターの経費の問題、子育ての関連で幾らぐらいかかるのかという話がありました。これは、その後面積按分で算出したしましたところ、税抜きで2億5,000万円という金額になってございます。これは、出ましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

いずれこの事業は、今時点で変更するということになりますと、矢巾町の信頼にもかかわると思います。私たちは、こういった事業をやりたいということで提案を受けたところ、手を挙げてくれたSPCのほうにお願いをしました。SPCは、ああそういう条件であれば、私たちが頑張ると、自分たちの資金を出してもやるといったところで矢巾町と契約をいたしましたので、私たちもきちっと最後までそれは契約を履行する義務があると思ってございます。全力で対応したいと思います。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 小川委員。

○6番（小川文子委員） 町民ニーズは解決済みというお話でございましたが、平成14年ですから約10年前の計画でございます。その後、リーマンショックがあって、東日本大震災があって、経済状況は大きく変化を遂げています。常にニーズというのは動いていると。それは計画が決まった段階であっても、それは常に熟知しなければいけない行政としての責任ではないでしょうか。計画済みなのだということでは、それでは時々ブラッシュアップ、さっき言いましたようなそういうふうな変革ができていかないと思います。

もう一つは、矢巾町の信頼にかかわるといようなお話をされましたけれども、こういう計画というのは、お互いの今の社会では、契約社会でございますから、契約を結んだから、それを最後まで果たさなければ信頼が失われるというものではございません。その信頼が契約に対して契約が履行できなかった場合には、それなりの法的義務で支払っていく、それはもう契約社会ですから、どんなこともあり得るわけでございます。離婚であってもそうでございます。ですので、矢巾町の信頼が失われるというのは、それは今の契約社会の中であって、不適切な言葉ではないかと私は考えますが、そのことについてお伺いをいたします。

○委員長（米倉清志委員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをいたします。

平成14年からしますと10年以上たっているわけですが、この計画は単年度で決めた計画ではございません。14年に町民の代表する皆さんからの声をもとに、それぞれステップアップ

をしながらマスタープラン、さらには総合計画でつくりましょうということになりましたので、14年の古い町民のニーズと今は違うと言われましても、そのときにすぐ決めたのではございません。積み重ねて現在に至ってございます。したがって、契約案件につきましても議会のほうの議決をいただきながらきちっと手順を踏みながら進めてきた事業でございますので、これは計画どおり進めさせていただきたいと思っております。

そしてやはり必要な施設であるという観点から私は矢巾町とSPCが契約をしてお願いをしたこととなりますので、これを一方的に町民のニーズが変わったということでこれを不履行なことになると、やはり矢巾町の信頼、矢巾町はどうなっているのだということにもなりかねないという観点からこの言葉を使わせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 質疑はないものと認めます。

これで平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成25年度矢巾町水道事業会計決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） 水道事業については、大変地道な努力をされておりますし、その結果、毎日町民は安心して水道を使っているわけでございますので、そういう意味では、大変感謝を申し上げますが、1点だけお聞きしたいのですが、水圧が弱い地域、そして強い地域と、俗に言われていますが、その水圧の強さ、弱さというのは、何を基準にしてそういうふうな判断をしているのか。

それから、その水圧が弱くて、同じ屋敷の中にもう1カ所水道を使う場所を設置した場合、受水槽設置をしているところがあるわけですが、その受水槽も大変まず設置にも費用がかかりますし、それから年1回の検査を受けなければならないという、その法律上の問題もあって、その辺の費用の問題も当然出てくるわけですが、その受水槽の解消策は、いわゆる水圧が一定程度の強さがあれば問題ないというふうに思っていますが、それを解消するための方

策といたしますか、そのようなことについては、どのように今後対応していくのか、その辺と。

それから、受水槽を設置している、いわゆる大きな建物は、ほとんど受水槽があるわけですが、アパートなんかは。個人の住宅は余りないのではないかと思いますので、その辺、どの程度あるものなのかお聞きをしたいというふうに思います。

○委員長（米倉清志委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水圧についての判断という点でございますが、水道の水圧につきましては、最低基準は決まっております。ただ、この水圧というのは、測定する時点でその基準が満たされていれば、それでオーケーというふうな単純なものではございません。といいますのは、使う時間帯とか、その場所の地形条件とか、そういったものによって日々刻々と変化し得るものでございます。また、周りのほうで多く使う時間帯はどうしても弱くなるとか、そういうふうな実際問題としてそういうことがございますので、私たちのところでは、基本的には24時間記録をとるようなものを設置して、要所、要所を測定しております。

ただ広いエリアでございますし、測定する機械の数も限りがございますので、常にやっているわけではございません。具体的には水圧が弱いのではないかとというふうなお声があった際に、そのお宅、もしくはその近辺に設置して水圧の状況を確認して、必要であれば対処をするというふうなことをやっております。そういう対処療法的な方法になってございますが、逆、裏を返しますと、そういった対応でも大きな問題にならない程度に水圧は保たれているというふうな背景があるからでございます。

ただ、どうしても地域的にある一定の範囲が総体的に弱いのではないかとというふうなことが問題になるケースもありまして、そういったところにつきましては、根本的な対応策は、そこに至る配管、その地域だけではなく、そこに至る配管等を造形しなければ対応できないというふうなケースがありまして、そういった一環で我々のほうとしても全体の管網計画を考えながら更新をいずれはしていくという前提の中でどういう順番で更新していくべきかというところで造形等を考えて進めているところでございます。

ですので、我々としましては、水圧が低いというふうなお話をぜひ寄せていただければ、それによってなお一層快適にお使いいただけるような方向で改善するというふうには進めておりますので、それはお願いしたいところでございます。

次に、受水槽の件でございますが、受水槽は、基本的に、やはりそこに至る配水管、パイプが径が細い場合に、一定の量を確保できなくなる可能性がありますので、そういった量的

な不足を補うために一時的に水をためることによってその不足分を補えるようにするために設置するものでございます。これは、そこに置かれた条件等によって非常に異なってまいりまして、主には比較的大きな施設とか、アパート等で一度に大量に使われる可能性が非常にはっきりしているといった場所につきましては、受水槽の設置をお願いしているところでございます。現実問題として、新たにアパートを建てたいといった際に、ではその家のアパート用地の目の前の配管がアパートに対応しきれないというケースの際に、ではそちらが原因者だからあなたのところ、アパートを建設する側でこちらを造形してくださいというふうなお願いまではさすがにしておりませんので、そういった場合に、どうしても造形したければ、そちらの経費でどうぞ、ただそれがかなわない、そこまでやりたくないということであれば、受水槽を設置することによって今の配管でも問題がないですよというふうな協議の中で最終的に受水槽を選択なさっているというケースがございます。

また、そういったところが非常にエリアとして多くなってくれば、こちらとしても法定の水圧を満足しているからといって、先ほど言いましたように、一時的に水圧が非常に時間帯によって低下したりして、非常に厳しい状態にまで下がるというふうな状況が頻繁に発生するようであれば、水道事業者としてそこに至るパイプを更新とあわせて造形していくというふうなことも対応はいたしますが、それは現実的にはそれほど多く発生はしてございません。

それから、個人宅で受水槽を設置するというケースもゼロではございませんが、極めて少ないです。済みません、実数は今手元に資料がないのでお答えできかねますが、理由は、先ほどお話したように、すぐそばにある道路の中にある水道管の径が足りないがために、自分のためにといて延々と管を造形してくるということと受水槽を設置して問題なく使えるようにするということの選択の中で受水槽を選択なさったというふうなケースがありますが、何回も言いますけれども、非常にごく少数でございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（米倉清志委員） 山崎委員。

○4番（山崎道夫委員） 一戸建ての場合は、非常にケースとしては少ないという話がありましたが、実は、役場から直接受水槽を設置しろということではなかったわけですが、直接、業者を通じて受水槽を設置したほうがいいですよということを役場から言われてきたという事象があったために聞いたのですが、結果的には個人にいわゆる費用をずっとどの程度になるかわかりませんが、長い間、恐らく費用もかかっているわけですが、その辺の考え方として、いわゆる住民トラブルというのですか、周りに迷惑がかかる可能性がある。そうする



と、役場に苦情が来るから、お前さんたちで使うのだから、受水槽をつけたほうが良いという判断でやったものなのか、それはちょっとわかりませんが、そういうケースもあるのでしょうか、後々の苦情のことも事前に考えて。

○委員長（米倉清志委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） お答えいたします。

苦情が怖いから、今そういったことをいわゆる指導という形で話をしているという立場ではございません。誤解なきようお願いしたいのですが、苦情によって我々が困るというよりは、現実にもそのエリアの水圧でよそのお宅のほうに迷惑がかかるという現象が発生いたしますので、そういった部分に対して、そういった現象が発生する懸念があるので、そういった受水槽を選択していただけないかというふうなお話の仕方をしております。

以上、お答えとします。

○委員長（米倉清志委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ほかに。

昆委員。

○11番（昆 秀一委員） 水道事業においては、公企業として努力を非常に感じるわけです。単独のホームページに職員のイラスト化とか、キャラクターのじゃじゃっと君、それから水道ビジョンの冊子など、水道事業のワークショップなど、町民に水道事業の理解と親しみ、PRを持たせる努力は、今後も引き続きお願いしたいのですが、そういうアイデアみたいなのは、どういうところから浮かび上がって、そういうのに結びつくのでしょうか。そしてこのような試みをもっとほかの課にも浸透できるようにしてはどうかと思うのですが、その点お伺いいたします。

○委員長（米倉清志委員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） お答えいたします。

アイデア、どうして生まれてくるのかというご質問なのですが、直接的にこういう理由があるから生まれてくるというふうには、ちょっと正直お答えできかねるものがございしますが、ひとつあれなのは、いろんなそういったアイデアを発言しやすいような職場環境なり、そういったものを心がけている、それは私以前のところからでございますけれども、上下水道課という中では、そういったアイデアを口にできる、そしてそれが最終的には実践まで結びつくというような職場環境を維持してきていることが一つの要因ではないかなと、私自身は分

析してございます。また、もう一点ですが、そういったことに対して私どもの上司であります現矢巾町長の川村光朗町長がそういったことに対して非常に理解があるということももちろんだと思ってございます。

役場全体に対してのそういった方向性でいくことにつきましては、ちょっと上下水道課の立場としてははっきりしたことは申し上げにくいのでございますが、先日行いましたワークショップにつきましては、他の課の職員にも応援をいただきまして、実際に参加していただきましたし、広報担当の担当のほうにも取材といいますか、どういうふうな形で行われているのかというのを見ていただいております。そういった形で職員の中で少しずつではありますが、我々の取り組みを見ていただきながら、こういった取り組みのメリットと、またデメリットのほうも実感していただいて、徐々にそういった方向にいければありがたいなと私どもも思ってございます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 水道事業所の管理者でございますし、一方ではこちらのほうでは町長でございますので、どうも水道会計のほうは、そうしたいろんなアイデア等々あり、それをやっぱり町長部局でも反映させるべきではないかというような今ご質問だったわけございまして、いずれまず言えることは、水道事業所、旧来からでございますが、やっぱり研修に積極的に参加しているということがまず第一に挙げられるのではないかなというように思っております。そしてまた、それぞれ町長部局もこの水道、下水道の企業会計のほうもそれぞれ努力しておるわけでございますけれども、この企業会計としての歴史もあるわけございまして、そうしたいわゆる会計上の仕組みが違ったわけでございますので、そういう面からもやっぱり黒を出さなければというようなこともいろいろ職員一人一人が感じておるのではないかなというように推察しておるところでございます。

いずれ今いろいろご提言があったわけでございますので、いずれ町長部局も含めていい環境にこれから努めてまいりたいというように思っておりますので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○委員長（米倉清志委員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 質疑はないものと認めます。

これで、平成25年度矢巾町水道事業会計決算の総括質疑を終わります。

引き続き、平成25年度矢巾町下水道事業会計決算について総括質疑を受けます。質疑ございませんか。

齊藤委員。

- 1番（齊藤正範委員） 当町の汚水処理普及率は94.4%で県内2番目であるという、その報道がされており、大変立派に取り組んでもらっていると思いますが、今後さらに普及率を高めるためにどのような施策を行っていくのかお聞きしたいと思います。

それと下水道会計は、企業会計になって赤字なのですけれども、これは投資を行っているもので単なる赤字とは考えていないという答弁を何回もいただいているわけなのですけれども、今後料金の値上げ等をしなければならなくなってくる場面が出てくるのかどうか、2点についてお聞きしたいと思います。

- 委員長（米倉清志委員） 藤原上下水道課長。

- 上下水道課長（藤原道明君） まず1点目の質問、普及率の向上というところでございますが、私どものところで今現在集落排水事業につきましては、一応完了したというふうな扱いになってございますし、公共下水道事業と浄化槽設置事業がまだ途上であるというふうに認識しておりまして、今現在も整備のほう進めてございますが、今後94%云々となってきますと、残りが少なくなってまいりまして、今後の対応といたしましては、公共下水道事業、まだこれから整備が25キロメートルほど延長で残ってございますので、これを速やかに完了させるべく建設事業のほうを取り組みますと同時に、なるべく早く接続していただきたいということでのそういった普及活動も建設工事と合わせながら都度工事説明会等で事業の内容の説明も加えた上で、そういったお願いをしているところでございますけれども、そういった形での普及向上に努めてございます。また、浄化槽事業につきましても今後の考え方としまして、いまだにお使いになっていないところを今後はターゲットにさせていただきまして、そちらのターゲットを絞り込んだ上でいろいろなPR等をさせていただこうかなと思っております。

ただ、すぐすぐの成果というのは、なかなか簡単には出ないものと思っております。いかんせんお金のかかる、個人負担の比較的大きくかかる事業でございますので、そういったところは粘り強く進めていこうと思っております。

それから、下水道事業の今後の対応ということでございますが、今回の決算で明らかになりましたとおり1億五千何百万円というふうな形の中での赤字というふうな形ではっきり示

されたところでございますが、今後としましては、今回の決算の取りまとめで明らかになりました点として、やはり有収率が非常に低いというところがございます。公共下水道につきましては特に。これは、簡単に言いますと、雨降ったときに雨水が非常に入ってきてしまっているということのあらわれでございます。こういったものをこの数値を改善すべく、雨水が入ってくるような施設をどんどん入ってこないような形に改修していくことで支出を基本的には減らす方向に働くものと思っておりますので、そちらを進める考えでございます。

ただ、そうは言いましても支出を抑えるだけではどうしようもない事態がまいると思われるので、そういったところにつきましては、この公営企業会計によりまして、現実的に幾ら料金収入があれば、これ以上赤字をふやさずに回るレベルになるのかといったものが明らかになります。それで今年度そういった内容で業務委託をして試算をすることで進めてございますので、そういったものが明らかになりました時点で必要な額と実際に料金値上げをお願いする額との部分についてのいろんな議論を経た上で、場合によっては議会のほうにご提案させていただくというふうなことになるかと思えます。その際は、よろしくご審議いただきたいと思えます。

以上、お答えとします。

○委員長（米倉清志委員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） 質疑ないものと認めます。

これで平成25年度矢巾町下水道事業会計決算の総括質疑を終わります。

これをもって付託された7議案に対する総括質疑を終了しました。

---

## 日程第2 審査報告書の作成について

○委員長（米倉清志委員） 日程第2、審査報告書の作成について、この後、委員の皆様から提出していただく意見書を参考に決算審査報告書の作成に入ります。そして、9月5日の特別委員会設置の際にも申し上げ、了解をいただきましたが、9月18日、午前11時からの決算審査特別委員会において皆様方にお諮りし、協議の上、成案を得て議長に提出するという手順で進めてまいります。

---

○委員長（米倉清志委員） 本日はこれをもって決算審査特別委員会を散会します。

なお、明日から15日までは休日休会、16日、17日は休会となります。18日は午前11時に開

会しますので、本議場にご参集くださるよう口頭をもって通知します。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時43分 散会



決算審査特別委員会議事日程（第5号）

平成26年9月18日（木）午前11時開議

議事日程（第5号）

第1 審査報告書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（17名）

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 齊藤正範  | 委員 | 2番  | 藤原由巳  | 委員 |
| 3番  | 村松信一  | 委員 | 4番  | 山崎道夫  | 委員 |
| 5番  | 川村農夫  | 委員 | 6番  | 小川文子  | 委員 |
| 7番  | 谷上哲   | 委員 | 8番  | 廣田光男  | 委員 |
| 9番  | 秋篠忠夫  | 委員 | 10番 | 芦生健勝  | 委員 |
| 11番 | 昆秀一   | 委員 | 12番 | 村松輝夫  | 委員 |
| 13番 | 藤原梅昭  | 委員 | 14番 | 川村よし子 | 委員 |
| 15番 | 米倉清志  | 委員 | 16番 | 高橋七郎  | 委員 |
| 17番 | 長谷川和男 | 委員 |     |       |    |

議長 藤原義一 議員

欠席委員（なし）

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君 係 長 吉田 徹君  
主 事 根澤のぞみ君





---

午前 11 時 00 分 開議

○委員長（米倉清志委員） 会議に入ります前に当職から申し述べたいことがあります。本日も上着を脱ぐことを許します。

本日も皆さんにお諮りします。本委員会の傍聴希望者には、委員会条例第17条第1項の規定により、傍聴の許可をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議ないようでありますので、許可することに決定いたします。

ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

直ちに議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 審査報告書について

○委員長（米倉清志委員） 日程第1、審査報告書について。本日の日程は、付託を受けました7議案に対する審査報告書の取りまとめであります。7名の委員でもって決算審査報告書の草案を作成いたしましたので、ただいまからこれに対してご意見をお受けし、成案にしてまいりたいと思います。ただいまからその草案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

○委員長（米倉清志委員） このように取りまとめいたしましたので、ご意見をお願いいたします。ご意見ございませんか。

齊藤委員。

○1番（齊藤正範委員） 水道事業会計と下水道事業会計なのですが、下水道事業会計の経営が良好という点は、どういう点を評価して良好という表現をしたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（米倉清志委員） 芦生委員。

○10番（芦生健勝委員） まず決算上は、ことしから企業会計に移ったわけですが、特に問題がなく経営しているという点でこのような表現をしました。

ただ、上水道事業も下水道事業も同じなのですが、企業会計の点から見ますと、数字上はどちらとも赤字になります。いわゆる工事費に莫大な金がかかるものですから、そういう面

では、企業会計で見た場合は、そうは言えないかもしれませんが、今矢巾町の下水道、上水道としては、経営は良好だというふうに判断しました。

以上です。

○委員長（米倉清志委員） 質疑何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） それでは、お諮りします。

この報告書を成案といたしまして議長に提出することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米倉清志委員） ご異議がないようなので、この報告書を成案として議長に提出することに決定しました。

これをもって決算審査特別委員会に付託された議案第57号 平成25年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 平成25年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 平成25年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 平成25年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成25年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成25年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第63号 平成25年度矢巾町下水道事業会計決算認定についての審査並びに審査報告書の作成等一切終了いたしました。

---

○委員長（米倉清志委員） 9月5日から本日までの長い間、皆様のご指導、ご協力をいただき、おかげさまで無事大任を果たすことができました。心から厚く御礼を申し上げます。

ここで山崎道夫副委員長からも挨拶をお願いいたします。

○副委員長（山崎道夫委員） 委員補佐としてきましたが、何も私としては補佐するようなことはなかったのですが、おかげさまをもちまして決算審査が皆さんの真摯なご討論によって報告書がまとまりました。この間の皆様のご協力に心から感謝を申し上げまして挨拶にしたいと思います。本当にありがとうございました。

○委員長（米倉清志委員） これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。大変にありがとうございました。

午前11時14分 閉会